

ユーロトレンド

EURO TREND

NO.43 2000・10

- Report 1 特恵関税に関する原産地規則 (E U) / 2
 - Report 2 E U の税制動向と企業の組織再編 (E U) / 18
 - Report 3 フランダース地方における廃棄物規制 (ベルギー) / 26
 - Report 4 少子化現象に歯止め (デンマーク) / 34
 - Report 5 I T への取り組み本格化 (欧州) / 52
 - Report 6 競争力強化に努める産業界 (欧州) / 76
 - Report 7 ブランド物バッグは税込みでほぼ同一価格 (ユーロ圏・英国) / 90
- クロノロジー / 92
- 統計資料 主要経済指標 / 100



特恵関税に関する原産地規則 (EU)

ブリュッセル・センター

90年代の初頭より、EUは中・東欧諸国との欧州協定（連合協定）を締結、現在は加盟交渉を進めている。これは、中・東欧諸国がEUの関税同盟に参加することを意味しており、原産地規則でも汎欧州原産地規則が適用されることになる。これまで、中・東欧のEU加盟候補国は、完成品のEU向け輸出を前提に、第3国からの原材料輸入について関税の減免措置を講じてきた。しかし、これはEUの生産者よりもこれらの国で生産を行う第三国の生産者の方が優遇されてしまうので、暫定期間経過後、廃止されることになった。

他方、中・東欧諸国との特恵関税措置を規定する欧州協定(Europe Agreement)に属さない開発途上国向けの一般的な特恵関税の形態として、EUは一般的な優遇関税制度を適用する理事会規則(GSP)を採択している。GSPは約150ヵ国からのEUへの工業製品輸入に適用される。また、当該国の発展の度合いにより、GSPの適用が解除される卒業メカニズムを有している。最近では、韓国、シンガポール、中国香港などが同制度の適用外とされた。

本レポートは、欧州に進出する、もしくは進出しようとする日系企業が、今後、EU向けの生産拠点をどのように展開していくべきか、考える際の基礎情報資料として、EU通商法に詳しいDe Bandt ,van Hecke ,Lagae & Loesch法律事務所パートナーである柴崎洋一弁護士に「特恵関税に関する原産地規則」についての解説をお願いしたものである。

1. 特恵関税制度

(1) 意義 - 安く作ってかつ安く輸出する

特恵関税とは、一定の国を原産とする輸入品につき、関税の全部または一部を賦課しない制度である。

日本の多くの企業の基本的・伝統的な営業理念は、「良い商品を安く作って輸出する」ことである。欧州の市場においてこれをさらに発展させるために特恵関税制度が役に立つ。つまり、特恵関税制度は、これを利用して安く作った商品をさらに安くEUに輸出しよう

とする前向きなプロジェクトを可能にする。

通商法のもう1つの分野であるアンチダンピング制度が、日系企業にとってもっばら災難でありこれに対してもっばら防戦一方の分野であるのに対し、特恵関税制度は、これを利用しなければ、無関係であり、活用することにより積極的な利益が得られる。

(2) 複数の特恵関税制度

特恵関税と一口に言っても、法律的にはいくつもの異なる制度の集合体である。その中でも、開発途上国に対し特恵関税の恩恵を与

える閣僚理事会規則2820号 (Council Regulation 2820/98 of 21 December 1998 applying a multiannual scheme of generalised tariff preferences for the period 1 July 1999 to 31 December 2001、いわゆる“ GSP ” 制度) と中欧・東欧を中心とする周辺諸国との間でほぼ同一内容で締結されたいわゆる「欧州協定」(Europe Agreement) に基づく特惠関税が重要である。したがって、この2つの制度につき解説する。

2 . GSPによる特惠関税の意義と目的

EUは、開発途上国からの工業製品に対して1971年から一般的な優遇関税制度を適用する閣僚理事会規則 (以下「GSP」という) を採択しているが、95年から下記のようにEUの特惠関税の制度が大幅に変更された。

94年までは、毎年一年間有効な特惠関税の新規則を制定したが、95年からは4年間、そして最新の規則は2年半有効である。最新規則は98年末に採択された閣僚理事会規則2820 / 98(以下「GSP規則」という) 発効は99年7月1日からであり、その前の類似の規則を半年延長しているため、実質的な期間は3年と言っても良いであろう (OJL 357 , 30 december 1998 , p 1)。このようにして95年から対EU輸出の比較的長期計画が可能になった。

(1) 対象国は広範に及んでいる

対象国は、約150カ国に達している。アジア (マレーシア、タイ、インド、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、アフガニスタン、バングラデシュ、パキスタン、ラオスなど) 、中東 (クエート、サウジアラビア、イラン、アラブ首長国連邦、レバノン、シリアなど) 、旧ソ連邦の多くの国、南アを含むアフリカの多くの国、中南米の多くの国 (メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイなど) 、バルカン半島などEU周辺国である。

なお、韓国、シンガポールおよび中国香港は、98年より対象国からはずれている。台湾にもGSPは適用されない。また、後述に述べられるようにこれらの国またはその一定の商品が、一定の基準に達した場合に、特惠関税の恩恵からはずれる点に注意する必要がある。

(2) 関税化 (tariffication)

94年までのEUのGSPは、関税を掛けるか否かというオール・オア・ナッシングのアプローチであった。また、当該輸入品の一定の数量を超えると、関税が直ちに適用されたりもしくは適用が可能になる数量制限の制度 (quotaまたはceiling) を廃止した (この制度のもとでは、しばしば当該商品の輸入が可能なのは、実際上年初の短期間に限られていた)。

95年から関税は一律免除ではなく、次の4つの製品のグループごとに重要度 (sensitivity) を考慮して異なる割引率を適用する (第2条) 。これを関税化 (tariffication) と呼ぶ。この点、後述する欧州協定に基づく特惠関税が100%免除となるのに比較すると、メリットの劣る点である (しかし、メリットの程度は具体的に製品ごとにチェックしなければならない)。

- a . 最重要品目、関税 (MFN duty) の85%
- b . 重要品目、関税 (MFN duty) の70%
- c . 中間重要品目、関税 (MFN duty) の35%
- d . 非重要品目、関税は、0%になる。

例えば、

多くの農業製品、ジュース (共通関税コードHS 2009) などの食品、たばこ (HS 2401) 、人絹単繊維 (HS 54章) 、人絹スフ (HS 55章) などの一部の繊維などが上記の a . のグループに所属する (これらを very sensitive products という) 。これらは、関税率のさらに85%の対象になる (官報で14頁のリストであるが、適用範囲はそれほど広くない)。

生きた動物 (共通関税コードHS 0101、

0104、および0106) 肉 (HS 0207、0208 および0210など) 生きた植物 (HS 0601) 多くの果物 (HS 0811) 植物油 (HS 1515) チョコレート (HS 1904) パスタ (HS 1902) パン (HS 1905) そのほか多くの食品類、靴 (HS 64章) 陶器の食器 (HS 6912) ガラスの食器 (HS 7013) 銅および銅製品 (HS 74章) チタニウム製品の一部 (HS 8108) 原子力発電機 (HS 8401) ターボ・ジェットそのほかのガスタービン (HS 8411) ミシンの一部 (HS 8452) 電気モーターを含む家庭電気製品 (HS 8509) ラジオ受信機 (HS 8527) テレビ受信機 (HS 8528) カセット・デッキ (HS 8520) VCR (HS 8521) マイクロウェーブ・オーブン (HS 8516 5000) フォークリフト (HS 8427) 自動車 (HS 8703) トラック (HS 8704) オートバイ (HS 8711) そのほか多くの製品が、関税率の70%の関税の対象となる重要品目 (sensitive product) である (紙面の都合で多くを掲載できないが、官報で19頁の長いリストである)。

魚 (共通関税コード HS 0301、0303、0304、0306、0307など) 調理または貯蔵された魚 (HS 1604) でリストされた物以外のジュース (HS 2008、2009) アクリル酸 (HS 2916 1110) 人工甘味料の一部 (HS 2940 0090) 鞣類 (HS 4202) 皮革製品 (HS 4204 および 4205 0000) 傘 (HS 66章) でリストされた物以外のセラミック製品 (ex 69章) 鉛および鉛製品 (HS 7801) 亜鉛および亜鉛製品 (HS 7901 および 7903) 金属食器 (HS 82章) HS 8471以外のプリンター (HS 8443) 旋盤などの工作機械 (HS 8459、8460、8461、8462 および 8463) ディーゼルエンジンの一部 (ex 8408) 変圧器の一部 (ex 8542) エアコン (HS 8415) 冷蔵庫・冷凍機の一部 (ex 8418) 洗濯機および乾燥機 (HS 8450 および 8451) タイプライターおよびワープロ (HS 8469) 計

算機ならびに計算機を組み込んだ券売機、キャッシュレジスターおよび類似の機械 (HS 8470) 鉛筆削り、ホッチキス、包装用機械 (HS 8472) 変圧器 (HS 8504) 電気磁気 (HS 8505) マイクロフォン、スピーカーヘッドフォン、アンプリファイヤー (HS 8518) テレビ・ラジオ発信機およびテレビ・ビデオカメラ (HS 8525) レイダー (HS 8526) 電気コンデンサー (HS 8532) 電気スイッチおよびコネクタ (HS 8536) クレーン、ミキサー、自動車などの特殊目的自動車 (HS 8705) そのほか多くの製品は、関税率の35%の対象となる中間重要品目 (semi-sensitive product) である (紙面の都合で掲載できないが、官報で15頁の比較的長いリストである)。

写真および映画製品 (共通関税コード HS 37章) および ならびに HS 3809 10 および 3824 60 でリストされた物以外の化学製品 (HS 38章) および でリストされた物以外のプラスチック製品 (HS 39章) および でリストされた物以外のゴム製品 (HS 40章) 石、プラスタ、セメント、アスベスト、ミカ (mica) および類似の製品 (HS 68章) および でリストされた物以外の電気機械器具、ならびに音声録音器・画像録画機およびそれらの部品ならびにアクセサリ (HS 85章) 電気機関車 (HS 86章) HS 8709を除くトラクター (HS 8701) 航空機、宇宙船およびそれらの部品 (HS 88章) および でリストされた物以外の光学・写真製品 (HS 90章) 座席 (HS 9401) 台所家具 (HS 9403 40) 玩具・ゲームの一部 (HS 95章) などの製品は関税が完全に免除される。官報で10頁の比較的短いリストであるが適用範囲は広い。

(3) 卒業メカニズム (graduation mechanism) 従前のGSPに基づく特惠関税では、韓国、

シンガポール、中国香港も含む145カ国・地域の開発途上国が関税の免除または減額の恩恵の対象となっていたが、開発が進み国民所得が増加した一定の国の一定のセクターについては、特惠関税の適用を徐々に廃止する。これをGSPの卒業メカニズム (graduation mechanism) という。

現在GSPの対象国となっている国についても、下記の2つのファクターにより開発の程度と専門化の程度を測定して、特惠関税の適用を廃止していく (GSP規則第3条1項)。

当該国の一人あたりの国民所得および輸出と、EUの一人あたりの国民所得および輸出との比率

下記 a .と b .の比率 :

- a . 当該国の当該セクターのEUへの輸出が当該セクターの全輸出国からEUへの輸出品に占めるシェア。
- b . 当該国の全製品のEUへの輸出がEUの全輸入品に占めるシェア。

すでに約30の対象国の一定のセクターにつきGSPの不適用がGSP別表 に明記されている。重要なものとして次のものがある。肥料を除く化学製品 (中国) 肥料 (ロシア、白ロシア、カザフスタン、ウクライナおよびチリ) プラスチックおよびゴム (マレーシアおよびタイ) 皮革製品 (アルゼンチン、ブラジル、インドおよびパキスタン) 木材 (マレーシアおよびインドネシア) 、紙製品 (ブラジル) HS 50-60章の各種繊維製品 (インドおよびパキスタン) HS 61-63章の各種衣類 (マレーシア、タイ、マカオおよび中国) HS 64-67章の各種靴 (ブラジル、タイ、インドネシアおよび中国) 、ガラスおよび陶器 (中国) 。このリストは拡大する。なお、旧ソ連およびその周辺諸国ならびにブラジル、メキシコ、南アおよび中国からのECSC鉄鋼製品は、特別の理由でGSPの適用がない。

さらに、当該国からのあるセクターの製品がGSP受益国の同セクターの輸出合計の25

%を越える場合には、特惠関税の恩恵が失われる (ライオンのシェア条項、GSP規則第4条1項)。

従って、国民一人あたりの所得が高い国、また同種の製品を大量にEUに輸出している国は、GSPによる特惠関税の恩恵を取得することが将来困難になる。

ただし、その国からの当該製品のシェアが全受益国のEUへの当該セクターの全輸出の2%以下の場合には、卒業メカニズムは適用されない (ミニマムシェア条項、GSP規則第4条2項)。

なお、自由労働組合および労働協約に関する国際労働機関 (ILO) 憲章87および98、ならびに児童労働の禁止に関するILO憲章137、一定の環境基準を遵守するためのコストを考慮してGSPによる関税の引き下げ幅を顕著に拡大する (GSP規則第10条)。

3 . 中・東欧諸国、EFTA、EEAとEUとの欧州協定

ECと欧州自由貿易連合 (EFTA) は、古くから自由貿易協定を締結し、相互の原産品が特惠を享受するために必要な原産地のルールを採択した。94年からは、欧州経済領域 (EEA) 協定を締結し、EFTAにとって替わっている。

EUは、経済相互援助会議 (COMECON) 解体後、旧ソ連衛星国と友好通商条約を結んでいった。ついでEUは、チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキアの中欧、ブルガリア、ルーマニア、スロベニアの東欧、バルト3国、スイス、ノルウェー、アイスランドの13カ国との間に、欧州協定 (Europe Agreement) と呼ばれる第二世代の自由貿易協定を締結した。これは、デモクラシーおよび基本的人権擁護の理念ならびに「欧州拡大の挑戦」という欧州委員会のレポートおよび92年8月のエジンバラサミットの宣言に基づき、将来これらの国の多くがEUに加盟するとい

う可能性を念頭に入れて締結されたものである。具体的には、EFTAの旧加盟国の大部分が現在のEUに加盟したように、まずEU - EFTAの条約に類似する条約を締結かつ積極的に展開し、EU加盟交渉を並行的に行う。

欧州協定は、技術的にはEUと上記の各国との間において締結されている。しかし、内容的には、周辺国間相互に極めて類似していると共に最終的にはEEA協定となったEU - EFTA間の条約に類似している。欧州条約によると、「商品自由流通」(free movement of goods)の理念に基づき(農産物、繊維および鉄鋼製品など重要品目について保護を認めるという例外を除き)、自由貿易の領域が漸増していく。

また、EUの経済、社会労働関係の多くの指令および規則は「商品自由流通」を促進する目的もしくは効果を有する。さらにこれらのEU法を国内法化することがEUへの加盟交渉の要件であるので、これらのEU法の多くは、これらの国の国内法としてすでに受け継がれている。

欧州協定のもとでは過渡期間を過ぎれば相互にそれぞれEUもしくは他の当該国の原産品については、関税を全く適用しない。また、EUおよび原産国の原産材料のみならず他の欧州協定加盟国の原産材料も原産材料として最終製品の原産材料の計算に加算される(汎ヨーロッパ原産地ルール)。この点、後に詳細に説明する。

GSPと異なり製品の重要性により多くの製品につき、関税が減額されるのではない。また、相手国の多くが最終的にはEU加盟を目指しているので、貿易プロジェクトが成功すると卒業条項によって特権関税の適用が終了してしまうというGSPのジレンマはない。さらに、GSPは、期限のある規則の形で制定され、現在の規則は2001年12月まで有効である。その後今までと同様に継続されるかいは、厳密に言えばその直前に規則が制定

されるまでわからないが、欧州協定には、そのような期限はない。したがって、長期的な生産・投資計画が可能である。また、生産国がEUの一部になれば共通市場に自動的に参入できる。

欧州協定の中・東欧など多くの相手国が、輸出用製品の製造のための原料・部品につき輸入税の減免措置を与えていたが、これはEUの生産者よりもこれらの国で生産を行う第三国の生産者の方が優遇されてしまうので、暫定期間の経過後廃止されることになった(欧州協定のProtocol 4の第15条)。たとえば、日本のメーカーが、ハンガリーで日本からの部品を用いて生産した製品の部品には関税がかからないとすると、オランダのメーカーが日本から部品を買って来てEUの関税を払い、オランダで生産するのに比べてより有利になる。

4. 原産地の概念は相対的である

(1) 原産地の概念

原産地(または原産国、country of origin)とは、当該製品がどの国で作られたかを決定するルールと一応言えるが、その基準は適用される協定や規則によって内容や条件が異なるため相対的である。このことが多くの人の誤解の原因になっている。

原産地のルールには、特惠関税に関するもの(preferential origin)と非特惠関係のもの(non-preferential origin)とがある。両者は、目的および内容・条件が異なるので、原産国の決定も異なる場合がしばしばある。

「原産国」または「原産地」という言葉が使われる場合、その意味は、たいてい「非特惠の原産地」である。非特惠の原産地は、文字どおり「当該製品がどの国で作られたか」を決定するルールなので、非特惠の原産地は、必ずある。これに対して、特惠関税の恩恵を付与するための原産地の条件は、かなり高く設定され、その取得がしばしば困難であるた

め原産地の条件を満たす国がないことがしばしばある。換言すると非特惠関係の原産地は、「どこの国か？」という問題であるのに対し、特惠関係のための原産地のルールは、「あるかないか？」の問題である。

(2) 非特惠原産地

非特惠関係の原産地の意義は、下記のとおりである。

第1に、輸入通関の手続の際に、原産地を申告し、輸入統計の資料となる。EUでは原産地によって関税が異なるという取り扱いをしていないので関税率の点では、差異はない。

第2に、非特惠関係の原産地は、アンチダンピング税を賦課する際の基準として使われる。すなわち、かりにマレーシアの複写機について反ダンピング調査が行われる場合に、調査の範囲はマレーシアを原産とする複写機となる。したがって、マレーシアで製造された複写機の検査のみ日本で行い、これを日本からEUに出荷しても、アンチダンピング調査の対象からはずれるわけではない。また、この例でアンチダンピング税が賦課された場合には、マレーシアを原産地とする複写機についてアンチダンピング税が適用される。

実際、タイを原産とするミニチュアベアリングにつき最初のアンチダンピング手続が行われたときには、当該製品はタイを原産とするものではないという理由で手続を終了した。結果としては、日本産であるという理由で日本のミニチュアベアリングにつき適用されていたアンチダンピング税が当該製品について適用されたはずである。

なお、この点については、EU基本アンチダンピング規則に、迂回防止条項 (anti-circumvention) が含まれているので、その適用によるべきであって、第三国組み立て品に対して、迂回防止条項の適用をするのみならず、原産地規則を重複的にまたは選択的に適用すべきでないとする議論がある。

第3に、EUアンチダンピング規則に、昔スクリュードライバー条項と呼ばれた迂回防止条項 (anti-circumvention) が含まれている (EUの基本アンチダンピング規則第13条10項)。

EUの規則ではEU内または第三国でおこなわれた組立作業が次の条件をみたすときに部品に対してアンチダンピング税の賦課が行われる。

- a. アンチダンピング調査の開始以降またはその直前に作業が開始され顕著に増加した。
- b. アンチダンピング措置の適用を受ける国から輸入される関係部品が、製品の部品の全価値の60%以上の場合。「アンチダンピング税の適用を受ける国から輸入される部品」とは、そのような国を原産地とする材料のことを指すので、EU内で製造された部品でも、孫部品の大部分の原産国が輸出国と認定されれば、その部品は依然としてアンチダンピング税の適用国を原産地としている旨考えられる。

ただし、組立工程で持ち込まれた部品に対する付加価値がその製造コストの25%を上回る場合には、回避行為とはみなされない。

第4に、92年EC域内統一市場 (internal market) の完成によって、各加盟国の輸入数量制限 (quota) は、原則として廃止されたが、例外的に一部が残存している。この場合に、法律的には、非特惠関係の原産地の基準が使われると想定される。

第5に、WTOセーフ・ガード協定に基づく緊急輸入規制が行われる場合に、非特惠関係の原産地の基準が使われると想定される。

(3) 非特惠関係の原産地の実体的基準

EUの非特惠関係の原産地の実体的基準は、68年の閣僚理事会規則802号 (802/68) の規定を引き継いだEU関税法 (Community Customs Code) により、製品の生産が2カ国以上にわたるときは、最終の実質的 (the

“last substantial process or operation”) な工程が行われた国を原産地とする旨定めるとされる。ただし、最終の実質的工程は、経済的に正当化され、そのための施設を有する工場でなされ、新しい製品の製造もしくは製造の重要な工程に該当しなければならない。

このような抽象的な規定では、実際の判断が難しいので、十数種類の製品については、個別的な規則が採択された。たとえば、ラジオテレビ受信機、カセットレコーダーについては、付加価値が45%である(付加価値基準)。半導体については、拡散工程(diffusion)を行うことが条件である(工程基準)。しかし、ほとんどの製品につきこのような具体的な基準はない。この点につき関税協力理事会を継承するWCO(World Customs Organization、在ブリュッセル)が具体的な基準を作ることになっているが、その作業は進んでいない。

原産地ルールは、特惠関税に関するものも非特惠関係に関するものも、組み立てなど当該オペレーションが行われる国の原産地が取得できない場合にそのオペレーションを禁止したり違法にしたりするものではない。関税やアンチダンピング税を賦課されるだけである。しかし、生産国政府から日系企業の進出や投資にあたり政治的な理由で、一定の付加価値やローカルコンテンツを要求される場合がある。そのため、そのような場合と原産地ルールとが混同される1つの原因になっている。日本からの自動車の数量制限との関係で、本来適用されるべき非特惠原産地ルールの代わりに、特惠関税の原産地ルール(60%)またはこれよりもさらに困難な基準(70%もしくは80%)を政治的な圧力から要求されたことは記憶に新しいことである。

5. GSPに基づく原産地規則

(1) 原産地取得の条件

生産が2カ国にわたるときは、十分な加工が行われた(undergone sufficiently

working or processing) ときに、当該国が原産地と考えられる(第67条1項(b))。「十分な加工」とは、99年1月22日までは、非原産材料のすべての関税分類コードが変更するかまたはEU関税法施行規則(Commission Regulation laying down provisions for the implementation of Council Regulation establishing the Community Customs Code)の添付15の表の定める条件を満たす場合となっていた。

しかし、99年1月15日の欧州委員会規則46号(46/1999)により変更されたEU関税法施行規則により、単にEU関税法の添付15の表の定める条件を満たす場合のみ、十分な加工が行われたと考えられる(第69条第1項、2項)ことになった。したがって原産地の基準は、歴史的には、関税コードの変更を基礎にする場合が多かったが、現在は付加価値および非原産材料の価額よりも大きな原産材料の価額などの基準を多く使用している。また、一般的な傾向として原産地の条件をかなり緩和してきている。したがって、5年前、10年前に困難であったことがそうでなくなっている場合がしばしばある。現在の添付15の表は、99年1月15日付けの欧州委員会規則46号(46/1999)で改正されている(OJ L 10, 15 January 1999, p 9-80)。

従来は、GSPの原産地の条件は、欧州協定のそれよりもハードルのより高い、難しいものであったが、この改正でほとんど同じ水準になった。

40%基準

GSP規則添付15の表のうち最も簡単な条件は、「非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%以下である」ことである。このアプローチは、付加価値60%と必ずしも同じではない。工場渡し価格がコスト割れの場合には、コストによる付加価値が60%であっても非原産材料が、工場渡し価格

(ex-work price) の40%を超えてしまう。

蒸気機関 (HS 8406)、エンジン (HS 8407)、上記2つのパーツ (HS 8409)、ジゼルエンジン (HS 8408)、モーター (HS 8412)、エアコン (HS 8415)、繊維製造用機械 (HS 8444-8447)、タイプライターおよび計算機などの事務機 (HS 8469-8472)、旋盤・工作機械 (HS 8456-8466)、種々の機械/部品 (HS 8485および8522)、電気絶縁コードおよび機器 (HS 8544、8546および8547)、炭素電極など (HS 8545)、電気機関車 (HS 8608)、自動車 (HS 8703)、オプティカルファイバー (HS 9001)、レンズ、プリズム、鏡その他光学機器 (HS 9002)、眼鏡 (HS 9004)、楽器 (HS 92章)などは、これだけが条件になっている。

非原産材料が原産材料を超えない

「非原産材料が、工場渡し価格 (ex-work price) の40%以下である」ことに加えて「非原産材料が原産材料を超えない」という第二の要件をも満たすことが必要とされる場合。(x) マイクロフォン、アンプおよびスピーカー (HS 8518)、ラジオ送信機、テレビカメラなど (HS 8525)、レーダー、ラジオリモートコントロール (HS 8526)、ラジオ受信機 (HS 8527)、テレビ受信機 (HS 8528)、HS 8525-8528の部品 (HS 8529) ならびに (y) カセットレコーダー (HS 8520)、VCR (HS 8521)、エンジンのサイズにより20~30%オートバイ (HS 8711) などである。これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格 (ex-work price) の25%以下 (xの場合) もしくは30%以下 (yの場合) またはオートバイのようにエンジンの容量により20~30%」であれば、通常原産品と扱われ特惠関税の対象となる。

すべての材料の4桁の関税コードが変更

されること

下記の製品については、すべての材料の関税コードが変更されることが要件とされている。セラミック製品 (HS 69章)、ガラス (HS 70章)、ナイフおよび切削刃 (HS 8211および8214)、スプーン (HS 8215)、集中暖房用ボイラー (HS 8403および8404、ただし、上記40%の基準も選択的に使える)、船舶 (HS 89章、ただし、上記40%の基準も選択的に使える)。一般的にこの要件を満たすのは容易ではない。そのため、過去においては、この基準が多くの製品に適用されてきた。

上記の組み合わせのような条件を必要とする製品もある。

と の組み合わせ

40%とすべての材料の4桁の関税コードが変更されることの双方が必要とされる製品として下記がある。原子炉 (HS 84章)、ターボ・ジェット、ターボ・プロペラ、その他のガスタービン (HS 8411)、工業用扇風機および送風機 (HS 8414)、計量器 (HS 8423)。

選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25% (原子炉は30%) を超えなければそれだけ原産地が取得できる。

、 および の組み合わせ

冷蔵庫および冷凍機 (HS 8418)、望遠鏡および双眼鏡 (HS 9005)。

これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格 (ex-work price) の25%以下 (前者) もしくは30%以下 (後者) であれば、原産品と扱われる。

製品と同じ関税コードの部品の材料価額が工場渡し価格の10%を超えないこと

例えば、材料 (micro chips) から製造された関税コード (HS Heading 8542) の半導体 (integrated circuits) については、

次の2つの条件が規定されている。電気モーターおよび発電機（HS 8501および8502）もほぼ同じ内容である。

- a .非原産材料が製品の工場渡し価格（ex-work price）の40%を超えないこと、およびb .非原産材料のうち、共通関税コードHS 8541およびHS 8542の材料が製品の工場渡し価格の10%を超えないこと。
- 選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25%を超えなければそれだけで原産地が取得できる。

また、以前存在した「非原産国の専用部品が工場渡し価格（ex-work price）の5%を超えないこと」という条件は、しばしば困難を伴う。このため、アンチダンピング税を賦課された某社が、日本から第三国に複写機生産を移したときに、この要件のため特恵関税は得られなかったと言われている。

さらに、上記の2つの要件に加えて少数の製品であるが、ラジオ・テレビ受信機など、「トランジスターがすべて原産国製品である」という追加要件が比較的最近まで必要であり、日本製のトランジスターを使わせないようにしていた。しかし、この点は、最近改正されたので、ビジネスチャンスである。最新の添付表は、99年に採択されたので、一読されることをお勧めする（OJ L 15 January 1999 ,p .9-80）。

(2) 原産地条件の例外

不完全な加工

上記の条件を満たせば、原産地の条件は満たされるのが通常である。しかし、何も実際の加工をせず利益のみで付加価値をつけようとする濫用も考えられるので、下記の加工などでは不十分であると規定されている（関税施行規則第70条1項）。利益が付加価値として認められること自体が否定されるものではない。

- a . 製品の保護・保管のための運送・保管中

の良い条件を維持するための活動

- b . 廃塵、取捨選択、分類、結合、洗濯、塗装、切断などの単純な活動
- c . i . 包装の変更、パッケージの破棄およびその組み立て
ii . 単なる瓶、フラスコ、袋、ケースへの充填、単なるカードもしくは板への接着ならびにその他すべての単純な梱包活動
- d . 製品もしくはその包装におけるマーク、ラベルその他類似の識別のための符号を付加すること
- e . 混合物の構成物が輸出国またはEUの原産地の条件をみたさない場合にこれら同種または異種の製品を単に混合すること
- f . 完成品を構成する部品の単なる組み立て
- g . a ~ f までの組み合わせ
- h . 動物の解体処理

5%の例外

上記の例外としてHS 50 ~ 63章以外の製品については、最終製品の工場渡し価格の5%を超えない範囲で非原産材料を用いることができる。非原産材料が超えてはならない1以上の最大限のパーセンテージが要件となっている場合は、これらのパーセンテージを超えてはならない（関税施行規則第71条）。したがって、この例外が意味を有するのは、関税コードの変更や非原産材料が原産材料を超えてはならない条件など、パーセンテージの要件以外の条件が適用される場合であろう。

アクセサリ、スペアパーツおよび道具

アクセサリ、スペアパーツおよび道具（tools）が、通常機械、車両などの一部となりその価格に含まれているかまたは別に請求されない場合には、機械、車両などの一部となる（関税施行規則第73条）。

セット

セットは、それを構成している物品が原産品である場合に原産品となる。ただし、セットが原産品と非原産品で構成されている場合は、非原産品の物品の価額がセットの工場渡し価格の15%以下であれば、セット全体が原産品となる（関税施行規則第74条）。

(3) EU原産材料の加算

「EU - 輸出国原産材料の累積」が重要である（donor country element）。例えば、インドからの輸出品については、EUを原産とする材料は、すべて原産品に加算される（関税施行規則第67条2項）。そのような材料は、十分な作業または工程を経る必要はないが、関税施行規則第70条の不十分な作業または工程を超える作業または工程を経なければならぬ。

(4) ASEAN原産材料の加算

「ASEAN地域付加価値累積ルール」が重要である。ASEAN地域の材料は、すべて加算される（関税施行規則第73条）。例えば、輸出国がマレーシアで、材料がインドネシア、タイ、フィリピンおよびベトナムから調達されている場合には、ASEAN地域の原産品はすべて最終工程が行われた国の付加価値に累積される。ただし、最終工程が行われた国の付加価値が、材料を供給したASEANの他の国の材料のうち最も高い材料を供給した国の価額よりも高くなければならぬ。そうでない場合には原産材料のうち最も高い価額の材料を供給した国の原産品と考える（同第72条3項）。

(5) 吸収ルール（absorption ruleまたはroll up rule）

非原産材料も輸出国において原産地ルールの適用により原産材料に転換することもできる。すなわち、非原産材料が原産材料に転換

される。たとえば、マレーシア原産となった半導体の一部の材料が日本を原産とする場合であっても、それがマレーシアでテレビの製造に使われれば、半導体の価額の全額がマレーシア原産とカウントされる（関税施行規則第69条3項および添付表14、ノート3.1参照。OJ L 10, 15.1.1999, p.1-4）

なお、下記7(6)に記載されたエンジンに適用される吸収ルールは、GSP規則の上記ノート3.1でも同様に引用されている。ただし、下記7(5)との比較では、ASEANを別とすると汎ヨーロッパ原産地ルールに匹敵する広域における原産地部品の調達が難しいのでその分がGSPでは困難な要素となる可能性がある。

(6) 個別適用

上記の原産地の条件を判断するための単位は、HSシステムの関税の分類を行うときの基本単位（basic unit）である。HSシステムの関税の分類により1つの製品が複数の物もしくは集合体である場合、その全体が基本単位となる。貨物がHSシステム上同一の関税分類がなされる商品の場合、その各々につき原産地の条件が満たされなければならない（関税施行規則第70条a.1項）。

したがって同種の商品を反復して輸入する場合には、各々の商品につき原産地の条件を毎回充足しなければならない。製品全体の平均として、または一定の期間の平均もしくは会計年度で平均値として満たせばよいものではない（ここは、アンチダンピング調査の際の計算方法と異なるところである）。

(7) 直接輸出の要件

輸出国とEUの間の運送は、原則として直接行われなければならない（関税施行規則第78条）。

(8) 原産地証明書の発行と提出

特惠関税の適用を実際に受ける場合に必要
な移動証明書（movement certificate）は
Form Aと呼ばれ、これは原産地証明書で
もある（関税施行規則第81条1項）。Form
Aは、輸出国の税関または権限のある当局が
発行する（関税施行規則第81条5項）。
Form Aは、輸出者書面による申請に基づ
き、かつ特惠関税のための証拠書類が提出さ
れた場合のみ発行される（同条2、3および
4項）。輸出者は、税関など輸出国当局の請
求により常に適正な証拠を提出しなければな
らない（同条4項）。輸出国の当局が、製品
の原産地の確認に必要な手続を行う責任を有
する（同第84条）。

Form Aは、輸出国当局の発行から10ヵ
月以内に輸入国の当局に提出されなければな
らない（関税施行規則第82条1項）。上記時
間の制限は、例外的な場合には超過が許され
る（同2項）。また、他の遅延の場合も製品
が10ヵ月以内に輸入国の当局に提示されれば、
これを受諾することができる（同3項）。

（9）GSPに基づく原産地証明書の調査手続

互恵・共同運用のEUと相手国間のいわゆ
る欧州協定特惠関税に相対してGSPの規則
に基づく特惠関税は、EUが多くの開発途上
国に対して一方的、恩恵的に与える制度であ
る。したがってその運用も、輸出国の税関に
行わせしむる点もあり、EUまたはその加盟
国の税関の一方的な運用という側面もある。

Form A（原産地証明書）が輸出国に返
還された後、輸出国の税関は、6ヵ月以内に
調査確認手続（verification）を行い、かつ
その結果を当該EUの税関に伝達しなければ
ならない（関税施行規則第94条3項）。この
結果は、Form Aが実際に特惠関税を受け
られることを証明（establish）するもので
なければならない。この点に関して、輸出
国の関税当局は、輸出関係の文書を少なくと
も3年間保管しなければならない（同条7項）。

したがって、いったん輸出国の当局が原産地
を認めたからといっても、後に覆されること
が当然ありうるわけである。日系企業は、
「いったんお上が発行してくれたものは、覆
らない（少なくとも自分の責任ではない）」
あるいは「当局が発行してくれば、弁護士
の意見や詳細の検討など不要である」という
安易な仮定をする場合が多いので注意しな
ければならない。

Form A（原産地証明書）の事後調査確
認（subsequent verification）手続の要請
から6ヵ月以内に輸出国の税関当局が調査の
結果に関する回答をしない虞れが存し、また
は当該回答が製品の原産地を決定するのに十
分な情報を含まない場合には、2回目の調査
要請の連絡を輸出国当局に送付する（関税施
行規則第94条5項）。2回目の調査要請の連
絡の後4ヵ月以内に輸出国の税関当局が調査
の結果に関する回答をせずまたは当該回答が
製品の原産地を決定せしめない場合には、調
査を要請した当局は、例外的な場合を除き、
特惠関税の適用を拒絶する（同94条5項）。

互恵的な欧州協定と異なり、GSPの制度に
おいては、解釈の問題が生じたり2国間で紛
争が生じたときも、Association Commit
teeまたは関税協力委員会に相当する機関は
ない。また、Faroe Seafood事件（Joined
Cases C - 153/94 and C - 204/94 [1996]
ECR 2465 ,2552）で欧州裁判所は、EUが調
査団を輸出国に派遣した例で、原産国の確認
が出来ない場合には、仮に輸出国当局が信義
にしたがって証明書を発行し、かつEUとは
相異なる意見を有していても、また原産地委
員会に付託されていなくても、輸入国の税関
は当該商品の通関後であったとしても関税の
請求を行うことができる、と判示している。

6．欧州協定に基づく原産地規則

（1）原産地を取得するための条件

特惠関税の原産地の取得に関する従前の原

産地ルールは、新しい汎ヨーロッパ原産地ルールに関しても維持されている。すなわち、非原産品も、「十分に加工された」(sufficiently transformed) 場合に原産地を取得する。しかし、実際には各商品ごとに具体的な要件を定めた表が、欧州協定のプロトコール4(Protocol 4)に別表2として添付されているのでそれにより具体的なルールが確認できる(なお、当該製品が各協定にカバーされているかいないかは、各協定によって異なるのでこの点をまず確認しなければならない)。

新しい汎ヨーロッパ原産地ルールは、今まで最も進んだ原産地のルールとされているEEAルールを模範としているが、いくつかの違いが認められる。

第1に、96年1月1日に発効した関税の分類に関する統一制度(harmonized system)に基づいている。

第2に、技術進歩に伴う加工の進歩がある程度考慮されている。

第3に、多くの協定が、多国籍累積ルール(diagonal accumulation rule)により相互に関係している。

なお、以下のルールは、具体的な原産地の条件の例示であるが、前に述べた事由により、GSPの最新の改正により、これらの製品については同じ条件となっている。

40%基準

プロトコール4添付2の表のうち最も簡単な条件は、「非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%以下である」ことである。このアプローチは、付加価値60%と必ずしも同じではない。工場渡し価格がコスト割れの場合には、コストによる付加価値が60%であっても非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%を超えてしまう。

蒸気機関(HS 8406)、エンジン(HS 8407)、上記2つのパーツ(HS 8409)、ディーゼルエンジン(HS 8408)、モーター(HS

8412)、エアコン(HS 8415)、繊維製造用機械(HS 8444-8447)、旋盤・工作機械(HS 8456-8466)、タイプライターおよび計算機などの事務機(HS 8469-8472)、種々の機械/部品(HS 8485および8522)、電気絶縁コードおよび機器(HS 8544、8546および8547)、炭素電極など(HS 8545)、電気機関車(HS 8608)、自動車(HS 8703)、オプティカルファイバー(HS 9001)、レンズ、プリズム、鏡のほか光学機器(HS 9002)、眼鏡(HS 9004)、楽器(HS 92章)などは、これだけが条件になっている。

非原産材料が原産材料を超えない

「非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%以下である」ことに加えて「非原産材料が原産材料を超えない」という第二の要件をも満たすことが必要とされる場合。(x)マイクロフォン、アンプおよびスピーカー(HS 8518)、ラジオ送信機、テレビカメラなど(HS 8525)、レーダー、ラジオリモートコントロール(HS 8526)、ラジオ受信機(HS 8527)、テレビ受信機(HS 8528)、HS 8525-8528の部品(HS 8529)、ならびに(y)カセットレコーダー(HS 8520)、VCR(HS 8521)、エンジンのサイズにより20~30%オートバイ(HS 8711)などである。これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格(ex-work price)の25%以下(xの場合)もしくは30%以下(yの場合)またはオートバイのようにエンジンの容量により20~30%」であれば、通常原産品と扱われ特惠関税の対象となる。

すべての材料の4桁の関税コードが変更されること

下記の製品については、すべての材料の関税コードが変更されることが要件とされている。セラミック製品(HS 69章)、ガラス(HS 70章)、ナイフおよび切削刃(HS 8211

および8214) スプーン (HS 8215) 集中暖房用ボイラー (HS 8403および8404、ただし、上記40%の基準も選択的に使える) 船舶 (HS 89章、ただし、上記40%の基準も選択的に使える)。一般的にこの要件を満たすのは容易ではない。そのため、過去においては、この基準が多くの製品に適用されてきた。

上記の組み合わせのような条件を必要とする製品もある。

と の組み合わせ

40%とすべての材料の4桁の関税コードが変更されることの双方が必要とされる製品として下記がある。原子炉 (HS 84章) ターボ・ジェット、ターボ・プロペラ、その他のガスタービン (HS 8411) 工業用扇風機および送風機 (HS 8414) 計量器 (HS 8423)。

選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25% (原子炉は30%) を超えなければそれだけ原産地が取得できる。

、 および の組み合わせ

冷蔵庫および冷凍機 (HS 8418) 望遠鏡および双眼鏡 (HS 9005)。

これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格 (ex-work price) の25%以下 (前者) もしくは30%以下 (後者) であれば、原産品と扱われる。

製品と同じ関税コードの部品の材料価額が工場渡し価格の10%を超えないこと

例えば、材料 (micro chips) から製造された関税コード (HS Heading 8542) の半導体 (integrated circuits) については、次の2つの条件が規定されている。電気モーターおよび発電機 (HS 8501および8502) もほぼ同じ内容である。

- a . 非原産材料が製品の工場渡し価格 (ex-work price) の40%を超えないこ

と、およびb . 非原産材料のうち、共通関税コードHS 8541およびHS 8542の材料が製品の工場渡し価格の10%を超えないこと。
- 選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25%を超えなければそれだけで原産地が取得できる。

(2) 原産地条件の例外

不完全な加工

上記 の条件を満たせば、原産地の条件は満たされるのが通常である。しかし、何も実際の加工をせず利益のみで付加価値をつけようとする濫用も考えられるので、否定的に下記の加工などでは不十分であると規定されている (プロトコール4、第7条1項)。利益が付加価値として認められること自体が否定されるものではない。

- a . 製品の保護・保管のための運送・保管中の良い条件を維持するための活動
- b . 廃塵、取捨選択、分類、結合、洗濯、塗装、切断などの単純な活動
- c . i . 包装の変更、パッケージの破棄およびその組み立て
ii . 単なる瓶、フラスコ、袋、ケースへの充填、単なるカードもしくは板への接着ならびにその他すべての単純な梱包活動
- d . 製品もしくはその包装におけるマーク、ラベルその他類似の識別のための符号を付加すること
- e . 混合物の構成物が輸出国またはEUの原産地の条件をみたさない場合にこれら同種または異種の製品を単に混合すること
- f . 完成品を構成する部品の単なる組み立て
- g . a ~ f までの組み合わせ
- h . 動物の解体処理

なお、EUと他方の締約国のそれぞれの活動を合わせて考慮したうえで当該活動が不十分か否かの判断を行う (プロトコール4、第7条2項)。この点は、GSP規則には、規定

されていない点である。

10%の例外

上記の例外としてHS 50から63章以外の製品については、最終製品の工場渡し価格の10%を超えない範囲で非原産材料を用いることができる。非原産材料が超えてはならない1以上の最大限のパーセンテージが要件となっている場合は、これらのパーセンテージを超えてはならない(プロトコール4、第6条2項)したがって、この例外が意味を有するのは、関税コードの変更や非原産材料が原産材料を超えてはならない条件など、パーセンテージの要件以外の条件が適用される場合であろう。

アクセサリ、スペアパーツおよび道具

アクセサリ、スペアパーツおよび道具(tools)が、通常機械、車両などの一部となりその価格に含まれているかまたは別に請求されない場合には、機械、車両などの一部となる(プロトコール4、第9条)。

セット

セットは、それを構成している物品が原産品である場合に原産品となる。ただし、セットが原産品と非原産品で構成されている場合は、非原産品の物品の価額がセットの工場渡し価格の15%以下であれば、セット全体が原産品となる(プロトコール4、第10条)。

(3) 2国間累積ルール(bilateral accumulation rule)

従来から2国間累積ルール(bilateral accumulation rule)が認められている。これによると、「EUを原産とする材料は、チェコにおいて取得される製品に組み込まれる場合にはチェコを原産とすると考えられる。そのような材料は、十分な作業または工程を経る必要はないが、第7条1項の不十分な作業または工程を超える作業または工程を経な

ければならない」(プロトコール4、第3条)。

(4) 汎ヨーロッパ原産地ルール

97年および99年、欧州協定(Europe Agreement)の原産地ルールの改正により、汎ヨーロッパレベルの原産地累積のルール(Pan-European System)が成立した。新しい汎ヨーロッパ原産地ルールの主な目的は、EUとポーランド、ハンガリーなどの旧社会主義国との間の原産地に関する協定を、EFTAまたはEEAとの間でEUが結んでいる協定の進んだ内容に改めることである。この汎ヨーロッパ原産地ルールは、発展段階の飛躍的に進んだ原産地規則の形態である。GSPには、一般的に含まれていない。GSPには、ASEANなどの地域累積のルールがあるが、汎ヨーロッパ原産地ルールに比べると遙かに限定的である。

EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタイン、トルコ(例外あり)、チェコ、スロバキア、ブルガリア、スロバニア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドおよびハンガリーを原産とする材料は、輸出国において取得される製品に組み込まれる場合にその国またはEUの原産品と考えられる(多国間累積ルール、プロトコール4の第3条1項、第4条1項)。そのような材料は、十分な作業または工程を経る必要はないが、第7条1項の不十分な作業または工程を超える作業または工程を経ない場合には、輸出国における付加価値が上記の他のいかなる1国における付加価値よりも大きくなければならない。」(プロトコール4の第3条2項、第4条2項)。

例えばポーランドで生産を行うものは、これらの地域の何れの国からその原産材料を調達しても、第7条の不十分な加工以上の加工を行えば非原産材料とはならないのでEUに輸出される場合原産地の認定上有利に扱ってもらえる。EUの生産者も、チェコから調達した材料について、第7条の不十分な加工以

上の加工を行えば非原産材料として扱われないので特惠関税を利用して中欧の他の国に輸出できる。

(5) 関税払い戻しの禁止

従来中欧などの生産を伴う投資招聘国では、輸出される場合に輸入材料に適用される関税の払い戻し(または免除)を行っていたところがあった。EUの生産者が、EU外からの輸入部品または材料につき必ず関税を払わなければならないことと権衡を失するという批判があった。

したがって、新しい原産地ルールは、これを禁止することにした(第15条1項)。しかし、これらの国の関税は、EUのそれよりも高い場合が多いので、多くの製品の種類につき、その関税分類により5%(HS 25~49章および64~97章)または10%(HS 50~63章)というような関税の払い戻し(または免除)を認めた。また、暫定的に払い戻し(免除)制度を継続できるという例外が定められている場合がある。

(6) 吸収ルール(absorption ruleまたは roll up rule)

非原産材料も輸出国において原産地ルールの適用により原産材料に転換することもできる。すなわち、非原産材料が原産材料に転換される。たとえば、ブルガリア産となった半導体の一部の材料が日本を原産とする場合であっても、テレビの製造に使われれば、半導体の価額の全額がブルガリア原産とカウントされる(プロトコール4別表1、ノート3.1)。これを吸収ルールという。

吸収ルールは重要である。上記の半導体の例では、日本から材料を持ってきて製造を行っている日系メーカーからその製造国の原産品である半導体を購入すれば、購入価格全体が原産材料となる。

また、例えば、エンジンも自動車も非原産材料が40%を超えないことが原産地取得の条

件である。上記プロトコール4別表1、ノート3.1に粗加工材料、例えば、HS 7224 “other steel roughly shaped by forging” からエンジンを製造する具体例が示されている。まず日本(またはその他のEUもしくは上記の国々以外の国)からの鑄塊(ingot)は、粗加工材料(例えば、HS 7224など)に加工される段階で加工地の原産地を取得するので日本など第三国の材料は吸収されてカウントされなくなる(かりにこの部分を3万円としよう)。さらに、このように吸収されなかった日本その他の第三国の材料が10万円あったとする。エンジンの価額を25万円とすると、日本から13万円の材料を持ってきて25万円のエンジンを作ると25万円全体が原産材料になる。

上記の例で自動車の価格を100万円、現地の自動車生産会社の利益を5%とすると、残り70万円(=100-5-25)の付加価値のうちまだエンジン以外に40万円日本から持ってきてよいことになる。かりに労務費・製造加工費が15万円とすると、材料費合計80万円(=100-5-15)のうち、53万円相当分日本から持ってきてよいことになる。吸収ルールをエンジンのほかに他の部品にも適用できれば、実際日本から持ってこられる部品はさらに増えてもよいことになる。勿論、エンジンやその他の部品は自分で作らなくても部品メーカーや他の自動車メーカーから買ってもよいわけである。

(7) 個別適用

上記の原産地の条件を判断するための単位は、HSシステムの関税の分類を行うときの基本単位(basic unit)である。HSシステムの関税の分類により1つの製品が複数の物もしくは集合体である場合、その全体が基本単位となる。貨物がHSシステム上同一の関税分類がなされる商品の場合、その各々につき原産地の条件が満たされなければならない

(プロトコール4、第8条)。

したがって同種の商品を反復して輸入する場合には、各々の商品につき原産地の条件を毎回充足しなければならない。製品全体の平均として、または一定の期間の平均もしくは会計年度で平均値として満たせばよいものではない(ここでは、アンチダンピング調査の際の計算方法と異なるところである)。

(8) 直接輸出の要件

輸出国とEUの間の運送は、原則として直接行われなければならない(プロトコール4、第13条)。

(9) 原産地証明書の発行

特惠関税の適用を実際に受ける場合に必要なる移動証明書(movement certificate)はEUR .1と呼ばれ、これは原産地証明書でもある。

EUR .1は、輸出国の税関が発行する。さらに、最近輸出者はその責任でEUR .1を発行できるようになった(第17条1項)。輸出者は、税関の請求により常に適正な証拠を提出する用意ができていなければならない(同3項)。また、輸出者は、第17条3項に規定された証拠を3年間保管しなければならない(第28条1項)。輸出国の税関は、原産地の要件を確認する責任を有する(第17条5項)。

(10) 欧州協定に基づく原産地の調査

原産地証明書EUR .1発行後の調査および確認(subsequent verification)は、輸出国の税関によってアランダムにもしくは輸入国の税関当局が原産地の有無もしくは書類の真正またはその他プロトコール4の条件につき合理的な嫌疑を有する場合に行われる(EU・チェコ間の欧州協定のProtocol 4、第32条1項)。

輸入国の税関のイニシアチブにかかる場合、輸入国の税関は、輸出国の税関にEUR .1およびインボイスを返却する。適当な場合には、調査を求める理由を添える。原産地の証拠として提出された情報が不正確であることを示す書類または情報も送付される(Protocol 4、第32条2項)。

EUR .1の確認は、輸出国の税関がこれを行う。輸出国の税関は、証拠を請求し、輸出者の会計書類またはその他の書類を検査する(同3項)。調査期間中、輸入国の税関は、その後の輸入通関につき、予防措置(precautionary measure)を条件にこれを認めることができる(同4項)。実務上、予防措置として銀行保証の差し入れがなされる場合が多い。

EUと上記の10数カ国とのいわゆる欧州協定のプロトコール4により規定されているルールは、2当事国間の国際協定による取り決めで、かつ相互的な特惠の付与の形をとっている。この取り決めの運用および原産地の調査確認手続は、その多くが共同行為によって行われる。

EUR .1(原産地証明書)の調査確認(verification)手続の要請から10ヵ月以内に輸出国の税関当局が調査の結果に関する回答をしない虞れが存し、または当該回答が製品の原産地を決定するのに十分な情報を含まない場合には、調査を要請した関税当局は特惠関税の適用を拒絶する(第32条6項)。実務上は当事者がある程度の理由を有する場合には、ただちに関税を賦課しない場合も多い。しかし、関税の時効は、一般に3年なので早急に必要な措置を取らないと厳しい取り立ての手続が始まる。

この際に、輸出国および輸入国の間において解決の出来ない紛争が生じ、またはプロトコールの解釈の問題が生じたときは、Association Committeeに付託される(Proto

.....

col 4、第 33 条)

EUの税制動向と企業の組織再編 (EU)

ブリュッセル・センター

現在、欧州（西欧、一部中・東欧諸国も含む）に進出する日系製造業企業数は約850社（ジェットロ調べ、99年12月現在）にのぼるが、域内市場統合、単一通貨ユーロの導入、生産規模の拡大などに伴い、欧州統括本部の設置、組織再編など欧州域内での経営の効率化が求められている。とりわけ統一的な経営手法に対する企業の関心はますます高まっているとみられる。

一方、EUでは約40年前から税制調和に取り組んでいるが、各国財政の基本となる税制については伝統的に大きな違いが存在し、特に企業誘致政策の面ではEU加盟各国とも自主性の維持に固執しており、調和への道筋は困難を極めている。2000年6月に開催されたポルトガル・フェイラでのEU首脳会議で、ようやく2002年末までに現在提案されている税制調和に関する包括パッケージ指令の決着を図ることで合意が形成された。しかし、付加価値税（VAT）法人税の調和については、各国の税収に直結することから当面の実現は困難とみられている。

本レポートはKPMGユーロ・ジャパン・センター（在ブリュッセル）の野村正智ディレクターに、EUの税制統合の現状と見通し、包括パッケージ指令案（親子会社間の金利、ロイヤリティー支払いの源泉税免除、預金金利の源泉税調和、有害な法人税競争と認定された66の制度）税制の活用をふまえた欧州における効率的な組織運営などについて解説をお願いしたものである。

1. ユーロとEU市場統合による競争の激化

(1) ユーロの市場統合へのインパクト

ユーロが導入されたことにより、EUの市場統合は一層進んで行くと思われています。特に、直接的には次のインパクトが予想されています。

ユーロ圏内では、通貨交換の必要がなく

なるため、取引コストが低下します。

為替リスクがなくなるため、ユーロ圏内の投資リスクが低下します。

同じ通貨単位となることで価格の比較がしやすくなり、その結果、ユーロ圏内の価格差が縮小します。

さらに、ユーロが導入されることにより、中長期的には次の間接的なインパクトが現れる可能性があると思われます。

ユーロ参加国に対しては、財政赤字の制限などが課されているため、財政赤字の原因を取り除くため、財政の改革・社会保障制度の改革が促進されます。財政・社会保障制度の改革が進むと、政府部門の縮小、課税軽減につながります。

労働コストの上昇で一国の競争力が失われた場合、ユーロ圏内では為替レートの切り下げによる競争力の回復ができなくなるため、労働力の流動化（雇用条件の変更、企業・産業・地域間の移動など）によって、競争力を回復する必要が出てきます。そのため労働市場の流動化が促進されます。

図1 ユーロの市場統合へのインパクト

- ・取引コストの低下
- ・価格差の縮小
- ・投資リスクの低下
- ・財政改革・社会保障制度の改革
- ・労働市場の流動化



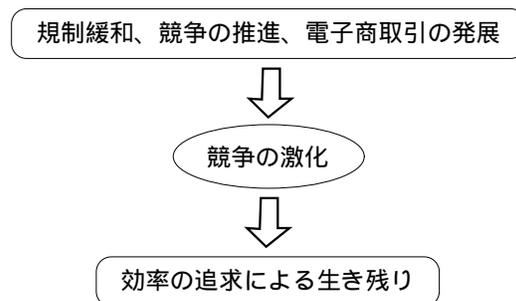
(2) EU市場の方向

ユーロの導入により、EUの市場統合は加速されます。市場統合の進展は、国ごとに定められていた規制が緩和、統合されることにより、EUにおけるビジネス・コストの低下、参入コストの低下につながります。さらに電子商取引の発展により、一層のビジネス・コスト低下が実現しうることなどの相乗効果を伴って、今後EU市場における競争は激化して行くと思われまます。

このような市場の変化に対応するためには、あらゆる合理化の道を検討して、効率の追求による生き残りをはかる必要があるでしょう。

効率化のひとつの方法として、税制の統合を利用して市場統合に対応した効率の良い組織再編を行い、競争力を強化することが考えられます。

図2 EU市場の方向



2. EUの税制統合の現状と見通し

(1) 統合の現状

間接税

a. 共通関税制度

EUでは68年に当時のEEC（欧州経済共同体）として、対外的に共通の関税制度が確立されました。

b. 共通VAT（付加価値税）制度

VAT（付加価値税）制度は、77年に最初の共通化指令が採択されて以来段階的に統合が行われました。91年には、EU内の国境における検査を廃止する指令が採択され、93年1月1日から実施されました。

91年1月1日以来現在に至るこの制度では、VATの賦課方法を一加盟国内の取引、EU内の他の加盟国との取引、EU外の国との取引の三種類に分けています。

商品の取引の場合、一加盟国内の取引であれば、販売者がVATを徴収して納付します。他のEU加盟国との取引で、相手がVAT番号を持っているVAT業者であれば、相手のVAT番号を請求書に記載して、税率は0%とします。取引相手は、その国のVATを申告することになります。EU外の国の業者との取引であれば、税率0%で

輸出します。

現行制度では、他のEU加盟国のVAT業者との取引を、原則としてEU外の国の業者との取引と同様に扱っており、一加盟国内の取引とは区別しています。このため、EU市場統合の観点からは、暫定的な制度と考えられています。最終的には、EU内取引においても、販売者が出荷国のVATを徴収して納付するという制度とし、EU内取引を一加盟国内取引と同様に扱うことが予定されています。

当初は97年に最終的な制度に移行することが予定されていましたが、制度変更に伴い、消費国から出荷国（輸入の多い国から域内輸出の多い国）にVAT収入が移るため、その調整、再配分をどのように行うかなどの難問があり、最終的な制度導入の目途は全く立っていません。

欧州委員会では、最終的な制度導入に対する加盟国のコンセンサス形成は当面難しいと見ており、その代わりとして、簡素化、手続きの統一などを通じて、現行の制度を使いやすくすることに力を入れています。

直接税

税務当局同士の情報交換などの促進は早くから行われていましたが、直接税の分野での実質的な税制の調和は、90年まで実現しませんでした。90年には下記の3つの指令・協定が一括して採択されました。

- a．親子会社間の配当に対する源泉税の免除に関する指令（理事会指令90/435）

EU内にある親会社が、EU内にある子会社の株式を25%以上所有している場合、子会社から親会社への配当に対して源泉税を徴収しないことを決めました。

- b．特定の組織再編の際のキャピタルゲインへの課税繰延（合併指令）（理事会指令90/434）

EU内における特定の形の企業の合併・

分割、資産の譲渡の際に発生するキャピタルゲインへの課税を繰り延べる共通の税制が定められました。

- c．移転価格に関する二重課税回避のための仲裁制度を設立するための協定

移転価格税制適用に伴う、関係会社間の利益の調整に際し、二重課税が発生することを防止するための仲裁制度が、EU加盟国間の協定という形で採択されました。

(2) 現在提案されている税制の統合

包括法案

下記の法案を一括して採択することを条件とした包括法案が提案されており、審議は大詰めを迎えています。

- a．親子会社間の金利・ロイヤルティ支払いに対する源泉税免除指令案

EU内にある持株率25%以上の関係会社間の金利・ロイヤルティ支払いに対して源泉税を徴収しないことを提案しています。

- b．預金金利に対する源泉税の調和指令案

預金金利に対する源泉税の調和を提案しています。居住者、非居住者に関わらず一律に20%の源泉税を賦課するか、居住国の税務当局に通知を行うかの選択を加盟国が行うことで、制度を調和させることを提案しています。

- c．有害な法人税競争の排除

国外からの投資を国内企業による投資よりも優遇することで、EU内の投資をゆがめる可能性のある優遇法人税制度を廃止することを定めています。ただし、これは拘束力のない行動綱領に加盟国が合意するという形をとっています。

上記の包括法案は、99年12月に開催されたヘルシンキ首脳会議（欧州理事会）で採択されるはずでしたが、預金金利に対する源泉税の調和指令案に対し、イギリスとルクセンブルクが反対したため、採択が延期されました。2000年6月に開催されたフェイラ首脳会議で

は2002年末までに同包括法案を採択することなど一定の合意に達しましたが、今後も実質的な詳細項目について合意形成が進められる予定です。

また、有害な法人税競争の排除に関しては、99年11月に66の制度を有害と認定した報告書が経済財政理事会に提出されました。この報告書では、オランダ、ベルギーなどの投資誘致制度を軒並みリストアップしているため、報告書作成に参加したオランダ代表が反対を表明しています。このため、経済財政理事も態度を保留しています。

その他の法案

の包括法案のほかに、下記の税制統合が提案されています。

a. EU内の子会社で発生した損失を、他のEU加盟国にある親会社の利益と相殺することを認める指令案

b. 損失の繰り越しに関する制度を調和させる指令案

この指令案は、損失と利益の相殺指令案と対をなす法案です。

c. 欧州会社法案

欧州会社法案は、欧州会社（S E.）を設立するための会社法ですが、損失と利益の相殺を認める税制が含まれています。

今後提案される可能性のある税制統合

92年に欧州委員会が作成した報告書では、これまで触れた点のほかに、次の分野の統合が重要であるとしていました。

a. 移転価格税制適用の際の事前協議制度

b. 過小資本税制の統一

c. 本社費用の配賦と株主費用に関する共通ルール

ただし、現在これらの分野でEU統合政策を実現しようという動きはみられません。

EU税制統合の中長期的見通し

a. 税制立法に関する、全会一致制が廃止されると、税制に関する法案の採択は急速に進むと予想されます。

各加盟国の税制をどのように定めるかは、各加盟国の国益に関わる重大な事項であるため、EUでは税制の立法において全加盟国の賛成を要件としています。この税制立法の可決に全加盟国の賛成が必要な点が、EUにおける税制統合の進展を遅らせている第一の原因だといえます。しかしながら、ユーロの導入によって通貨という障壁がなくなったため、税制がクロスボーダーの事業展開に対する障壁としてより強く認識されるようになりました。現在、EUの制度改革のための政府間協議（IGC）が開催されていますが、ここで欧州委員会は税制立法に特定多数決（加盟国の大きさによって加重した投票方式による多数決制）を導入するよう提案しています。税制立法に特定多数決制が導入されると、税制の統合は急速に進展すると予想されます。

b. 加盟国間の課税に関する考え方の違いがあるため、税制は中長期的にも加盟国の権限として残ると予想されます。

現在のEUの法人税制の統合は、税制そのものの調和というよりも、EU内における二重課税の排除が主な目的です。今後、もし税制立法に特定多数決制が導入されると、税制立法は急速に進展すると予想されます。しかしながら、税制そのものの調和は、加盟国間で課税に対する考え方に大きな違いがあるため、立法方式に関わらずコンセンサスの形成は非常に難しいと言えます。例えば、英国は小さい政府、課税軽減を掲げているのに対し、欧州大陸の国々は、高福祉高課税を政策としてきました。欧州委員会にしても税制は基本的に加盟国の主権に属する事項であり、EUの単一市場に必要な最小限の範囲を超えての立法は行わ

いと、特定多数決制度導入提案の際に明言しています。従って、法人税率や法人税課税基礎などの調和は、現在のEU統合の範囲としては考えられていないといえます。

c. 課税軽減のトレンドは、財政・社会福祉制度改革への圧力として働くと予想されず。

税制は、一国の経済的資源をどのように再配分するかを定める、一国の経済政策の重要な要素です。さらに税制は一国の競争力を直接左右する可能性があります。現在先進国の間では、米国、英国が小さな政府、軽減税による経済発展を実現したため、政府部門の縮小、課税軽減を目指す動きが目立っています。特に名目上の企業の税負担の目安である法人率については、低下が顕著です（表1参照）。

しかしながら、欧州大陸の主要国は、従来大きな政府、高負担を政策としてきたため、政策の転換に苦しんでいます。総体としての財政規模縮小に手間取っているため、法人税率の低下は、個人に対する課税（個人所得税、社会保険料、付加価値税など）の強化につながっています。相対的に資本は移動しやすく、労働者は移動しづらいたと考えられていますが、有害な法人税競争の排除は、移動しやすい資本に対する課税軽減の代償として、労働に対する課税強化が行われるという流れを止めようとしていることに端を発しています。別の見方をすれば、ユーロ導入に象徴されるEU統合に伴う財政・社会福祉制度改革への圧力が非常に強いことを物語っています。ですから、欧州大陸の各国はいずれは政府部門の

表1 主要国の法人税率

	98年	99年	2000年	トレンド
オーストリア	34%	34%	34%	
ベルギー	40.17%	40.17%	40.17%	
デンマーク	34%	32%	32%	
フィンランド	28%	28%	29%	
フランス	41.66%	40%	36.66%	
ドイツ	56.66% / 43.6%	52.31% / 43.6%	51.63% / 42.80%	
ギリシャ	35% / 45%	35% / 45%	35% / 40%	
アイルランド	32%	28%	24%	
イタリア	41.25%	41.25%	41.25%	
ルクセンブルク	37.45%	37.45%	37.45%	
オランダ	35%	35%	35%	
ポルトガル	37.4%	37.4%	37.4%	
スペイン	35%	35%	35%	
スウェーデン	28%	28%	28%	
英国	31%	31%	30%	
チェコ	35%	35%	31%	
ハンガリー	18%	18%	18%	
ポーランド	36%	34%	30%	
日本	51.6%	48%	42%	
米国	40%	40%	40%	

（2000年1月1日現在 KPMG調べ）

縮小、課税軽減を成功させると期待することができます。

3．欧州における効率的な組織の追求

(1) 組織効率化の分野

欧州における効率的な組織を考える場合、大きく次の3つの分野が考えられます。

キャッシュフローの見直し

販売の強化

バックオフィスの合理化

従来、日本企業は、親会社の単独決算が重要視され、また日本の法人税率が比較的高かったため、子会社レベルでの税効率を重視する必要があまりありませんでした。しかしながら、次の理由により、全世界的な税効率を見直すメリットが現れてきました。

日本の税制では、外国の支店、子会社、孫会社で支払った税の控除を認める外国税額控除制度があります。しかしこの制度には日本の法人税率にリンクした限度額があり、現在のように日本の法人税率が低下してくると、欧州で支払った税金を全額控除できなくなってきます。このため、欧州での節税が重要になってきます。

日本で連結決算が重視されるようになってきたため、子会社から本社へ配当する必要が減ります。

EU市場統合の進展によって、従来の国単位の販売組織が必ずしも必要ではなくなってきました。

税制統合を利用して欧州の事業組織を再編することによって、欧州事業全体の税負担を引下げることができます。

(2) 中間持株会社によるキャッシュフローの改善

全世界的な利益の流れと課税の見直しを行うと、キャッシュフローに大きなインパクトがあります。欧州に限れば、利益の上がる各市場での課税、配当に際しての課税、欧州・

日本での受取配当に対する課税に注目することになります。

EU内に中間持株会社を導入する利点は、次の税効率の向上です。

EU内の親子会社間の配当源泉税免除指令を利用することで、各子会社が配当する際の配当源泉税がゼロになる。

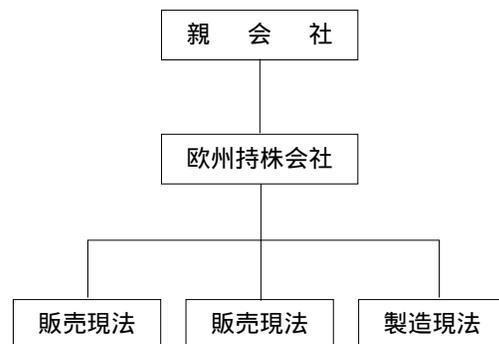
対日配当源泉税が低い、もしくは、ない国に中間持株会社を設置すると、日本に配当する際の源泉税が削減できる。

利益を日本に配当せずに中間持株会社から再投資すれば、日本での課税、外国税額控除の限度額の問題を回避し、資金効率を高めることができる。

ベルギー、オランダ、ルクセンブルクなど、キャピタルゲイン非課税国に設立することで、非課税で事業の売却を行うことができる。

さらに、中間持株会社設立の際には、日本の法人税法第51条を利用して簿価での再編が可能です。日本の法人税法第51条では、新設会社に対する既存子会社の株式の現物出資、新設会社の株式の95%以上所有などを条件に、日本国外の子会社の簿価による再編を認めています。

図3 欧州持株会社



(3) 販売の強化とバックオフィスの合理化

一般的に、顧客と対面で接する営業の最前線の中央集中化は、事業にとってマイナスの影響を持つとみられています。しかし、顧客と対面で接することのない販売サポート機能、バックオフィス機能などは、1カ所に集中、合理化することで規模の利益を実現することができます。バックオフィスの合理化によるコスト削減と営業の最前線の強化による販売の拡大を同時に行うことが、理想的であるといえます。

EU市場統合に対応した販売の強化方法としては、例えば次の分野が考えられます。

国別販売テリトリー（一国一販売会社）の見直し

欧州内地域本部制の導入

事業部別欧州本社の設立

バックオフィス機能合理化の例としては、次の分野が考えられます。

支店化

代理店方式（コミッション方式）

サービス・センター、コール・センター、ディストリビューション・センターなどの設立

各地に分かれていた機能を一カ所に集中することによって規模の利益を実現することができます。

(4) 支店化

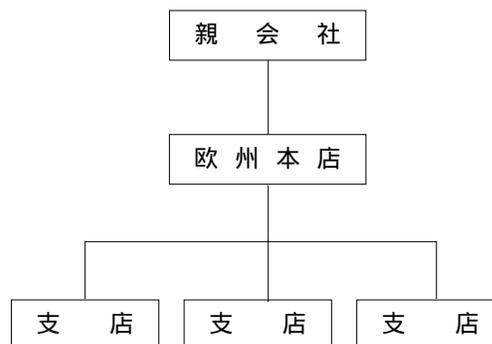
支店化の概要

営業は販売子会社ではなく、支店を通じて行います。事業を統括するための本店を置き、支店を管理します。本店と支店は法的に一体であるため、組織の簡素化が容易になります。

支店化の長所

- a. 欧州本店への権限の集中が容易になります。
- b. 間接部門の合理化が可能になります。
- c. 支店の損益を本店の利益と相殺できます

図4 支店化



（EU加盟国により制度が異なる点に注意する必要があります。）

支店化の短所

- a. 販売子会社を支店化する際に、営業権の移転を伴うため、営業権に対するキャピタルゲイン課税が発生する可能性があります。ただし、合併指令の利用による課税繰り延べを行える可能性があります。
- b. 支店化の際に、従業員との雇用契約、顧客、代理店、サプライヤーなどとの契約をすべて移転しなければならないため、手続きが煩雑になる可能性があります。ただし、ひとつのまとまった事業として支店化する場合、一括して移転を行える可能性があります。
- c. 本店と支店は同一法人とみなされるため、本店は支店に対し無限責任を負うことになります。
- d. 支店ごとの法人税・VATの申告、会計記録の維持を行う必要は残るため、機能の集中化を伴わないと、合理化の効果は限定されてしまいます。

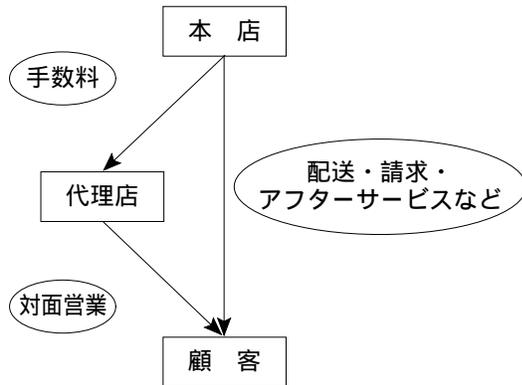
(5) 代理店（コミッション方式）

代理店方式の概要

- a. 代理店は、営業に専念します。在庫などの販売リスクは一切取りません。
- b. 売り上げは本店が立てます。本店は代理

店に手数料を支払います。在庫・債権管理も本店で行い、利益を本店に集中させます。
 c. 代理店の売り上げは、原則として本店からの手数料だけになります。

図5 代理店（コミッションア）方式



代理店方式の長所

- a. 本店を低税率国に置くことで、税効率が飛躍的に高まる可能性があります（法人税に関しては、表1参照）。
- b. 代理店の機能を、営業に絞ることができるため、全体の組織が一層簡素化でき、効率的になります。

代理店方式の短所

- a. 代理店は、本店名義ではなく、自店名義で営業を行う必要があります。
- b. 販売会社方式から、代理店方式への転換の際に、営業権移転を伴うため、販売会社側で営業権に対するキャピタルゲイン課税が発生する可能性があります。

フランダース地方における 廃棄物規制(ベルギー)

ブリュッセル・センター

ベルギー・フランダース地方では97年12月17日、廃棄物の予防および管理に関するフランダース規則を定めるフランダース地方政令(通称:VLAREA)を導入した。同政令に基づきフランダース地方では、99年7月1日から、消費者が有する家庭用電気製品や自動車など特定の廃棄物を、消費者が代わりに製品を購入することを条件として、産業側が引取りをおこなう義務が発生している。同規制はEUレベルで導入が検討されている電気・電子機器廃棄物(WEEE/Waste Electrical and Electronic Equipment)の新たな規制を先取りするものとして注目される動きであることから、以下に、同政令の概要を紹介するとともに、これに対する産業側の対応として、特に家庭用電気製品産業の動きについて報告する。

1. VLAREAの概要

VLAREAは、フランダース地方の廃棄物行政のフレームワークを定める81年7月の廃棄物の予防および管理に関するフランダース地方法律を主たる根拠とし、既存の廃棄物関連規制を整理し、さらにいくつかの新たな概念を導入するために制定された政令であり、廃棄物の回収義務、再利用、回収・輸送・処理の方法、および廃棄物の輸出入などについて細かく規定している。同政令では廃棄物を原則として、家庭から生じる「家庭廃棄物」、産業活動により生じる「産業廃棄物」、危険物質や農鉱業原料、および同政令が特に規定する廃棄物を集めた「特別廃棄物」の3つのカテゴリーに分類している。

(1) 廃棄物の回収義務

VLAREAでは、特に「特別廃棄物」に分類される廃棄物のうち、紙類、乾電池および蓄電池、自動車、タイヤ、家庭用電気製品の5分野について、フランダース地方の最終販売者、流通業者、製造者、輸入業者に対し、その回収を義務づけている。これらの製品の回収は、回収義務を課せられた者の費用負担でおこなうこととされ、また回収の対象となる廃棄物には、消費者が製品買い替えなどの理由により、廃棄を希望する中古製品も含まれる。同政令ではこれらの廃棄された中古製品のうち使用可能なものについて、回収後、回収センターなどで再販売することも義務づけている。

同政令では、上記5分野のうち特に自動車、

廃棄物の予防および管理に関するフランダース規則を定めるフランダース地方政令

【公布日】1997年12月17日【官報掲載日】1998年4月16日

【施行日】1998年6月1日（一部の規定につき1998年11月1日から施行）

第1章：総則

廃棄物の目録、廃棄物の除去作業および廃棄物の再利用を定義。

第2章：廃棄物の分類

廃棄物を家庭廃棄物、産業廃棄物、特別廃棄物および危険廃棄物に分類。

第3章：回収義務

回収義務のある廃棄物、回収作業のための認可団体および廃棄物処理計画の提出を規定。

第4章：廃棄物の再利用

再資源としての廃棄物の使用方法および使用の際の廃棄物証明について規定。

第5章：廃棄物の回収、輸送および処理

回収者の認定、運送者の登録、および廃棄物の申告・登録義務について規定。

第6章：廃棄物の輸出入

廃棄物の輸出入管理は93年2月1日付欧州理事会指令(93/259/EC)による規定の導入を規定。

第7章：廃棄物の分析

分析機関および分析方法を規定。

第8章：廃棄物の管理

行政担当者の権限を規定。

第9章：雑則・廃止規定

- 附則1 2.1： 廃棄物の目録（リスト）
- 附則2 4.1.1： 廃棄物の分析方法について
- 附則2 4.1.2： 危険廃棄物の目録（リスト）
- 附則4.1： 再利用すべき廃棄物の目録（リスト）
- 附則4 2.1： 肥料や土地改良剤としての再利用について
- 附則4 2.2： 建材としての再利用について
- 附則4 2.3： 土壌としての再利用について
- 附則4 3： 廃棄物証明の申請様式
- 附則： 環境測定パラメータのリスト（抄）
- 附則5 5.3.2： 医療廃棄物の目録（リスト）
- 附則6： 輸出入廃棄物の目録（リスト）

タイヤ、家電製品について、産業界への影響を配慮し、回収義務の本格的導入までに過渡的な取扱いを認めている。具体的には、これら3分野における廃棄物の回収にあたり、回収のための前提条件などを次の2段階に分け

て設定している。

第1段階：1999年7月1日から廃棄物回収義務の発生と、「1対1の回収」条件の導入。

第2段階：2004年7月1日から「1対0の回収」条件の導入（回収義務の本格化）。

表1 条件別回収義務の発生時期

	回収義務の発生	1対1回収	1対0回収
紙類	1998 / 6 / 1	1998 / 6 / 1 ~	
乾電池および蓄電池	1998 / 6 / 1		1998 / 6 / 1 ~
自動車	1999 / 7 / 1	1999 / 7 / 1 ~	2004 / 7 / 1 ~
タイヤ	1999 / 7 / 1	1999 / 7 / 1 ~	2004 / 7 / 1 ~
家庭用電気製品	1999 / 7 / 1	1999 / 7 / 1 ~	2004 / 7 / 1 ~

上述の回収条件について、「1対1の回収」条件とは、消費者が廃棄する製品を産業側が無料回収するにあたって、廃棄する製品（1個）のための代替製品を（1個）購入することを産業側が要求できることを意味し、「1対0の回収」条件とは、消費者に廃棄する製品（1個）のための代替製品購入を要求することなく（0個）、無条件で無料回収をおこなわなければならないことを意味する。

なお、回収義務の発生と回収条件の適用の各時期については、表1のとおり整理される。

(2) 廃棄物行政の担当機関

廃棄物の回収義務は、フランダース地方で製品を販売する各企業（あるいは個人）に対して定められているものであるが、この義務を個別企業単位で履行することは、費用的見地あるいは行政効率の面から現実的ではない。そのため同政令では、企業（個人）に課された回収業務を代行する者として、業界で組織する非営利団体の設立を規定し、その業務範囲や業務の認可などを定めている。

VLAREAでは、フランダース地方の廃棄物行政をおこなう機関として、フランダース公共廃棄物協会（通称：OVAM）を指定している。OVAMは、81年7月の廃棄物の予防および管理に関するフランダース地方法律に基づき、81年10月1日に設立された協会であり、廃棄物および土壌汚染についての政策立案とその行政実行の権限を有している。同政令に規定される行政権限としては、業界で組織する非営利団体の認可と監督、製品ごとに

定められたリサイクル率の監督、廃棄物を資源として再利用する際の証明書の発行、廃棄物回収業者および運送業者の認可、登録および監督、産業廃棄物やPCBなど危険物質の輸出入および国内取引における取扱い数量などの情報管理、が挙げられる。

(3) 再生資源としての廃棄物の利用

VLAREAでは、特別廃棄物のうち、農業廃棄物、鋳業廃棄物、溶剤、燃料などをリストアップし、肥料、土地改良剤、建材、土壌、溶剤、潤滑剤、燃料の5分野における再生資源として最大限利用することを規定している。これらの廃棄物を再生資源として利用する者は、当該廃棄物が再利用できることを証明する有効証書を取得しなければならない。

また、後述する家庭用電気製品については、再生資源の具体的回収目標として、2000年までに鉄95%、非鉄金属85%、プラスチック20%を設定している。

(4) 廃棄物の回収・輸送・処理

VLAREAでは、危険廃棄物などの回収業者に対して認可の取得を、またその輸送業者に対しては登録を求めている。一方、産業廃棄物を産出する者に対しては、産出した廃棄物の性質とその構成、数量、処理方法などの情報を記録し、1年に1度申告する義務を課している。これらの認可・登録申請、廃棄物情報の申告は、OVAMに対してなされる。

(5) 廃棄物の輸出入

VLAREAでは、廃棄物の輸出および輸入については、93年2月1日付EU域内における廃棄物輸送の管理および監視に関する欧州理事会指令(93/259/EC)の規定に基づくとし、同指令を国内法に導入するための規定を定めている。

2. 家庭用電気製品の廃棄物

VLAREAの規定により99年7月から、フランダース地方の産業界に対して、表2に挙げる家電製品の廃棄物の回収義務が発生している。規制の対象となる家電製品は、主に“白物家電”と称される大型の家庭用電気製品(小型の家庭用電気器具を含む)と、“茶物家電”と称される電子機器類の2つに大別されている。

これらの家電製品は回収後、認可を受けた処理施設内で、中古商品として再使用が可能なものと、不可能なものの2つに分別される。中古商品に分別された廃棄物は、処理施設に付属する販売店で再販売されなくてはならない。一方、再使用不可能な製品については、分解などの廃棄処理がおこなわれるが、その際、危険物質および取扱いが危険な部品を選別除去し、また鉄や非鉄金属、プラスチックなどの再生資源を回収しなくてはならない。同政令では、回収された製品廃棄物について、次の作業順序に従い処理することを義務づけ

ている。

- (1) 製品部品およびその構成物の本来の使用目的に沿った再使用
- (2) 材料の再使用またはリサイクル
- (3) 熱分解または加水分解による化学物質または原料の回収
- (4) エネルギー回収を伴う焼却

このほか、本政令に規定され産業界が負うべき義務としては、製造者、流通業者、最終販売者の各レベルにおける、回収廃棄物の数量および種類の年次報告義務、さらに製造者については、これらの情報に加えて処理方法、リサイクル達成率、最終処理形態(再利用か、焼却処分か、埋め立て処分か)などの報告義務が規定されている。

3. 実行上の問題点

フランダース地方では、法律上は企業による廃棄物の回収義務を定めているものの、実際にはいくつかの未解決問題が残されているため、法律遵守の段階に至っていないのが現状である。そのため現在、地方政府と産業界がEUによる新たな廃棄物指令の導入を参考にしながら、具体的な規制運用のあり方を模索しているところである。規制の運用にあたっての未解決問題は以下の点に整理される。

表2 廃棄物回収義務の対象となる家電製品

家庭用電気製品 (白物家電)	冷蔵庫、冷凍庫、空調機器、調理機、洗濯機、食器洗い機、脱水機、乾燥機、温水器、オーブン、換気扇、電子レンジおよびその他のレンジ、移動可能な暖房機具、湯沸し機、油揚げ機、トースター、ミキサーおよび泡立て器、園芸用機具、掃除機、ミシン、アイロン、ヘアードライヤー、電気シェーバー
電子機器類 (茶物家電)	テレビ受像機、コンピューター用モニター、ラジオ、アンプ、チューナー、カセットテープレコーダー、レコードプレーヤー、CDプレーヤー、ビデオ、ビデオカメラ、コンピューターおよび周辺機器、電話機およびファックス機、コピー機、プリンター、携帯電話、拡声器

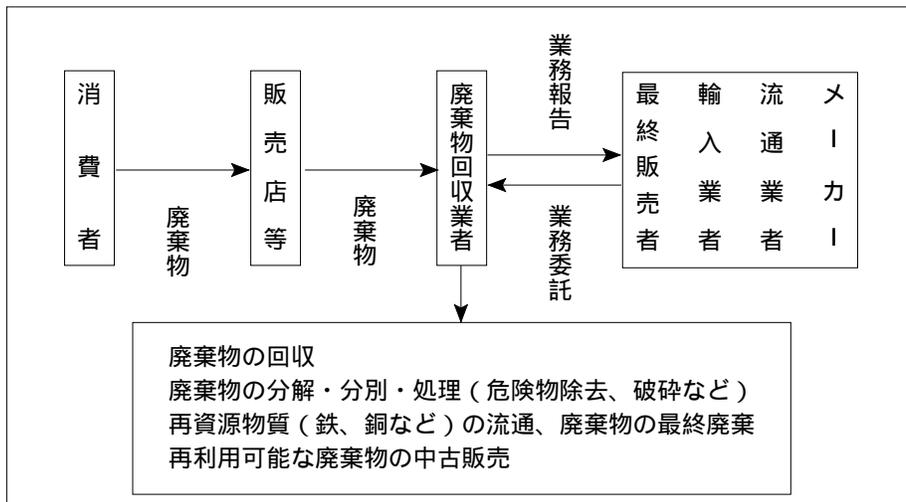
- (1) 産業界が負う回収義務は、個別企業レベルで対応するよりも業界が設立する回収団体をもって対応する方が費用的にも現実的であるが、実際にはどのような形態（業種区分、出資形態）の回収団体が適当であるのか。
- (2) 家電製品廃棄物を例にとっても回収の対象とされる製品が非常に多岐にわたり、かつ消費者の製品入手経路も複雑である。そのためフランダース地域の業界が設立するリサイクル団体が、いわゆる「フリーライダー」（回収団体に出資しない企業）の製品を回収せざるを得ない事態が起こり得るのではないかと。またその場合、費用負担はどうするのか。
- (3) VLAREA法では再使用が可能な廃棄物については中古販売することを義務づけているが、その場合の品質保証は、誰がどのようにおこなうのか。
- (4) 国内のその他の地方（ワロン地方、ブリュッセル首都圏）では、VLAREA法に相当する規制を導入していない。そのためフランダース地方の企業が、製品回収コストを製品価格に上乗せした場合、ベルギー国内において同一製品に価格差が生じ得る。

なお、EUが導入に向けて検討を進めている電気・電子機器廃棄物（WEEE）指令においても産業界による製品回収を義務化する流れがあるが、現状、VLAREA法はEUを上回る規制内容となっていること、また、99年7月のフランダース地方政権の交代を受けVLAREA法に関する地方政府と業界とのそれまでの折衝は見直しされたことから、2000年3月末の時点で、上述の議論について目立った進展がみられていない。

4. 規制を考慮した廃棄物処理事業の進展

一方、産業界による製品回収の義務化および廃棄物処理の流れを先取りしたビジネスが進展しつつある。オランダでは、98年6月に施行された家電製品の処分に関する政令にもとづき、フランダース地方に先行して、産業界に対する製品回収義務や環境保護を目的とする廃棄物の処理を定めているが、これを受けて、オランダ・アイントホーフエン市近郊にあるMIREC社は、コンピューターおよびそのモニターを中心とした廃棄物処理事業を展開している。同社は当初、フィリップス社（蘭）の製品リサイクル・センターとして設立され、その後ワトコ・グループ（仏）の廃棄物処理事業部門として今日に至っている。

図1 代行サービスの流れ



同社はTVモニターやコンピューター本体、製品工場から排出される部品の屑や原材料屑などを回収し、分解・破砕および危険物の選別除去をおこなっている。また鉄、銅、プラスチックなどは再資源として回収している。

同社は、VLAREA法などが規定する認可を受けた廃棄物処理施設としての業務も、将来の主要な事業と位置付けており、以下の代行サービスを提案している。

- (1) 認可を受けた廃棄物回収業者として、廃棄物回収義務を負う個々の企業あるいはそれら企業が設立した業界団体と契約を行い、法に定められた廃棄物回収、分解、分別、処理、廃棄などの業務を代行する。
- (2) 契約先企業（団体）に対しては、廃棄物行政当局が求める資料（廃棄物処理状況

の報告など）を供給する。

- (3) 契約先企業（団体）の求めに応じ、再利用可能品の再販売を行う。

一方、ベルギー国内でもアントワープ近郊のAPPAREC社が、家電製品廃棄物について同様な処理事業を展開しているほか、フランダース地方内だけでも10数社が廃棄物処理に関連した事業を手がけている。

(付録資料)：ベルギー、オランダを中心とした廃棄物処理関連企業リスト (OVAM提供)

(注) 97年12月17日付け、廃棄物の予防および管理に関するフランダース規則を定めるフランダース地方政令 (通称：VLAREA) 本文の抄訳 (JETRO仮訳) をご希望の方は、ジェトロ海外調査部欧州課 (Tel : 03 - 3582 - 5569) までお問い合わせ下さい。

(付録資料)

Electric and electrical scrap

(ベルギー、オランダを中心とした廃棄物処理関連企業リスト)

This list is applicable from the day of publication .

This list was based on data regarding the environment license , informed by the authorities who are in charge of the license .

OVAM is not responsible for the completeness , nor for the adjustment which are not communicated to the OVAM .

COMPANY	LICENSE UNTILL	Tel : 03/886 08 81
Antwerpen		Fax : 03/886 22 52
Andries	30-04-2016	E-mail :
Albertstraat 32		mark adriaenssens@apparec be
2200 HERENTALS-NOORDERWIJK		Complete disassembling of white and brown goods
Tel : 014/26 21 63		
Small storage of brown goods and as sort electric and electrical material		CAT 01-09-2018
		Mollestraat - Fairfieldpark
		2800 MECHELEN
Apparec	23-12-2017	Tel : 015/61 10 02
Baeckelmansstraat 125		Fax : 015/61 78 54
2830 TISSELT		Storage and disassemble electrical mate

rial (tel .centrales ,transmissie - units)

Eco PC Services

Prins Boudewijnlaan 17 bus 6

2020 ANTWERPEN

Tel : 03/451 32 20

Fax : 03/451 32 29

Only repair of usable PC s or parts

Trading DV African Export 21-09-2008

Polder 3

2840 RUMST

Tel : 03/844 24 94

Fax : 03/844 24 95

Storage , assorting and repair of white and brown goods

Watco Waste Centre

(Watco EcoService Beerse) 27-08-2018

Steenbakkersdam 16-18

2340 BEERSE

Tel : 014/61 50 71

Fax : 014/61 84 73

E-mail : katia.peeters@watco.be

Website : www.watco.be

Assorting and disassembling of white and brown goods

Limburg

Ice-Tech 25-06-2000

Schrikheidestraat 41

3582 KOERSEL

Tel : 011/43 49 39

Fax : 011/43 49 39

Storage , assorting and repair of white and brown goods

Oost-Vlaanderen

Beltrade

15-02-2016

Steenweg 298

9810 EKE

Tel : 09/385 58 94

Small scale disassembling- Electric material (telephones)

Besri- Divisie van Retra

18-07-2001

Scheepzatestraat 5

9000 GENT

Tel : 09/251 32 53

Fax : 09/251 56 83

Brown good processing - export television/cathode-ray tube of white and brown goods

Hancart Recycling

19-01-2018

Vliegplein 50 B C

9990 MALDEGEM

Tel : 050/72 03 80

Fax : 050/72 03 90

Small scale storage and assorting brown good , disassembling electrical material and others

Vlaams-Brabant

RecuPc

Oude Diestsesteenweg 3

3010 KESSEL-LO

Tel : 016/25 91 03

Fax : 016/35 34 64

E-mail : recupc@pandora.be

Only repair of usable PC s and parts

Van Gansewinkel Milieuzorg
30-03-2015

Industriestraat 17
1910 KAMPENHOUT
Tel : 016/60 85 11
Website : www.vangansewinkel.be
Storage and assorting of white and
brown goods · Processing in foreign
country

West-Vlaanderen

AZ Kabel
18-04-2015
Bevrijdingslaan 11
8700 TIELT
Tel : 051/40 42 50
Fax : 051/40 63 60
Electrical motors and cables

DUITSLAND

APU
Altrottstrasse 39
D-69190 WALDORF · BADEN
Tel : 0049/6227 30516
Fax : 0049/6227 62281
White goods

NEDERLAND

Coolrec
Croy 19
NL-5653 LC EINDHOVEN
Tel : 0031/4025 71570
Fax : 0031/4025 71916
White and brown goods

Limburgse Mineraalbrekerij
Diepstraat 1
NL-6101 AT ECHT
Tel : 0031/475 488 580
Fax : 0031/475 488 676
Picture tube

Lumenex
Willemsplein 2 · Postbus 222
NL-5201 HA S HERTOGENBOSCH
Tel : 0031/736 424 908
Fax : 0031/736 149 444

All kind of corona discharge lamps and
picture tubes

Mirec
Dillenburgstraat 4
NL-5652 AP EINDHOVEN
Tel : 0031/40250 8800
Fax : 0031/40250 8888
Brown good/monitor and white good

Recydur
Aruba 12
NL - 7332 BK APELDOORN
Tel : 0031/55533 5547
Fax : 0031/55533 6001
White and brown goods

WALLONIE

Page Electronic Recycling
14-12-2025
Quai D bugnee 14
4100 SERAING
Tel : 071/25 60 12
Fax : 071/25 60 15
Brown good (home , office , industrial
and with picture tube)

少子化現象に歯止め (デンマーク)

コペンハーゲン事務所

日本では、70年から今日に至るまで合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）が減少傾向にあり、少子化現象が起きている。デンマークにおいても、60年代半ばごろから少子化現象が急速に進み、83年の合計特殊出生率は、デンマーク史上最低の1.38まで落ち込んだが、その後、出生率は徐々に回復傾向にある。デンマークの少子化現象に歯止めが掛かった背景には、妊娠した女性とその家族を支援する制度が充実していること、女性が仕事と家庭の両立を図るための施策が労働市場において取られていることなどがある。

本レポートでは出生率上昇傾向の分析と要因、政府・産業界の取り組み、共働き夫婦の現状などについて報告する。

はじめに

高齢化問題が日本でクローズアップされるようになって、既にかかなりの年月が経つが、近年これに加えて、少子化問題も注目されるようになってきた。

高齢化現象については、94年の国連世界人口予測でも明らかなように、日本は世界のほかの先進国をはるかに上回る早い速度で高齢化が進むと予測されている（表1）。現に98年の統計でも65歳以上の高齢者比率は総人口の15.0%に達し、高齢化現象が早くから進行していたデンマークの14.9%を追い越している。また平均寿命をみても、日本は98年現在、男性77.16歳、女性84.01歳で、ほかの欧米諸国を上回り世界一である（同年のデンマークにおける平均寿命は男性73.7歳、女性78.6歳、その他欧米諸国との比較は表2）。

少子化現象については、鍵を握るのは出生率であるが、日本の合計特殊出生率は、70年から今日に至るまで年々確実に低下してきており、98年には1.38を示した。欧州諸国における出生率をみると、その変動は各国まちまちであるが、大別して2つの興味ある現象を見出すことができる（表3）。その一つは、70年以降、南欧諸国のイタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシアなどの国々において、日本と同様、あるいはそれ以上に早いテンポで、少子化現象が起きていることである。特にスペインは、70年にEU諸国で最も高い特殊出生率2.90を示していたにもかかわらず、その後急激に低下し、90年には1.34、さらに97年にはEU諸国最低の1.15にまで落ち込んでいる。

もう一つの興味深い点は、女性の社会進出率が高い北欧諸国において、比較的高い出生率が維持されていることである。

単年の数値の比較ではあるが、前述の南欧4カ国がすべて1.50を下回っていることを勘案すると、比較的高いと表現できるであろう。ここでは特に、デンマークにおける出生率の変化をより詳しくみることにしたい。

デンマークは60年代半ばごろから少子化現象が急速に進み、83年の合計特殊出生率はデンマーク史上最低の1.38まで落ち込んだ。しかしその後は大変緩やかではあるが、出生率は年々徐々に回復し、95年には1.81を示した。その後3年間は多少、低下傾向がみられたが、長期的には2000年あたりから再度上昇の兆しが見え始め、2015年には1.85~1.90のレベルに達し、その後しばらく安定期に入るだろうという予測が99年7月にデンマーク統計局から出されている（出所：Befolkning og valg, Danmarks Statistik, 1999: II）

デンマークはスウェーデンと並び世界で最も女性の社会進出率が高い国といわれているが、98年1月1日現在、16~66歳の女性の労働力比率は73.3%である（男性は81.6%）（出所：デンマーク統計局、99年）。これは義務教育を終了した若年層からデンマークにおける国民年金支給開始年齢の67歳に至るまでの女性を対象にしているが、現在、9年間の義務教育のみで教育を終了する者はごく少数であり、また実質退職平均年齢は61歳前後にまで低下しているので、20代から60歳までの年齢層における労働力比率はさらに高くなる。また60年から今日までの女性労働力の変動をみると、60年代から80年代の後半までに顕著な上昇傾向を示し、その後はほぼ横這いとなっている。

このような状況の中で、なぜデンマークの少子化現象は止まり、80年代半ばから回復に向かうようになったのであろうか。国や地方自治体、産業界や労働組合は、少子化問題を解決するためにどのような働きかけをしたのであろうか。また国民の意識がどのように変化したのであろうか。本レポートでは、これ

らの点を中心に探ってみたい。

1. デンマークにみられる出生率上昇傾向の分析と要因

(1) 社会省社会研究所ヴィタ・ベアリング・プルツァン主任研究員の見解

社会省社会研究所のプルツァン主任研究員（家族・児童・少数民族問題専門）に98年8月および2000年2月に少子化問題に関しインタビューしたが、その要約を次に紹介する。

デンマークの合計特殊出生率は、確かに83年以降、上昇傾向を示している。しかし1900年から今日に至る100年間の流れの中でとらえてみると、近年の上昇傾向は非常に緩やかなものであり、これが果たして少子化問題を解消させるレベルまでに至るかどうかは不明である。国の人口減少を防止するには特殊出生率が2.1を越えなければならず、デンマークはまだそのレベルまで達していないのが現状である。

しかし近年の出生率の上昇傾向は、いろいろな角度から分析することが可能であり、いくつかの要因を指摘することができる。それを一言でいうならば、「女性の社会進出をより一層促進しようとしたことが、出生率上昇につながった」ということになる。つまり女性の自立を支援する施策が、結果的に子供を産み易い、そして子育てをし易い環境をつくり出したのである。

このきっかけは、60年代にデンマークの製造・貿易活動が活発化したことにあった。労働力不足に陥ったデンマークは、それを解消するために、女性の社会進出と労働移民招へい政策を積極的に打ち出した。女性の就業人口は、60年ごろに70万人であったが、94年にはほぼ倍増し135万人にまで達した。

このように女性の社会進出が進む中で、男女平等社会を求める全国的規模の女性運動が活発化した。この運動を通じて女性が働いて

いる間の子育て問題も取り上げられ、70年代には保育所や幼稚園をはじめとする現存する子育て支援策がほぼ整備された。

デンマークでも第二次世界大戦ごろまでは、「男は仕事、女は家庭を守る」という意識が強かったが、戦後女性が積極的に社会進出するようになったことで、女性の意識が変化し、また男性にも意識改革が求められた。しかし多くの男性は、この現象に戸惑いを感じ、さらに家庭においてどのような立場を取れば良いかわからなくなった。つまりアイデンティティーの問題が生じたのである。離婚率が急激に上昇し、出生率は低下した。しかし議論を重ねるうちに男性の意識も徐々に変化し、男性の理解も得られるようになった。女性が社会に出て自立することが、「国の支援」と「男性の協力」にまで及び、子供を産み易い環境が生み出されたといえるであろう。

(2) デンマーク人口統計学研究センター、
リスベット・B・クヌッセン研究助教授の見解

デンマーク人口統計学研究センターのクヌッセン研究助教授（社会学者）が99年11月に発表した研究レポート『Recent Fertility Trends in Denmark』の要約を次に紹介する。

避妊薬・用具の普及などにより、現在のデンマークにおけるほとんどの出産は計画的出産となった。子供を持つか否かは男女が共同で決めることである。しかし何と云ってもこの決断をする際に鍵を握るのは女性であり、女性の置かれている状況が、決断を左右する大きな要素となっている。初産年齢と1家族当たりの子供の数は、女性の教育レベルや労働市場における地位と強い相関関係を示していることが、70年代以降の数々の調査や統計から明らかにされている。デンマークの女性は各自、社会でいろいろな役割を果たしているが、これらの役割に対する期待は、国・労

働市場・家庭から成る三角形の中に位置付けられる。女性が数々の異なる役割・義務・責任を遂行するためには、女性自らがこれら三つの要素に対して積極的な自己調整を行う必要がある。また子供を持つか否かの判断もこの三角形の中に位置付けられるものであり、デンマークにみられる出生傾向は、これら三要素間の積極的な調整の結果としてとらえることができる。

デンマークは社会民主主義的福祉国家であるが、国・労働市場・家庭の相互関係は、北欧以外の欧州諸国や米国でみられる関係とは大きく異なる。大半の法律、権利、恩恵および義務は、直接個人に向けられており、家族に向けられていない。この個人重視の考え方は、家庭における女性の位置や、女性と労働市場の関係に大きな影響を与えている。

デンマークにおける過去100年間の出生傾向は、下記の4つの時期に区分して分析することができる。

- 第1期：1901～1933年
出生率が4.1から2.1に急速に低下した時期。
- 第2期：1933～1963年
出生動向がさまざまに変化した時期。具体的には、第二次大戦時に一時的にすべての年齢層で出生率が急上昇した。この現象を除くと、30歳以下の女性で出生率が上昇し、30歳以上の女性で出生率低下が見られた。
- 第3期：1963～1983年
すべての年齢層において出生率が低下した時期。
- 第4期：1983～1996年
25歳未満の出生率が引き続き低下し、25歳以上の女性の出生率が上昇した時期。

第3期（1963～1983年）は、デンマーク社

会が大きく変化した時期であるといえる。これは例えば社会福祉の増強、教育の延長、労働市場への女性参入の拡大、さらに家庭内での男女の役割変化などにみられる。この時期に取られた多くの政策は、労働市場において女性が活動するために必要な支援にかかわるインフラを確立することであった。また国民の要望も、児童福祉システムの確立および施設ケアの質向上に向けられていた。

女性の進出は産業界においてもみられたが、公共分野、とりわけ公共福祉サービス分野において顕著であった。これは70年代から公共福祉サービスが大幅に拡大したためである。今まで家庭内で女性が行っていた子育てや老人の世話などの仕事が、それ以後、公共福祉の範疇で、主として女性労働力により行われることになった（79年の有給女性労働力の28%が従事）。

74年以降デンマークの経済は低迷し、失業問題が発生するが、これを契機に女性が専業主婦に戻ることはなかった。消費力をつけた国民は、家族にとり必要だと思ふさまざまな生活商品を購入するための一定収入を必要とした。また稼ぎ手の男性が失業する可能性がある以上、家族の経済的リスクを分散するためにも女性は労働市場を離れるわけにはいかず、主として男性と異なる分野において職を保持することに努めた。この収入確保のプレッシャーが、子供の数を制限する方向へ女性を向けたと考えられる。

第4期（1983～1995年）は、デンマークの経済回復期であり、女性は既にこの時期までに、デンマークの労働市場において補助的あるいは一時的な労働力ではなく、正規の永続的労働力として認識されるようになっていた。このような状況の中で家族のあり方が注目され、国民は仕事と家庭の両立を可能にするための手段として、労働時間の短縮、ワークシェアリングの考え方の導入、柔軟性のある労働時間や体制を要望し、国も労働市場と

もに、これを支援する数々の政策を取った。ここで一つ注記すべき点は、デンマークにみられる83年以降の出生率上昇傾向は、出産賛成論的政策（pro-natalist policy）により生じたものではなく、最も影響力を持ったのは、家族と雇用の関係を配慮した上記諸政策であったということである。

83年以降、合計特殊出生率は25歳以上の年齢層では上昇しているが、25歳未満の若い年齢層では引き続き低下している。しかしこの現象は、若い世代に新たな家族観や価値観が生じたためと解釈することはできないであろう。欧州の人々の価値観調査の中でデンマークに関するデータをみると、家族に価値を見出してはいるものの自己確立を図るために家庭を築くこと、あるいは子供を持つことをしばらく先送りするデンマークの若者の姿が浮き彫りにされる。ここで非常に重要な点は、女性および男女カップルが、子供を持つことを強制されず、自分たちで計画的に時期を選択することである。

近年デンマークにみられる出生率の上昇傾向は、女性が出産の時期を遅らせた結果であると考えられるが、それと同時に、複数の子供を持ちたいと願う人が多少増えたことも、要因となったと考えられよう。また近年の家庭と仕事を両立させるための諸政策が、何らかの影響を与えたと解釈することもできるであろう。

2. 国および労働市場における取り組み

(1) 国・地方自治体の取り組み

保育・幼児教育施設

デンマークにおける保育・幼児教育施設は、0～3歳児を扱う保育所（vuggestue）と3～6歳児を扱う幼稚園（boernehave）に大別できるが、このほかに保育所に代わるものとして、67年からは市が認可した個人の託児所制度（デイケア dagpleje）も設けられている。さらに70年代からは、兄弟を同じ施設

に通園させたいという保護者からの強い要望により、0～6歳児を一つの施設でまとめて扱う統合児童施設（aldersintegrerede institution）も各地に設置されている。これらの施設は、基本的に福祉および児童教育を管轄する市町村（kommune）が運営している。

これらのサービスの利用率は年々伸びている。73年には0～2歳児の利用率は20%以下であったが、98年には55%となっている。特に利用率が高いのは3～5歳児であり、98年の統計では90.1%を示している。現在では出産休暇の期間が延長され、さらに、その後引き続き育児休暇を取る親が増えているために、0歳児の施設利用率は一時期よりも減少している（出所：Lisbeth Knudsen, Recent Fertility Trends in Denmark、デンマーク統計局、99年）。

共働き夫婦や母子・父子家庭がこれらのサービスを利用するためには、開園時間が長いことが要求される。現在では大半の施設が平日の朝7時から夕方5時半ごろまで開園しており、親の勤務時間に合わせて子供を預けることが可能である。

これらのサービスにかかる経費の約3分の2は、市町村および国が負担しているが、残りの約3分の1は利用者負担となっている。

市町村により異なるが、98年における子供1人当たりの個人負担（1ヵ月当たり）の全国平均は次の通りである。なお、保護者の収入や兄弟の数により個人負担は減額される。

保育所	2,256クローネ(約3万4,000円)
デイケア	1,728クローネ(約2万6,000円)
幼稚園	1,254クローネ(約1万9,000円)
統合児童施設	1,256クローネ(約1万9,000円)

(注) 1クローネ = 約15円で換算
(出所：デンマーク統計局、99年)

収入や兄弟の数により個人負担は減額される。

出産計画（夫婦間で十分話し合っ出て産産を計画する）により望まれて産まれた子供が大

半を占める現在では、最良の環境で子供を育てたいという親の要望が強く、これらの施設に高い質のサービスが求められている。また同じ視点から、これらの施設は単なる託児施設ではなく、子供の情緒や社会性を伸ばす幼児教育の場と考えられている。

なお親が出産休暇・育児休暇終了後、スムーズに復職できるようにするため、現在、全国の市町村には、これらのサービス利用を希望する家庭に対して、子供の受け入れを保証することが義務付けられている。

学童保育制度

デンマークでは各市町村が、13歳までの学童を対象に、学校の授業外の時間帯にケアや活動指導を行っている。これには、公立学校の校内で行う場合（skolefritidsordning）と単独施設で行う場合（fritidshjem）がある。特に6～9歳の利用率が高く、98年には同年齢層の全人口の76.3%が利用している。とりわけ学校内での学童保育利用者が過去10年間で約12倍に伸びている。

低学年用の学童保育の場合は、放課後だけでなく、授業が始まる前の朝の時間帯も利用できるようになっており、リクリエーション指導員（fritidspædagog）と呼ばれる専門資格者が担当している。

このサービスも経費の約3分の1を利用者が負担しており、月約960クローネ（約1万4,400円）となっている（出所：デンマーク統計局、99年）。

市の保健婦および家庭医による乳幼児ならびに産婦の健康管理制度

デンマークでは乳幼児のいる家庭を支援するために、保健婦による家庭訪問制度が1937年から法律に基づき導入されている。これは市町村の管轄であり、乳幼児を持つすべての家庭がこのサービスを無料で利用することができる。

自治体により内容や頻度は多少異なるが、一般的には出産直後に市の保健婦が家庭に連絡を入れ、産後10日目ごろに第1回の家庭訪問を行う。訪問サービスは産後1年間で約7回繰り返され、保健婦は主に乳幼児の健康と発育状態をチェックするほか、母乳の与え方、子供との接し方、食事管理などのアドバイスや育児相談などを行う。その後も必要であれば、最長、子供が学校に入学するまで継続してこのサービスを受けることができる。さらに近年、市の保健婦は、同時期に出産した地域の母親のネットワークづくりを図るために、母親グループ設置のイニシアティブも取るようになってきている。また義務教育期間中の生徒の健康・発育状態をフォローすることも、市の保健婦の役目である。

デンマークには地域家庭医制度があり、全市民が決まった家庭医を持っている。妊娠が確認されると、妊婦は家庭医の定期検診を受けることになり、さらに出産後も生後5週間、5ヵ月、1、2、3、5歳の計7回、母子ともに健康診断サービスを無料で受けることができる。

なおデンマークでは、個人が出産場所（病院・クリニック・自宅）を選択し、家庭医を通じて出産手続きを行う。以上はすべて公共医療システムであるため、入院費をはじめとする出産経費はすべて公共負担で個人負担はない。医療サービスは県が管轄している。

扶養児童家族拠出金

デンマークでは、70年以降、扶養児童のいるすべての家庭に対し、扶養児童家族拠出金（boernefamiiydelse）が国から支給されている。この制度は今日までに、扶養児童の年齢枠や家族の収入を支給額に反映させるか否かという点で何度か改正が行われてきたが、現在では家族の収入に関係なく0～18歳未満の扶養児童全員に一定額が支給されている。

支給額は毎年個人所得税法の規定にした

がって調整されるが、2000年の年齢別子供1人当たりの年間支給額は、次の通りである。なおこれは、年4回に分割して支給されている。さらに母子・父子家庭などには、このほ

0～2歳	1万1700クローネ(約17万5500円)
3～6歳	1万600クローネ(約15万9000円)
7～17歳	8400クローネ(約12万6000円)

(出所：Statens Information, 2000 www.danmark.dk)

かに児童手当が支給されている。

出産休暇

デンマークでは早くも1933年から、女性賃金労働者の共通の権利として出産休暇（当時は2週間）が導入された。その後休暇期間は、60年に14週間、84年には20週間、85年には24週間へと延長されてきている。また81年以降は、出産予定日の4週間前から出産休暇を取ることできるようになった。さらに出産休暇の最後の10週間は、両親が分担して取ることできる（同時に取ることはできない）。

父親の産休は84年に導入され、産後2週間、両親がともに取ることが可能となった。また現在では、母親の出産休暇終了後2週間（25～26週間目）の父親休暇も導入されている。

出産直後または出産休暇中に子供が病気で入院した場合は、24週間の出産休暇とは別に、最高3ヵ月間、生活維持手当（dagpenge）を受けて休暇を取ることができる。さらに産後または出産休暇中に子供が死亡した場合も、出産休暇を保持することができる。

雇用者へは、母親が復職を予定している時期を産後8週間以内に通知することになっている。

出産休暇中の経済支援は労使協定により決められており、公共部門と民間部門、また民間部門でも職種によりその条件はかなり異なる。概要を説明すると、公共部門の場合は、協定により、現在、出産休暇期間中の給与が100%保証されている。他方、民間部門の場

合は、a.職種別労使協定で保証条件が定められている、b.職種別労使協定では保証条件が定められていないが、使用者と労働者間の個人契約で出産休暇中の給与保証がある、c.労使協定、雇用契約のいずれでも保証条件が定められていない場合がある。c.の立場にある者は、当事者が住む市町村から生活維持手当を受けることができる。この手当の額は、通常、当事者の1日の就労時間で決められるが、週の最高支給額は現在2,846クローネ（約4万3,000円）となっている（毎年調整有）（出所：Statens Information, 2000, www.danmark.dk）。

以上の経済支援は、母親だけでなく出産休暇を取る父親にも当てはまる。なお使用者が出産休暇中に当事者に対して賃金を支払う場合には、市町村は最高で生活維持手当の上限額を雇用者に支払うことになっている。また出産休暇期間も当事者の勤続年数の中に組み入れられる。

以上がデンマークの出産休暇の概要であるが、この利用率は、男女でかなり異なっている。女性の場合には、出産休暇をフルに利用し、休暇後同じ職場に復帰するのが一般的である。他方、男性の産後2週間の休暇利用率は、85年で40%であったものが95年には58%と上昇したものの、まだ完全に普及するところまでには至っていない（出所：Lisbeth Knudsen, Recent Fertility Trend in Denmark）。

育児休暇

現在デンマークでは、0～8歳までの子供がいる親（賃金労働者および自営業者）に対して育児休暇制度を設けている。期間は8～52週間である。両親は1人の子供に対して合計で最高1年間の育児休暇を取ることができるわけだが、両親が同時に取ることもでき、さらにいくつかの期間に分割して取ることもできる（その場合は最低8週間、最高13週

間）。育児休暇を始める時点で子供が1歳に達していない場合には、最高で連続26週間取ることができる。育児休暇に関する当事者と使用者間の約束は書面で行い、復職の条件が含まれていなければならない。また雇用者はこの休暇の権利を利用する賃金労働者を解雇することはできない。

子供が3歳未満の場合は、育児休暇中に、保育所、幼稚園などの市の児童福祉施設を利用することはできない。しかし3～8歳児の場合には、市に半日施設利用の制度がある場合には、これを利用することができる。

休暇期間中の経済支援は、生活維持手当の最高額の60%であり、フルタイム（週37時間）契約で働いているものであれば、その額は現在、週1,710クローネ（約2万6,000円）となっている（出所：Statens Information 2000, www.danmark.dk）。

この制度は子供のいる家族を支援するという目的もあるが、93年の導入当初はむしろ失業対策の一環と考えられていた。つまり有職者が休暇中に、失業労働力を導入するという施策である。ただこの制度は有職者に広く利用され、またその後失業率が低下したために、現在では条件が厳しくなり、また休暇中に使用者が代行者を導入する義務は除外された。

育児休暇は両親どちらが取っても構わないわけだが、この利用の仕方は両親の収入状況に大きく左右されるようである。つまり夫の収入が妻の収入より高い場合には、妻が休暇を取るケースが一般的であり、夫が休暇を利用するのは、夫婦間の収入差がほとんどない場合が多い。現実としてはデンマークでも夫の収入が妻の収入を上回るケースが多いため、育児休暇を利用するのは女性が圧倒的に多い。

(2) 労働市場における取り組み

デンマーク労働市場の特徴

デンマーク労働市場の大きな特徴は、公共部門の労働人口の比率が高いこと（現在は総

労働力の約3分の1を占める)と、労働組合への加入率が高いことである。90年ごろの欧州諸国における労組加入率を比較すると、次

デンマーク	88%
スウェーデン	83%
フィンランド	72%
ノルウェー	56%
ベルギー	51%
アイルランド	50%
オーストリア	46%
イタリア	39%
イギリス	39%
ドイツ	33%
ポルトガル	32%
スペイン	11%
フランス	10%

(出所：Gyldendal, Den Store Danske Encyklopaedi)

のようになる。

またデンマークの労働市場と国の関係は、北欧以外の欧州諸国とかなり異なりユニークなものであるため、労働・雇用条件の鍵を握る労使協定のシステムにつき概説する。

デンマークの労使協定の基盤は1899年に確立されたが、それ以降、労働市場における重要な取り決めはほとんどすべて、労働組合と使用者組織間の定期的な労使協定(産業分野別)により定められてきた。そのためデンマークには、最低労働賃金や就労時間など、基本的な労働条件に関する特別な法律は存在しない。労使協定には次のような内容が含まれる。

- ・最低または普通賃金レベル
- ・就業時間、有給休暇、そのほかの休暇
- ・特別労働：残業、シフト制度、変則労働時間など
- ・労働者の権利：グレードアップ教育、労働市場年金、出産

休暇中の賃金、職場委員の選出とその権利保護など、労組サイドでは、a 各企業における職業別組合員レベル、b 各業界における職場委員代表レベル、c 各産業分野における労

使協定交渉者レベルにおいて、次期労使協定への要望事項、優先すべき事項、戦略がまとめられ、使用者サイドにおいても使用者組織が加盟企業の使用者の要望をまとめる。これらの段階を踏まえた上で労使協定交渉が行われるが(今までは2年毎、今後は4年毎)ここで両者の合意が得られた場合には、双方のメンバーが合意内容を承諾するか否かを投票する。この投票で過半数の承諾が得られると、労使協定が成立する。

もしここで、どちらか一方または双方のメンバーの承諾が得られなかった場合、あるいは労使交渉で合意に達することができない場合は、国が指名する調停者が介入し交渉が進行される。それでも交渉が交結せず紛争が長引いた場合には、政府が介入して最終妥協案を法案として国会に提出し、法律として定める。この法律の内容は、次回労使協定が成立するまで効力を有する。

労働時間

20世紀後半50年間の変化の概要をみると、58年の労使協定で週の労働時間が48時間から45時間に短縮された。その後、週の労働時間は74年に40時間、87年に39時間に短縮され、さらに90年からは37時間にまで短縮され、現在に至っている。

このようにデンマークでは現在フルタイムが週37時間と決められているが、必ずしもすべての労働者がフルタイムで働いているわけではない。これに代わるものとしてパートタイムがあるが、日本のパートタイムとは異なるので注意を要する。デンマークでいう大半のパートタイムは正規雇用であるが、37時間より短い労働時間契約を結んでいるケースをいう。つまり労働時間が少ない分、賃金はフルタイムより低くなるが、ほかの労働条件や権利はフルタイムの場合と変わらない。

80年代にはデンマークの女性労働力の約35%がパートタイムで働いていた一方、男性は

約8%と男女差が大きかった。90年半ばには、それぞれの比率が22%と10%になり差は縮まってきた。これを年齢別でみると、女性の場合は30～34歳の比率が最も低くて7%であり、ここを底辺に、年齢が上がるあるいは下がるに従い比率は徐々に高くなっている。男性の場合は45～49歳で1%である（男女とも94年の数値、出所：Kvinder & Maend, 1995）。この数値からは、パートタイムの雇用契約を取る時期と子育てが最も大変な時期とは重ならないが、女性の中には子育てが忙しい時期に、労働時間を短縮するケースも多い。このような調整は、家庭の状況、配偶者の労働状況、本人の職場での地位や仕事に対する志向などにより、女性各自が行うものである。

有給休暇

有給休暇は58年の労使協定で3週間と定められ、それ以降、徐々に拡張されて、79年からは5週間になっている。

前回の労使協定（民間98年、公共99年）では、上記の有給休暇に加え、子供がいる家庭を対象とした福祉休暇が導入された。公共部門においては、97年4月1日以降産まれた子供または養子縁組された子供1人に対して、年間10日間の休暇が認められた。また民間部門の場合は、産業部門により条件が多少異なるが、デンマーク労働機構（通称LO、22の主要労働組合がここに属す）の場合には、14歳未満の子供に対して年間3日間の有給休暇が設けられた。しかし2000年の労使協定（民間部門）では、この福祉休暇が廃止され、それに代わって6週間の有給休暇を段階的に導入することが合意された（2000年5月から2日間、2001年5月から3日間、2001年5月からは5日間）。

なおデンマークでは、子供が病気になった際に親が第1日目を休める制度が導入されているが、今回の労使協定により、2001年7月からはこの休暇でも給与がフルに支給される

ことになった。

出産休暇中の給与

出産休暇中の給与に関しては、既に述べたが、2000年の民間部門の労使協定により、同部門における条件がさらに改善されることになる。概要は、2000年5月から出産休暇の当初14週間の期間に時間給120クローネが支給され、さらに2003年5月からは同期間に給料の全額が支給されることになるというものである。

3. 産業界におけるさまざまな取り組み

近年デンマークにみられる出生率上昇の傾向は、国の特別な出産奨励政策の結果生じたものではなく、また労働市場が少子化問題を解消するために特別な対策を取った結果生まれたものでもない。社会学者のリスベット・クヌッセン女史が言うように、国民生活を支える国・労働市場・家庭という三つの基盤が、社会の動向と国民の要望を見極めて変化し、またその中心にいる個人（特に女性）とこれらの三要素が相互に作用し、調整し合った結果起きたものと言えるだろう。

デンマークは高福祉・高負担政策をとる社会福祉国家であり、大半の社会福祉活動は国民の税金により賄われ、国・地方自治体がそれを実行している。そのためデンマークの労働市場は、この分野において特に大きな責任を負う立場にはない。しかし前述のように、労働市場では使用者と労働者がそれぞれ使用者組織と労働組合の下に結束し、この二本の柱が主として労使協定を通じて積極的に相互作用・調整し合って、産業・経済活動と労働者の環境整備のバランスを取ってきた。この労働市場における努力が、国の社会福祉活動を間接的に支援することにつながっていると考えられよう。また過去50年間にデンマーク労働者の労働条件と環境は大幅に改善されてきたが、これは労組サイドの一方向的な働きかけで得られたものではなく、企業サイドの理

解と関心も強かったからこそ得られたものと思われる。ここにもデンマーク社会の根底に流れる「人的資源の最大限の活用」という考え方が反映していると言えよう。

(1) デンマーク産業連盟 (Dansk Industri) の見解

デンマーク産業連盟は企業5,800社が加盟しているデンマーク最大の企業団体であり、デンマーク使用者連合 (Dansk Arbejdsgiver-forening) の主要メンバーである。以下はデンマーク産業連盟のクラウス・ラスムッセン主任コンサルタントにインタビューした際のコメントである。

デンマーク産業連盟は、かなり以前から、少子化現象を抑えるために産業界や国に対し特別な働きかけをすることは止めている。特効薬は存在しないためである。そのため連盟では、むしろ社会の動向を把握し、その状況に応じた対策を打ち出すというスタンスを取っている。人口予測から、デンマーク労働市場における今後の労働力の変動をある程度見極めることができるが、いまのところ、今後15～20年間は子供の数が増加することは望めない。デンマークはほかの欧州諸国と比較すると現在かなり高い出生率を示してはいるものの、少子化現象が進んだ70年代に生まれた世代がこれから子供を産む時期に入るためである。これを念頭において、連盟は次のようないくつかの施策を打ち出している。

教育の効率化と短縮

優秀な労働力を確保するために、産業界は国に対して教育システムの改善を促している。デンマークの教育システムをほかの欧米諸国と比較すると、教育に必要な時期が長いため、現在よりも効率的でしかも凝縮された教育システムが望まれる。デンマーク産業連盟は、教育に必要な期間を現在より2年短縮するこ

とが可能との見解を持っている。

柔軟性のある労働時間

労使協定の分野においては、使用者側は長年にわたり柔軟性のある労働時間体制の導入を要求してきた。これは企業の活動状況に応じて労働力を調整する可能性を拡大するとともに、労働者個人の生活状況に応じて労働時間を調整あるいは短縮する可能性をも拡大させることになる。いままで労働組合は、この提案に対してかなり反対していた。労働時間の短縮が可能になると、それを選択する女性が増え、それが最終的には労働市場における女性の立場を悪化させることにつながると考えられたためである。しかし現在では多くの労働者が家庭と仕事の両立を強く希望しており、その観点からも柔軟性のある労働時間体制へのニーズは高まってきているといえよう。

ホームワーキング制度

情報技術の急速な発展により、従来のオフィスワークの一部を家に居ながらにして遂行できるようになった。この可能性を利用する企業は年々増えてきており、特に小さい子供を持つ女性がこの可能性に強い関心を持っているようである。

保育・幼児教育施設の開園時間

現在の保育所や幼稚園の開園時間は、必ずしも親の労働時間にマッチしているものとは言えない。労働市場で今後柔軟性のある労働時間体制を採用していく上で、これらの施設における柔軟性のある開園時間の必要性も必然的に高まると思われる。

産業連盟は夜間幼稚園を増やす提案も含めて、この方面においても関係機関に働きかけていく方針である。

(2) 労働組合の見解

デンマーク労働機構LOの経済専門家、イングリセ・ブック女史に労働組合側の見解をイン

タビューした。以下が同女史のコメントである。

労働組合は少子化問題に対する直接的なイニシアティブは取ってこなかったし、今後も考えていない。しかし子供を産み易い環境をつくることや子供を持つ親が仕事と家庭を両立させるための必要条件を整えることは、労働組合が大きな課題として取り組んできたことである。将来労働力が大幅に増えることが見込まれないことから、女性の労働力は、デンマークの労働市場にとり、今後も欠かすことができない。この観点からも、女性労働者への継続的な支援と家族重視の労働環境づくりを今後も進めていく必要がある。

99年10月に開催されたLO総会では、福祉社会における労働組合の役割が討議されたが、その中でも「家族」が重要なテーマとして取り上げられた。LOはこの分野において、今後も次のような諸点での改善を図りたいと考えている。

- ・子供のいる家庭への特別な配慮：有給休暇の拡大、子供の病気などによる欠勤への職場理解など
- ・父親産休の延長
- ・出産休暇全期間の100%給与保証
- ・出産・育児休暇が年金条件にマイナスの影響を与えないように、これらの期間も勤務年数の一部として扱う
- ・企業レベルで従業員の仕事と家庭の両立を図る努力
- ・労働者が各自の生活時間をより良く配分できるようにするために、労働時間政策に対する労働組合からの条件やアイデアを明確化する

(3) 「家族に優しい職場」に関する開発プロジェクト

デンマーク社会研究所は社会省の要請により、93年に「家族に優しい職場」と題する開発プロジェクトを立ち上げ、96年に報告書がまとめられた。子供を持つ労働者の仕事と家庭

の両立は、現在デンマークでホットなテーマとして取り上げられているが、本プロジェクトはこの問題に対する解決への道を示唆するものとして注目に値する。なおこのプロジェクトは、前述のヴィタ・プルツァン女史ならびに社会研究所のシニア研究員、ヘレ・ホルトおよびイヴァン・タウロウ両氏が中心となり、このテーマに関心を持つ17の企業関係者から成るグループ、および調査に直接参加した5つの企業の協力を得て実施されたものである。以下はプロジェクト報告書の要旨である。

プロジェクトの目的

- ・家族に優しい職場にすることで、企業と従業員双方にメリットをもたらすことが可能かどうかを調査する。
- ・家族に優しい職場づくりのプロセスの中で、何が促進あるいは障害要因となるかを調査する。
- ・企業が家族に優しい職場づくりのために何らかの制度変更を行った場合は、その変更による効果を調査する。

調査方法

調査に参加した企業は5社で、その構成は公的部門2社、民間部門3社である。企業規模や地域面で特徴の異なる企業が選択された。各企業にプロジェクトテーマに関心を持つ従業員で構成されるフォーカスグループを設置した。

- ・フォーカスグループは、仕事と家庭の両分野で現実にどのような希望とニーズがあるかを明確化し、さらに両立を容易にするために企業はどうすれば良いかの具体案を提示する。
- ・フォーカスグループからの具体案を企業の経営者ならびに企業内の協力委員会が検討し、提案をどの程度受け入れ、またいかに実現化するかを決定する。
- ・決定された変更事項を実行する。

ここからもわかるように、当プロジェクトでは専門家または使用者の判断ではなく、従業員各自の実際の状況やニーズを出発点とするボトムアップ式プロセスを採用した。

使用者側の期待

参加企業は本プロジェクトに次のような期待を寄せた。

- ・従業員のストレス要素を少なくする。
担当研究者が実施したアンケート調査からは、調査に参加した200人の男女従業員の約6割が、勤務中に子供のことを考えていると答えている。このストレス要素から従業員を解放することで、仕事への集中力が増し、人的資源を有効に活用できるようになると思われる。
- ・優れた労働力の入手と確保に役立つ。
特に労働力が不足している産業分野や競争の激しい産業分野においては、優れた労働力の確保が企業にとり生命線となる。これを給料だけで解決することはもはや不十分で、良い労働環境・労働条件の提供が必要条件と思われる。
- ・企業イメージの向上につながる。
デンマークでは「家族に優しい企業」という概念に対する社会的関心は、まだ、さほど高くないが、米国では既にこのカテゴリーで優良企業とみなされることが企業のイメージ向上につながるまでに至っている。企業の社会貢献度を商品の判定基準に加える消費者が今後増えると予測されることから、この分野での企業努力が必要になると思われる。

従業員側の希望

当プロジェクトの中で出された従業員からの希望を大きくまとめると、労働時間と企業文化の2点となる。

労働時間は必ずしも短縮されることを望んでいるのではなく、むしろ各自の家庭の状況

に合致する柔軟性のある労働時間帯を希望している。また企業文化とは、子供を持つ従業員に対する上司や同僚からの理解であり、オープンにこの問題を語ることができる社内の雰囲気強く望んでいる。

プロジェクト実施企業の一例：社会省労働災害局（公的機関）

スタッフ約290人、女性が過半数を占める職場。

職種、性別、担当部署、子供がいる者いない者などバラエティーに富む構成人員によりフォーカスグループを2つ設置。

結果としては次のような具体策が取り上げられ実行された。

- ・既存のフレックスタイムの規則を改善
0～3歳児を持つスタッフの毎日の勤務時間帯に規制を設けない。残業時間を貯蓄して福祉時間に振り替える可能性を拡大。
- ・緊急の際に子供を職場に連れてくることが出来る体制を整備
- ・ホームオフィスの試みを導入

プロジェクト実施企業の一例：Cotas社（民間企業）

産業用コンピューターテクノロジー専門企業。

従業員は約90人、男女比率はほぼ半々（開発部門：男性主体、生産部門：女性主体）。男女各3人でフォーカスグループを編成。具体策としてはフレックスタイムをさらに拡大したことが挙げられるが、この企業の場合は、それよりも目に見えない部分で大きな成果が得られた。それはプロジェクト当初、使用者側と従業員の間が存在した猜疑心が、プロセスの途上で薄まり、最終的には相互信頼とオープンで順応性のある姿勢が生まれたこと、さらに欠勤が減少し、従業員のモチベーションが高まったことである。

調査結果

プロジェクトを実施した5社の体験からは、次のような考慮すべき点が浮き彫りにされた。

- ・家族に優しい職場づくりは可能であるが、困難も伴う。従業員の小さな希望も、それを実現するとなると、かなり大掛かりな制度変更が必要となる場合もある。職場の活動内容や担当職務により解決方法は異なる。
- ・実際の労働配分を担当している中間管理職の介入・理解が得られないと、彼らがプロジェクトの障害となる。
- ・使用者・従業員双方の先入観、偏見はプロジェクトを進める上で大きな障害となる。
- ・企業文化（スタッフの姿勢、考え方、人間関係）が変化することを覚悟して臨む必要がある。

このプロジェクトで実際に改善された点は、フォーカスグループの希望にほぼ添うものであったが、最大の成果はこのプロセスを通じて企業内の各層に対話が生まれ、また仕事と家庭という問題に対する考え方が各層で変化し、理解が深まったことであろう。なお今回は企業の経済的メリットの調査は行わなかったが、間接的に企業利益につながると思われる次のようなメリットが指摘された。

- ・従業員のモチベーション向上。生産効率向上。
- ・欠勤率の低下：参加企業1社では半減した。
- ・企業のイメージアップ：参加企業1社は、96年にEUからその功績を認められて表彰された。
- ・労働力の誘因：メディアで好意的に取り上げられたことにより、参加企業1社には自主的な就職希望者が殺到した。

(4) 企業の社会的責任

96年にカーレン・イエスパーセン社会相（当時）がイニシアティブを取り、同相が指名したデンマーク企業代表15社からなる「企業の社会的責任ネットワーク」が構築された。このネットワーク構築の背景には、高福祉社

会として発展したデンマークでは、近年は責任のすべてが公共部門に委ねられ、個人や企業の責任感が薄れており、今後もデンマークが高福祉社会を維持するためには、個人ならびに人々の日常生活に大きな影響力を持つ企業もその責任の一端を担う必要があるという政府の見解がある。

当ネットワークは、社会相の諮問機関として機能するだけでなく、企業の社会的責任に対する世論や企業意識を高め、また多くの企業にさまざまな分野での社会的貢献のイニシアティブを取ることを促す使命を帯びている。ここでいう社会的責任とは具体的に主として次のようなことを意味する。

- ・従業員の労働環境、労働条件への配慮
- ・子供のいる家族への配慮
- ・従業員の疲弊、疾病、個人的危機（人生問題やアルコール問題など）への配慮と予防
- ・障害者、移民、移住者など社会的ハンディを持つ人々の受け入れ
- ・地域社会への配慮など

当ネットワークは社会的責任に対するデンマーク企業のモチベーションを高めるために、毎年この分野で著しく貢献した企業にインスピレーションを与えた企業に対して「ネットワーク賞」を授与している。さらに社会的責任に関する企業プロジェクトを支援するための補助金制度が確立され、98年には66社に計1,900万クローネ（約2億8,500万円）、99年には85社に対して計3,000万クローネ（約4億5,000万円）が支給されている。

(5) ノボ・ノルディスクにおける数々の取り組み

ノボ・ノルディスク（Novo Nordisk A/S）はインシュリンをはじめとする数々の医薬品と産業用酵素の開発・製造・販売を主活動とする国際的なハイテク企業であり、従業員数は国内外合わせて約1万5,000人である。ノボ・ノルディスクは「企業の社会的責

任ネットワーク」のメンバーであり、積極的な従業員福利対策を取っている企業としても知られている。特に女性従業員や子供のいる従業員に対してどのような取り組みをしているかを人事部門のステイー・フリント副主任にインタビューした。以下はそのインタビューの要旨である。

ノボ・ノルディスクは国際競争の激しい市場でビジネスを行っており、この厳しい状況の下で常に業界の先端を行くためには、秀でた研究・開発、高品質の製品やサービス、安定性、信頼性は必須条件である。それゆえノボ・ノルディスクでは、当社の活動に必要なすべての分野において、最も優れた人材を確保することに最大限の努力を払っており、従業員は当社の重要な資産と考えている。当社ではこの考え方にに基づき、従業員が人的資源をフルに発揮し、さらに各自の能力や可能性を伸ばすことができるような配慮を人事政策の中で取っている。

人事政策で重視している点の一つは、子供のいる従業員に対するものである。当社で取っている数々の配慮は、最終的には国際競争に勝ち抜くために企業が必要としている人的パワーを生み出すことにつながると思われる。以下は当社が独自に行っている諸対策である。

統合児童福祉施設

ノボ・ノルディスクの本社・生産本拠地に隣接して、0～6歳児を対象とした児童福祉施設が設けられている。これは市との協力により実現したもので、ノボ・ノルディスクは運営費の一部を負担している。これにより入園時には当社の従業員の子供が優先され、現在その割合は70名の定員の約60%を占めている。

出産休暇

当社では従業員の出産休暇全期間にわたり、100%の給与を支給している。これは父親に

与えられた産休においても同じである。

柔軟性のある労働時間

フレックスタイムの導入が労働内容からみて可能なエリア（ホワイトカラーではほぼ全域）では、この制度が取り入れられている。9～15時の固定勤務時間帯以外の勤務時間をどの時間帯に置くかは、従業員各自が決める。

勤務時間削減の可能性

従業員は、労働時間をフルタイム（週37時間）の80%まで削減することができる。これは a .リーダーがその部門の活動状況からみて削減することが支障ないと判断した場合、 b .個人的なはっきりした理由（例えば年少の子供がいるなど）がある場合に可能である。98年には、従業員の約10%（女性従業員の18%、男性従業員の2%）がこの制度を利用した。

従業員の労働時間に関する調整は、すべてそれぞれの部署で行うことになっている。つまり労働時間の柔軟な調整や労働時間削減の約束は、各部署のリーダーが責任を持って管理している。

ノボノルディスクは2000年中にヘルスケア部門と産業用酵素部門をそれぞれ独立組織として切り離すという大掛かりな組織改革を行い、これを機会にCEOが交代することになっている。2000年11月にCEOに就任するラース・レビエン・ソーレンセン氏は、2月18日の日刊紙 Politiken のインタビューで、次のようなコメントを出している。

「我々はより多くの女性リーダーを必要としている。女性が出産休暇を取り子供を持っても継続して自分のキャリアを伸ばせるように、企業側は仕事を編成しなければならない。さもなければ、そのような立場にある従業員が持っている大きな可能性を企業は十分に活用できなくなるだろう。これは男性についても言えることだ。我々は従業員各自の仕事と私生活の調和を図る努力をしなければならな

い。従業員に対して行った調査からは、仕事のプレッシャーが非常に大きいと感じている従業員が多いことが判明した。厳しい国際競争に勝ち抜くために、しばしば従業員に対して120%の努力を要求する必要がある当社のような企業において、仕事と私生活の両立を実現させることは難しいことであるが、キャリアが家庭生活を壊したり、私生活を守るためにキャリアをあきらめざるを得ないような状況を生まないように、企業は積極的な対策を取らなければならない。」

なおノボ・ノルディスクでは、毎年財政面での年次決算報告書のほかに、環境面および社会面での年次決算報告書を作成している。

4. 家庭における状況

(1) 共働き夫婦の現状

デンマークの女性の初産平均年齢は、次の統計からもわかるように、60年代から上昇、

60年	23.1歳
65年	22.7歳
70年	23.7歳
75年	24.0歳
80年	24.6歳
85年	25.5歳
90年	26.4歳
93年	27.5歳

(出所：Kvinde & Maend 1995)
93年には27.5歳に達している。

またデンマークの成人年齢は18歳であり、次の統計にみられるように、若者は18歳頃から遅くとも24歳までの間に親から独立して自活生活に入っている。95年以降も、若者が独立す親と一緒に生活していない若者(95年1月1日現在)

(単位：%)

	女性	男性	男女平均
18歳	23	14	18
20歳	61	40	49
22歳	86	69	77
24歳	93	82	88

(出所：デンマーク統計局、95年 95)

る年齢は男女ともに早まっていると思われる。

これらのことから言えることは、デンマークで子供のいる家庭とは、女性が20歳後半から50歳頃までの年齢にいる期間ということになる。この期間は女性の社会進出率が最も高い時期であり、ここからも子供のいる家庭では夫婦共働きが最も典型的なパターンである

94年の男女年齢別社会進出率

(単位：%)

	女性	男性	男女平均
16～66歳	76	83	79
16～19歳	58	65	62
20～24歳	77	82	80
25～29歳	85	90	87
30～34歳	88	92	90
35～39歳	89	92	91
40～44歳	89	92	91
45～49歳	87	92	89
50～54歳	81	90	86
55～59歳	68	85	77
60～66歳	21	40	30

(出所：Kvinde & Maend, 1995)
ことがわかる。

(2) 家事分担の現状

このように両親が共に働いている家庭では、子育てを含めた家庭内での数々の任務を夫婦が分担して行わなければならない。次の調査結果は10年以上前のもので、必ずしも現状を示すものではないかもしれないが、デンマークの男女がどのように家事を分担しているか、その傾向を見る上では参考になるであろう。

この調査からは、幼児の世話を夫婦共同の仕事と考えている家庭が多いことが見て取れる。80年代後半にはかなりの男性が子育てに参画するようになったことがわかる。またそのほかの仕事においては、各自の得意な分野を担当するケースが多いようである。家庭内の仕事への男性の参加率は近年さらに高まっていると思われるが、家事の主な部分を担っているのが女性であることは変わっていない。なおこの調査では、子育ての一部である0～

子供のいる家庭での家事分担状況（89年）
（単位：％）

	女性	男性	共同	その他
洗濯	78	4	15	3
夕食	57	9	29	6
掃除	49	3	35	13
買物	49	11	36	5
朝食	38	19	31	12
支払い	33	32	34	1
幼児の世話	30	1	66	4
皿洗い	24	11	40	24
テーブル用意	16	7	31	46
庭の手入れ	15	36	42	7
屋内の修繕	5	75	19	1
屋外の修繕	4	87	8	1

（出所：Kvinder & Maend ,1995）

2歳児の世話しか項目に入れていないが、保育所・幼稚園への送迎、児童施設や学校でのPTA活動、子供とともに過ごす余暇活動などの部分においても、父親が母親と同様に積極的に参加しているのが現状である。

また「その他」が10%を越える項目として、掃除、朝食、皿洗い、テーブルの用意があるが、掃除は外部の人に頼むケース、朝食、皿洗いやテーブルの用意は子供が手伝うケースが多いと考えられる。親元で生活する子供が、家族の一員として年相応の家庭内の仕事を担当することは、デンマークにおいてはごく一般的な姿である。

（3）子供のいる典型的な核家族の経済状況

一般的な核家族の経済状況がどのようなものであるかをはっきりとした数値で示すことは困難なことであるが、一つの傾向を示すものとして、一般事務職を代表する労働組合HKと無資格の女性を代表する労働組合KAD（1888年設立、現在でも女性のみの労働組合としては世界唯一のもの）が共同出版した「女性のための経済ハンドブック」に掲載されたシミュレーションの一例をここに紹介する。（En haandbog om oekonomi for

kvinder : Bedre raad ,1996）

家族設定

夫：銀行事務員34歳、妻：一般事務員32歳、共にフルタイム
子供：2歳と4歳児の2人
3年前に家を購入

（単位：クローネ）

月当たりの収入：

夫婦の手取り収入	20 470
扶養児童援助	1 608
計	22 078

月当たりの固定経費：

住宅ローン	7 600
児童施設利用	2 600
組合費	1 490
保険	740
電話加入料金	100
テレビ	140
計	12 670

その他の経費

電気代、暖房費	1 160
自動車（ガソリン代込み）	1 900
電話代	150
子供の衣類	800
夫婦の衣類	400
食費、その他生活費	3 500
パカンス用積立金	1 500
計	9 410
残高	2

5 . 結 論

計画出産が出産の大半を占めるようになった今日、その計画設計の中でいつ何人の子供を産みたいかを決定するのはあくまで個人であり、特にその鍵を握っているのは女性である。従って出生率を政治的にコントロールすることはできない。出生率は社会の経済状況、労働市場状況、福祉状況、家族関係、国民の意識など多くの要素が複雑に絡み合って変化するものである。

しかし女性が子供を産みたいと思い、これを決意する上で最も重要な点は、安心して子供を産み育てる環境が整っていると女性が感じるかどうかであろう。この点において社会が調整を試み、女性を支援することは不可能なことではないだろう。デンマークで現実に行われている支援をまとめてみると、次のようになる。

(1) 社会(国・地方自治体)は女性が妊娠した時点から、次のようなさまざまな方面にわたって女性とその家族を支援している：
 出産休暇、妊婦の無料定期検診、出産サービス、保健婦による家庭訪問、家庭医による健康診断、育児休暇、扶養児童家族拠出金、保育・幼児教育システムの完備、無償教育*など。
 (*日本では子供の教育費がかさむことが、子供を産むまたは子供の数を増やすことを躊躇する一要素になっているようであるが、デンマークの場合は基本的に教育費は税金で賄われるため、これが出生率に影響を与えることはない。)

(2) 女性は労働市場に進出し、ここに残留の意思を持ち続けている。また将来、労働力不足が予測される中で、労働市場は女性労働力を確保する必要がある。そのため、仕事と家庭の両立を図るための次のような数々の施策が労働市場において取られている：
 フルタイム労働時間の短縮、有給休暇の延長、出産休暇や育児休暇における経済的支援、フレックスタイムの導入、パートタイムの可能性と権利確保など。

(3) デンマークの家庭では、家庭内の責任・仕事を夫婦が共同で受け持つという考えが一般化し、家事・育児・子供の教育に積極的に参加する男性が年々増えている。このような男性の協力は、大半の女性が労働市場や社会に積極的に参加することを望んでいる以上、子供を産み育て易い環境を築く上で欠かせない

重要な要素であるだろう。

(4) 特に60年以降生まれたデンマーク人は、自立した母親の姿を見ながら育ってきた。その中には親の離婚という悲劇を体験した者も少なくない。また現在のデンマーク社会は、男女平等が完全ではないものの、かなり進んだ社会である。このような環境で育った人々には、男女の自立を当然と考えると同時に、暖かい家庭、子供のいる家庭を強く望む傾向がみられる。また近年の労使協定の動向や世論などからも、多くの国民が子供のいる家庭に大きな価値を見出すようになってきたことが伺える。このような意識の変化も、デンマークにおける近年の出生率の上昇傾向に何らかの影響を与えたと考えられるであろう。また次世代を担う若者が子供のいる家庭に大きな価値を見出すか否かが、今後の出生率の動向を左右することにもなるだろう。その意味からも、家庭、国、労働市場における柔軟な支援とともに、教育分野における努力も必要であると思われる。

参考文献

1. Befolkning og valg 1999:II, Denmark's Statistics
2. Lisbeth B Knudsen: "Recent Fertility Trends in Denmark" Research Report 11 1999, Danish Center for Demographic Research
3. Barsel og Omsorg", HK/Kommunal
4. Barselsorlov, Rettigheder og pligter", LO Denmark
5. Kvinder & Maend 1995", Board of Labour-market Denmark's Statistik, Council of Equality
6. Erfaringer fra et udviklingsprojekt om familievenlige Arbejdspladser", Social Research Institute 96: 17
7. "Det angaar os alle - familievenlige virksomheder" Ministry of Social, 1996
8. "Social Report 1998", Novo Nordisk A/S
9. "Bedre raad - En haandbog om økonomi for kvinder" HK/KAD, 1996

表1 65歳以上の高齢者比率

(単位：%)

	95年	2020年
日本	14.1	23.8
デンマーク	15.2	19.1
スウェーデン	17.3	19.6
フィンランド	14.1	20.0
ドイツ	15.2	20.0
イタリア	16.0	22.2
英国	15.4	17.2
フランス	14.9	18.9
ギリシア	15.9	21.4
オランダ	13.2	19.2
スペイン	14.9	19.5
米国	12.6	15.0

(注) 98年1月現在, 日本:15.0, デンマーク:14.9

(出所: 94年国連人口予測)

表2 平均寿命(97年現在)

(単位:歳)

	男性	女性
日本	76.7	83.2(世界一)
デンマーク	73.0	78.2
スウェーデン	76.7	81.8
フィンランド	73.3	80.3
ドイツ	73.7	80.0
フランス	74.2	82.1
英国	74.3	79.4
オランダ	74.7	80.3
イタリア	74.9	81.3
ベルギー	73.8	80.5
アイルランド	73.3	78.7
ルクセンブルグ	73.5	79.6
スペイン	74.4	81.6
ポルトガル	71.4	78.7
ギリシア	75.1	81.4

(注) 98年日本: 男性77.16 女性84.01

(出所: New Cronos Database, EUROSTAT 1999)

表3 合計特殊出生率

	70年	80年	90年	94年	97年	98年
日本	2.13	1.75	1.54	1.50	1.44	1.38
デンマーク	1.95	1.55	1.67	1.80	1.75	1.72
スウェーデン	1.92	1.68	2.13	1.88	1.52	n a .
フィンランド	1.83	1.63	1.78	1.85	1.75	n a .
ドイツ	2.03	1.56	1.45	1.26	1.36	n a .
イタリア	2.42	1.64	1.34	1.22	1.22	n a .
英国	2.43	1.90	1.83	1.74	1.71	n a .
フランス	2.47	1.95	1.78	1.65	1.71	n a .
ギリシア	2.39	2.21	1.39	1.35	1.32	n a .
オランダ	2.57	1.60	1.60	1.57	1.57	n a .
スペイン	2.90	2.20	1.34	1.22	1.15	n a .
ポルトガル	2.83	2.18	1.57	1.44	1.46	n a .
ノルウェー	n a .	1.72	n a .	n a .	1.85	n a .
アイスランド	n a .	2.48	n a .	n a .	2.04	n a .

(出所: 98年EUROSTAT人口統計と厚生省の統計)

ITへの取り組み本格化 (欧州)

雇用や経済成長の促進には情報化社会への対応が重要であるが、欧州各国の情報技術(IT)への対応は、概して米国に比べ遅れているといわれている。また、IT関連労働者の人材不足などの問題も生じている。EUは、こうした問題に対応するため、2000年6月にポルトガルのフェイラで開催した首脳会議で、「e-Europe2002行動計画」に合意した。この計画は、「より安く、速く、安全なインターネット」、「人と技術に対する投資」、「インターネットの利用促進」という3つの主な目標を柱として、情報化社会への対応に必要な制度の確立や教育の充実を図るため、具体的な施策を取りまとめたものである。

こうしたEUの取り組みに加え、EU各国も独自に情報化社会への対応を図っている場合が多い。また、西欧のEU非加盟国や中・東欧諸国でも同様の動きがみられる。本レポートでは、各国の「ニューエコノミー」に対する見方、IT産業振興策、ITによる雇用創出、IT部門の人材不足・流出への対応などを報告する。

1. 情報社会の形成に意欲 (EU)

——— ブリュッセル・センター ———

EU各国首脳は、リスボンEU特別首脳会議において、情報社会に備えるためのインフラ整備や人材育成、情報産業の振興などへの具体的提言を盛り込み、今後10年間の雇用対策を方向付けた。欧州が「調和のとれた競争力ある地域」(ポルトガル・グテーレス首相)になるかどうかを試されることになる。

(1) 今後10年の戦略を構築

EU加盟国首脳は、2000年上半期EU議長国ポルトガルのリスボンでEU特別首脳会議を開催し、情報産業による雇用対策を中心議題として議論し提言をとりまとめた(2000年

3月23~24日)。

首脳会議では、向こう10年間、情報分野を中心に競争力とダイナミズムを有する域内経済の発展を目指し、それによる雇用の拡大と社会の調和を図ることが最大の目的とされた。

これらを実現するために、今後は年間3%程度の安定成長を目指し、情報化を基盤とする経済への移行、競争とイノベーションによる経済改革の推進、人材育成と社会弱者の救済による新しい欧州社会モデルの構築、安定的な成長を可能とするマクロ経済の運営、の4つの柱からなる新戦略が打ち出された。

新戦略は、現在61%である就労率を2010年には、70%に引き上げることを目標としている。

このほか、今回合意された情報化社会への目標項目は以下のとおり。

2000年中に電子取引に関する法制度を承認する。

2001年末までに通信市場の自由化を完了させる。

2000年末までにインターネットのローカル使用料を引き下げる。

2001年までに域内のすべての学校をインターネットで接続、教員への講習も実施する。

2003年までに主要な行政サービスをインターネットに接続させる。

(2) 公平な人材育成政策

EUは情報社会形成のために人材育成に力点を置き、情報系産業分野での製品開発とサービス提供を充実させる。その結果、競争と雇用の促進が図られ、市民生活の向上と環境保全が図られると見込んでいる。6月のEU首脳会議で、情報社会を形成するための「e-Europe計画」の青写真を提出する。また、通信の自由化の完全実施（2001年末まで）が確保される必要性を強調している。

(3) R & D、中小企業、域内市場統合の役割

他方、情報技術への基礎固めとして研究開発（R & D）の推進を図る。また民間R & Dへの開発支援として、税制の優遇やベンチャー・キャピタルを欧州投資銀行（EIB）との支援体制によって図る。加盟国は、6月までにR & D開発プログラムの提出が義務付けられると同時に、ネットワーク構築のためのインフラ整備、研究者の域内自由移動の推進なども取り決められた。

さらに中小企業のR & Dについては、6月までに中小企業憲章の策定に向けた素案を提出することにもなった。

一方、域内市場統合に関して、サービス分野での障壁の除去について2000年末までに政

策を策定する。とりわけ電力、ガス、郵便、運輸面でのサービス自由化の加速と、中小企業の政府調達への参加の促進を図る。また政府調達では、2003年をめどにEUおよび加盟国の政府調達のオンライン化を実現する。

(4) 教育現場と職業訓練センターの連携重視

雇用政策として、まず今後の情報社会に即応した教育・職業訓練のあり方として、加盟国の関連予算を充実させ、18～24歳を対象に高度な教育の機会を2010年をめどに提供する。インターネットを完備した教育および職業訓練センターの設置に加え、教育の現場と職業訓練センターとの情報連携システムの構築を図る。また、情報に関する資格要件の統一化（e-欧州ディプロム）を図る。このため、2000年末をめどに学生、教育者、研究者などをEU教育プログラム（ソクラテス、レオナルド・ダ・ビンチ）への積極的な参加を要請する。またEUの共通の履歴書のフォームを作成する。

情報産業が、雇用促進とともに社会的な格差を是正するものとして期待を寄せ、新たな格差を生むような状況があってはならないとし、加盟国間での情報交換の推進を図るとした。

（堀口英男）

2. 活発化する教育関連IT化への取り組み（EU）

————— ブリュッセル・センター —————

欧州委員会の情報社会化に対する取り組みが活発化している。欧州委は2000年6月19、20日のポルトガルのサンタ・マリア・ダ・フェイラでのEU首脳会議に向けたドラフトペーパーの中で、「e-Europe 2002行動計画」を5月末に公表した。

そのうち、研究・教育関係では、まず2000年3月のEU特別首脳会議でも議題となった

2001年初めまでに、加盟国および欧州関係国（注）の研究施設をつなぎ、70万人以上の研究者に世界最大のマルチメディア・ネットワークを供与することが目標としてあげられている。このため、欧州委は研究・教育関連機関ネットワークのための高速、大容量のインターネット・インフラ構築に、8,000万ユーロ（第5次研究開発プログラム）を計上する予定である。

他方、人材育成の観点から、2001年末までにEU域内のすべての学校を対象に、インターネットおよびマルチメディア関連データへのアクセスが可能となるよう加盟国の努力を要請している。また、2002年末までには、インターネット、マルチメディアのデータを十分活用できるようにすべての教員を対象とした研修機会の創出、学校の高速マルチメディア・ネットワークへのアクセスを可能にしたいとしている。さらに、学校教育現場の情報技術（IT）の普及については基本的に、まず加盟国自身の不断の努力と、さらに“デジタル世代”に向けた教育環境の整備が必要とし、新たな予算措置を講じる考えを示している。そのほか、産業界も学校教育現場の環境整備に対して、側面的な協力体制構築（機材の効率化、高速化への技術革新）の重要性につき認識を示している。

「e-Europe計画」は、向こう10年間の計画として既に実施に移されているが、最初の5年間は教育現場での人材育成に重点が置かれている。

（注）ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スイス

（堀口英男）

3. グリーンカード法案を閣議決定 （ドイツ）

—— デュッセルドルフ・センター ——

国内で不足している情報技術（IT）関連人材を海外に求めようというドイツ版グリーンカード法案が閣議決定された。申請の要件は大卒または年収10万マルク以上、滞在期間は5年、受け入れ人数は最大2万人などが同法案の内容で、2000年8月からの発効を目指した。

（1）IT分野の技術者不足は7万5,000人

ドイツ版グリーンカード（滞在・労働許可）法案は、産業界が懸念しているIT分野での技術者不足を緊急に解消することを目的としている。政府は、現在国内で不足しているIT関連人材が7万5,000人に上り、ドイツのIT分野での国際競争力に重大な懸念が生じるとしている。同法案成立後は、EU域外に居住するIT関連人材（以下、域外IT関連人材）に対し要件を具備していれば迅速にグリーンカードを発行することが可能になる。

（2）許可期間は5年、最大2万人受け入れ

2000年5月31日に閣議決定された同法案の内容は、ビザの申請条件について大卒または年収10万マルク以上とし、滞在・労働許可期間は5年であるが必要に応じて延長も可能、

受け入れ人数は1万人で最大2万人まで認められる、というもの。当初案（は大卒のみ、は3年まで）より拡大・緩和されていることから、産業界への配慮がうかがわれる。10万マルクを下限とした理由として、域外IT関連人材の流入による国内ドイツ人技術者の賃金低下圧力回避のためとも考えられる。

また、これまでに政府が示してきた方針として、まず、ビザの申し込みから発行にかかる日数は「最長でも6週間」（ブーリ首相府上席政務次官、法案作成の特別諮問委員会の

座長)としている。企業の域外IT関連人材雇用者数には制限がなく、被雇用技術者も滞在中、雇用主を変更することが可能である。

(3) 国内技術者養成も主眼に

ドイツ国内のIT分野での失業者数は3万2,000人に達していることから、域外IT関連人材の導入よりもドイツ人IT関連人材を育成し、雇用する方が失業問題に悩む同国の採るべき方策であるとする意見もあった。しかし、5月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙でも主要な争点とはならず、5月12日のラウ大統領の「社会保障制度を維持するために移民の受け入れはもはや不可欠」とする演説の効果があったためか、目立った意見とはなっていない。

ドイツ産業連盟(BDI)のヘンケル会長の「移民(外国人の雇用)と教育(ドイツ人技術者育成)は相反するものではない」との発言に沿うように、政府・産業界による国内技術者養成のための緊急プログラムは並行して計画されており、産業界は2003年までに政労使が労働問題について協議する場である「雇用のための同盟」で合意されたIT関連分野の職業訓練者を4万人にする計画に、2万人を加えることとした。連邦雇用庁も、IT分野での再教育訓練者数を3万6,000人から4万人に引き上げるとし、さらに政府はIT専攻大卒者数を倍増させるという計画を発表しており、国内技術者育成への取り組みも強化している。

(4) 要望強い産業界

同法案の成立を望む産業界の声は強く、これまでも折に触れさまざまな発言が出ている。ヘンケル会長は、「低い法人税率の諸外国に対抗するため、ドイツには技能を持った労働者が求められる」とし、ドイツ経営者連盟(BDA)のフント会長は「重要なことは、外国のIT技術者に対し、魅力的な受け入れ

条件を即座にそろえること」と語っている。

また、早くも成立を前提とした動きもみられる。ヒューレット・パッカード・ドイツ社(コンピュータ製造)は99年の700人増員に加え、グリーンカードの発行を見込んで「国籍を問わず新たに500人を募集する」としている。

(5) 連邦参議院通過に野党CDU内からもエール

同法案が連邦議会で可決後、7月14日に連邦参議院を通過すれば、8月1日からグリーンカードの発行が可能となる。ただ、連邦参議院は野党キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)が多数を占めており、どの程度の修正が図られるかが焦点となっている。

CDUのメルケル党首は、IT関連人材のみならず難民など移民全体に関する新しい法律を制定すべきとして政府を批判しているが、同党のインターネット担当スポークスマンであるハイルマン氏は、「(CDUは)法案を通過させるだろう」との見通しを示しており(FAZ紙6月2日付)、党内の意見の集約が必ずしもなされていない状況である。

(6) 応募最多国はインド

連邦雇用庁管轄の就職斡旋(あっせん)センター(ZAV)が発表したところによれば、IT分野の求人数1万1,000人に対し、既に5,700人が求職しており、そのうちインド国籍が約1,200人と約21%を占めている。そのほか、ブルガリア、ハンガリー、ロシアなど中・東欧諸国からの希望者が目立っている。

(石井 悟)

4. 知識集約型経済に積極的な取り組み(英国)

————— ロンドン・センター —————

英国政府は、知識集約型経済を先導していくことを目指し、各種施策を打ち出している。

しかし、技術者不足や情報の安全性に関する課題に直面しており、今後、どのように実効性を高めていくかが注目される。

(1) 情報化の重要性を認識

98年に発表された競争力白書で示されたように、情報通信技術（ICT）の発展は世界市場、世界経済を大きく変化させ、英国産業の競争力に大きなインパクトをもたらすとの認識から、政府は知識集約型経済（knowledge driven economy）を先導することを目指している。

ブレア首相も情報化社会への対応について、英国が欧州のリーダーであり続け、同国で世界最高のICTの環境を確立するためには、マクロ経済が強く安定していること、常に時代に即応した情報化技術に産業界が適合していること、国民の能力を最大限に引き出すこと、が不可欠と主張している。

(2) ICTの基盤整備に積極的に対応

政府はICTの基盤整備のために、2001年3月までに政府調達90%以上を電子化、2001年までにIT学習センターを1,000カ所設置、2002年までに全国の図書館、学校をインターネットで接続、2005年までに公共サービスの電子アクセスを可能とする（2000年7月20日時点では3分の1の公共サービスがオンラインで提供可能と発表されている）

2005年までにパソコン、モバイル端末、デジタルテレビなどを通じた普遍的なインターネットの利用が可能となる環境の整備（ユニバーサル・アクセス）を可能とすること、などを掲げている。

目標遂行にあたっては、e-Ministerと称される情報化担当閣外相（貿易産業省内）を核として、ICTプロジェクトの進捗状況を定期的に首相に報告することになっている。そ

してこれらに取り組むにあたり、これまでの情報化に向けた英国の適応度について地域・産業別分析、国際比較調査が行われた。

具体的な施策としては、2000年3月に発表された2000年度予算案の中で、電子商取引の実施業者に対する税控除、中小企業に対するIT活用に関する情報提供の強化、中小企業が今後3年間、IT関連投資を行う場合、初年度に100%のキャピタルアローアンス（減価償却に類似）を認めること、インターネット関連コストの引き下げ、外国人のIT技術保有者に対する労働許可証取得条件の緩和が盛り込まれ、次年度予算案発表時までに進捗状況について見直されることになっている。

(3) 今後解決すべき課題も

情報化の進展により発生する課題として、技術者不足やデジタル・デバインド（情報化がもたらす経済格差）への対処、セキュリティ対策、企業間取引がICT技術を用いて多様化する中でのネット取引課税についての国際調和などが指摘されている。

特に最近では、セキュリティ対策の一環として、政府が法制化しようとしている「政府の強制調査権に関する法律（Regulation of Investigatory Powers Bill：RIP）」が、すべての電子メールおよびウェブサイトに対して、令状なしにモニターする権利を政府に付与する条項を含むものとして波紋を広げている。これは電子メールやウェブサイトを扱うプロバイダーの中にブラックボックスを設置し、すべての電子情報を自動的に検知し、政府に対する危険を未然に防ごうとするものである。しかし産業界は、電子商取引の自由度が妨げられ、英国における情報関連ビジネスの魅力を衰退させるとして強く反対している。

（木村玲子、栗山晋一）

5. IT振興策を積極的に推進（フランス）

————— パリ・センター —————

フランス政府のIT産業への取り組みは、99年10月の「情報化政策の骨子」報告書の発表以降、活発化している。2000年6月には、「フランスにおける情報通信技術と雇用」報告書を発表し、IT産業による雇用創出は年間14万5,000人程度と予測、同産業を経済成長の原動力と位置付けている。

(1) 情報社会法案の制定を検討

経済・財政・産業省は99年10月に、「情報化政策の骨子」と題する報告書を発表、インターネットサイト開設手続きの簡略化、コンテンツ倫理規定、電子商取引における消費者保護などの施策を打ち出した。

また2000年2月には、電子署名の法的効力を認める「電子署名法」が国会で可決されたほか、回線網の自由化、暗号化技術の自由化、インターネット上の犯罪防止を目的とした法的枠組みの確立、ウェブ上の著作権保護、コンテンツ倫理に関する規制機関の設置など、情報通信に関する幅広い内容を含んだ「情報社会法案」が検討されており、2000年秋の閣議に提出される予定である。

ジョスパン首相は2000年4月に起業家支援策を発表し、IT分野を含む企業設立のための公的融資やベンチャーキャピタルなどの財政支援、企業設立手続きのオンライン化に向けた行政手続きの簡素化などへの取り組みを表明した。続く5月にはフランスの情報技術を向上させるため、国立情報処理・自動化研究所（INRIA）の予算の増額、国立科学研究所（CNRS）における情報新技術専門部門の設置、インターネット関連の技術者養成を目的としたグランゼコール（エリート養成校）の設立を明らかにしている。

(2) 外国人技術者受け入れも視野に

経済・財政・産業省は2000年6月に、「フランスにおける情報通信技術と雇用（Les Technologies de l'Information et des Communications et l'Emploi en France）」報告書を発表、IT産業による雇用創出は年間14万5,000人程度と予測、同産業を経済成長の原動力と位置付けている。

その一方で、IT関連の人材不足が懸念されている。ジョスパン首相は、既存の法規制の枠内で外国人高資格労働者の採用は可能であり、現時点では実施に至っていないものの、外国人受け入れも視野に入れ、対応策の検討を行っている。なお、フランスの情報処理サービス企業520社（98年12月時点）が加盟して運営している情報技術サービス企業連組合は、フランスで約1万人の情報技術者が不足していると指摘している。

また、同組合は加盟企業に対し、チュニジアやモロッコなどのマグレブ諸国には仏語対応が可能で有能な技術者が多いため、それらの国々の企業へアウトソーシングし、人材難に対応することを推奨している。

（田熊清明）

6. 深刻なIT技術者不足（アイルランド）

————— ダブリン事務所 —————

外資系企業の進出に支えられて、アイルランドのIT産業は急速な発展を遂げた。しかし現在、IT部門では技術者不足という大きな問題を抱えており、政府主導の対策が急務となっている。

(1) ソフトウェア分野での人員不足がより深刻

OECDによると、アイルランドは98年のソフトウェア輸出で米国を抜き世界一となった。産業開発庁（IDA）の推定では、アイルランドにはソフトウェア関連企業が約600

社あり、2万4,000人が働いている。また、ハードウェア関連企業は330社あり、4万5,000人が働いている。

国際データ・コーポレーション（IDC）がマイクロソフトの委託により、アイルランドのIT産業について取りまとめた報告書によると、現在同国では必要とされるIT技術者の10%（約5,600人）が不足しており、2003年には14%（約9,900人）が不足すると見込まれている。この結果、同国の技術者不足は、欧州においてオーストリア、ドイツ、デンマークに次いで深刻な状況とされる。

97年に政府の諮問委員会が、IT分野などにおける将来の熟練労働者不足への対応の必要性を提言した。これを受け政府は、97年9月に2億5,000万アイルランド・ポンド（以下ポンド、1ポンド=約130円）を拠出し、教育技術投資基金を設立、大学・高校における技術系教育を拡充するなどの措置を講じてきている。2003年以降にはその成果が表れ、労働者不足は若干緩和されると期待されている。

しかし、アイルランド・ソフトウェア協会によると、この労働需給の緩和は、ハードウェア分野でははっきりと表れようが、ソフトウェア分野での効果は期待薄とみられる。その理由として、ソフトウェア産業は現在全体で20%もの人員不足を抱えており、状況は今後さらに悪化すると見込まれることをあげている。

（2） 国外技術者の確保が必須

表1 アイルランドのIT産業の企業数（上段）と従業員数（下段）

（単位：社，人）

	ソフトウェア	ハードウェア
外資系	140 14,000	180 35,000
アイルランド系	460 10,000	150 10,000
合計	600 24,000	330 45,000

（出所）IDA担当者へのヒアリング（2000年7月26日現在）

ハーニー副首相兼産業通商雇用相は2000年2月末、労働者不足問題への対応として、2006年までに国外から20万人の労働者を受け入れると発表した。これには、IT関係以外に看護と建設関係の労働者が含まれるが、この20万人という数と同国の人口（約370万人）との比率を単純に日本の人口に当てはめて計算すると、約680万人という膨大な数字になる。

本件関連のビザは一般にハーニー・ビザと呼ばれており、2000年6月から発給されている。本ビザの発給には4週間かかり、有効期間は2年である。3ヵ月経過後は家族を呼び寄せることも可能である。しかし、6月の本ビザ発給実績は138件にとどまり、このペースでは目標の20万人に達するのは難しい。

アイルランドには、2000年以降も米国ハイテク産業を中心とする企業の進出が続いている。インテルは20億ポンドを投じ、マイクロプロセッサ工場を建設すると発表、IBMも大規模な追加投資（雇用創出2,500人）を行うと発表している。さらに、7月下旬にはシスコ・システムズの進出（雇用創出3,000人規模）が報道された。これらの大型プロジェクトにより、労働者不足はより深刻化している。

表2 各国のソフトウェア輸出額（98年）

（単位：100万ドル）

アイルランド	3,290
米国	2,956
オランダ	608
ドイツ	513
フランス	320
日本	173
ベルギー、ルクセンブルク	162
スイス	116
オーストリア	115
EU	5,927
OECD	9,631

（出所）OECD、FISデータベース99年12月

政府は求人のためカナダ、英国でアイルランド・ジョブ・フェアを開催したのに続き、現在はハノーバー博覧会で同フェアを開催し、海外からの労働者を募集している。

(フヌーラ・キーティング、太田康富)

7. IT産業、キャッチアップに意欲的 (オーストリア)

———— ウィーン・センター ————

オーストリアは、民族系のIT関連の大企業が存在しないこともあり、IT先進国とは言い難い。しかし、外資系IT企業の研究所をベースとした中堅・中小IT企業成長の潜在性はあり、IT産業の発展が経済・雇用面でプラスの影響を与えることが期待されている。政府も2000年3月のEU特別首脳会議のフォローアップ・プログラムを策定し、意欲的に取り組んでいる。

(1) IT産業の潜在力に期待

欧州の主要株式市場が近年活況を呈する中、ウィーン証券取引所は低迷にあえいでいる。IT関連銘柄が非常に少ないことがその大きな原因の一つとされている。インターネットの普及率も、米国や北欧といった先行グループとの差が大きい。

オーストリアは、ノキア、エリクソン級の民族系大型IT企業が存在しないこともあり、世界のIT産業の中ではやや影が薄いことは否めない。しかし、南部ケルンテン州にシーメンスがマイクロ・エレクトロニクス開発センターを置いていることは、IT関係の潜在力が決してないわけではないことを示している。外資系の研究所に勤務した研究者による起業、あるいは外資系電子メーカーの協力企業など、知られざる優良中堅企業は少なくない。

IT産業の雇用創出効果も期待されており、政府は2003年までにIT関連で少なくとも8万5,000人の新規雇用創出が見込まれるとし

ている。また、オーストリア銀行は最近発表したレポートの中で、98年から99年にかけて就業者数の増加(ネット)が1万7,000人であったのに対して、IT産業での就業者は3万1,000人増加したことをあげて、IT産業の雇用面でのプラスの影響が既に顕在化していることを指摘している。

一方、ドイツと同様、IT部門での人材不足が問題となっており、現在、ITの専門家が1万~1万5,000人不足している。経済界には、外国人IT関連技術者への労働許可・滞在許可の発給を容易にするなどして外国人IT関連技術者の雇用増を図るべきという声もある。しかし、排外的な主張を党是とする自由党が政権参加していることもあり、ドイツのように政府首脳自ら問題提起して議論が盛り上がるという状況にはなっていない。むしろ、当面ドイツの状況を見守る雰囲気支配的になりつつある。

(2) 政府、リスボンEUサミットのフォローアップ・プログラムを作成

政府はIT関連での先行グループへのキャッチアップに意欲的で、2000年3月23~24日にリスボンで開催されたEU特別首脳会議での結論を受けて、「e-Austria in e-Europe」というプロジェクトをスタートさせた。

同プロジェクトでは、官庁ごとにIT化の現状が取りまとめられ、次いで2003年までの目標が策定された。IT関連技術者不足に対応するため、2003年までにすべての学校にインターネットを導入(現状では国立学校での導入率は100%、公立学校では43%)、教員養成過程でのIT科目を強化し、IT知識を有する卒業生の数(高校レベル)を現状の1万9,800人(うち専門知識を有する卒業生は8,000人)から2万1,100人(同1万人)に増やすなど、教育面で具体的な目標が設定されている。

(立川雅和)

8. 急成長を遂げるIT市場(イタリア)

ミラノ・センター

国内のIT産業はソフトウェア開発・同サービスを中心に年々拡大している。政府のIT関連予算は依然少なく、民間主導でIT産業の整備・開発が進められている。市場の拡大とともにIT関連技術者の不足が目立っており、労働制度の整備を含めた議論が必要との声が高まってきた。

(1) IT産業は年々拡大

イタリアでも全産業に占めるIT産業の比重が急速に高まっている。情報通信関連の製造業が加盟する全国組織ASSINFORMの試算によると、99年のイタリアのコンピュータ・ハードウェア関連市場規模は74億ドル、ソフトウェア関連市場は117億ドルと、ほかの欧州諸国に比べ2分の1～4分の1の規模である。また、インターネット普及率(人口比)は8.2%と日本の半分程度で、欧州諸国の中ではやや後発の部類に入る。半面、市場は急速に成長しつつあり、99年のIT市場規模は前年比10.6%増、通信市場規模は14.6%増と経済を支える産業になりつつある。

(2) 携帯電話部門が成長の支え

この市場の成長を支えているのが携帯電話部門である。携帯電話の普及率は35.6%(98年)で、1年間の新規契約台数は96年の585万台から99年には800万台へと膨らんだ。これに伴い携帯電話の輸入額も、97年の1兆3,000億リラから99年には3兆2,600億リラへと2.5倍に増加した。

政府はIT産業の育成を重要な経済課題に掲げているが、2000年度(暦年)の政府予算に占めるIT関連支出は、情報関連技術革新費4,500億リラ、インターネットおよび電子商取引整備費3,000億リラ、通信技術整備費

4,000億リラなど総額1兆3,000億リラで、全予算に占める割合は0.15%にとどまっている。

(3) 民間主導で活発化するITビジネス

イタリアのIT産業の開発・整備は、基本的に民間主導で進められているといえる。IT関連ビジネスに従事する企業は年々増加する傾向にあり、中でもソフトウェア開発・サービス企業の増加が目立つ。ASSINFORMはIT関連企業数を、97年5万7,300社、98年5万9,000社、99年6万1,800社と発表している。

ネットビジネスやコンピュータ・サポート・サービスは、初期投資が比較的少なく済み、また個人でも始められるため、企業形態をとらないケースも多く実態がつかみにくい。ただ、経済が上向き始めたことでIT関連の設備投資に力を入れる企業が増えていることから、今後も技術導入やメンテナンス・サービスへの需要は高まっていくとみられる。

(4) 高まる人材需要

企業数の増加に伴い、これに従事する労働者数も増加している。ASSINFORMによると、IT関連産業の従事者数は97年の40万6,000人から99年には44万2,000人に増加した。特にソフトウェア開発やメンテナンス・サービス分野で増えており、人材ニーズも高まっている。ASSINFORM傘下企業に対する調査でも、ソフトウェア・プログラマーやシステムエンジニアなど、コンピュータ関連の人材が不足しているとする企業が年々増えている。学校教育の場でもコンピュータの導入が進められているが、十分な人材が育成されるまでには、まだかなりの時間が必要である。

高失業率を抱えるイタリアでは、IT関連産業が活性化することで新たな雇用機会が創出されるとの期待がある。一方で急速に高まる人材需要に対し、専門知識や高度な技術を持った人材の供給が追いつかないとの危惧がある。不足する人材を外国人雇用で補うと

………

いった動きはまだ顕著には表れていないが、雇用制度の整備も含めたIT産業活性化の議論が早急に必要とされている。(小林浩人)

9. 外資依存のIT産業(スペイン)

————— マドリード・センター —————

スペインのIT産業の市場規模はここ数年急速に拡大している。しかし、技術のほとんどを外国企業に依存しており、それが人材育成面にも及ぶなど、問題点も抱えている。

(1) IT産業は急速に拡大

スペイン電気通信工業会(ANIEL)によると、99年のIT産業(ハードウェア、ソフトウェア、サービスの合計)の市場規模は5兆3,000億ペセタ(1ペセタ=0.6円)で、ここ数年毎年2割増のペースで拡大しつつある。

IT産業はGDPの約5%を占めるに至っており、自動車および観光産業と並び最も規模の大きい分野の一つに成長している。

分野別内訳では、固定電話サービス34%、携帯電話サービス19%、コンピュータおよび通信関連機器(ハードおよびソフト)26%と、この3分野で全体の8割を占める。半面、インターネット・サービスおよび電子商取引は全体の5%程度にとどまっている。

成長率では、携帯電話(前年比30%増)とインターネット・サービスおよび電子商取引(18%増)が高い。この辺の事情はほかのEU諸国と共通しているが、携帯電話およびインターネットの普及率はそれぞれ25%、10%と、EU平均値を下回っている。しかしそれだけに、4,000万人という人口規模など考慮すると、EU諸国の中で最も将来性の高い市場といえる。

しかし、成長産業とはいえ、スペインならではの問題点も浮上してきている。

カタルーニャ経済統計研究所が最近発表したレポートによれば、スペインのIT産業は

一定水準までは爆発的に拡大するが、将来は行き詰まる可能性がある。その理由として、

ハード、ソフト、サービスともに外資系企業に大きく依存していること、電話回線のデジタル化などインフラ整備がほかのEU諸国に比べ遅れていること、インターネット利用に際し、言語(英語)への抵抗が強いこと、ネット取引の手数料がまだ高いこと、

との関連から、行政の対応(法制度、人材育成面など)が後手に回っていることの5点を指摘している。

このうち特に問題となるのは外資系企業への依存で、市場規模が拡大すればするほど依存度は高まっている。ANIELのデータをみると、99年のIT産業関連機器の輸出金額は7,750億ペセタであるのに対し、輸入は1兆8,600億ペセタと大幅な輸入超過となっており、この入超幅は95年以降毎年20%の割合で拡大している。さらに、輸出を支えているのも外資系企業であるといわれる。

(2) 人材育成も外資頼み

このような状況下、政府は、国家研究・開発(R&D)計画を策定した。これは2000~2003年の3年間で、企業のR&D支出をGDP比で0.95%から1.29%まで拡大させることを目標とし、一定条件を満たした企業に助成金を支給するもので、IT産業はこの計画の中心に据えられている。

2000年予算としては1,400億ペセタが組まれているが、この助成制度は中小企業ほど活用しやすくなっており、現在IT産業の約30%を占めているベンチャー企業の成長が期待されている。

ただ、IT産業を支える人材の育成面では行政の対応に遅れが目立つ。スペインのIT産業には99年末時点で約30万人が従事しているとされるが、労働力供給は毎年2割のペースで拡大する産業規模に追いついていないといわれる。

もちろん行政側も座視しているわけではないが、全国レベルで体系化された高度技術者の人材育成策はまだ存在せず、大手外資系企業の協力を頼らざるを得ないのが現状である。

例えば、エリクソンのスペイン現地法人は、国内の大学と提携し奨学金制度を設置すると同時に、自社の研究施設の一部を大学内に設置している。現在毎年100人の学生が同奨学金制度を利用している。本来は自社への優秀な学生の確保が狙いだが、この制度はスペイン全体の人材育成にも大いに貢献している。

このような大手外資系企業と大学の提携は今後も活発化するとみられているが、この方法では、ベンチャーをはじめ自国中小企業における人材確保はますます難しくなる。外資への過度な依存が人材育成面でも表面化しつつある。
(佐々木光)

10. 今後の発展が期待されるIT産業 (ポルトガル)

—— リスボン事務所 ——

ポルトガルのIT産業は欧州先進各国に比べ、かなり遅れをとっており、インフラ整備、教育などが今後の課題となる。一方、高速道路自動料金収受システム、デビットカードによる決済システムなどのIT技術は既に実用化されている。

(1) まだ少ないインターネット接続件数

ポルトガル労働省によれば、97年の同国のIT産業の企業数は7,403社、総売上高は2兆459億エスクード(1エスクード=0.5円)、雇用者数は12万2,000人で、それぞれ全体の5%前後を占めている。中でも近年の携帯電話保有台数の伸びは目覚ましく、今年第1四半期には約500万台となり、普及率はEU15カ国内で第6位の50%に達した。

しかし、インターネット接続件数は99年末時点で47万4,000件と、年初から倍以上急増

しているものの、普及率はまだ4.7%にとどまっている。接続件数は、2003年には260万件に増加すると予測される。また、プロバイダーは全国に301あり、うち3分の1がリスボン周辺に集中している。

こうした状況を受けて、政府もIT産業振興策を打ち出している。例えば科学技術省は、7年計画による「インターネット・イニシアティブ」の概要を発表した(詳細は9月に公表)。主な内容はインターネット普及率50%の達成、全地方自治体および学校へのインターネット接続、電子商取引の促進などとなっており、年間予算250億エスクードの「総合情報化計画」の一環としての実施が予定されている。

(2) 快走するピアベルデ

こうした中、ポルトガルが世界をリードする技術が、高速道路自動料金収受システム(ETC)である。同国のETCシステムは「ピアベルデ(緑の道)」と呼ばれ、ポルトガル道路公団(BRISA)により開発された。91年に第1フェーズがスタートした後、95年には世界で初めてネットワークによるETCシステムが構築された。

全国90カ所の料金所に設置されたピアベルデ専用ブースは、人手によるブースの7台分の効率があるとされる。センサーの信頼性も高く、時速180キロで通過する車も感知でき、無登録車が通過するとビデオ撮影され、後日罰金が請求される。車内に取り付けるセンサーはタバコの箱程度の大きさで、わずか3,000エスクードで購入・登録できる。

99年末の登録車は前年比29%増の87万6,000台で、2000年中には100万台突破が確実とみられる。99年のBRISAの料金収入の44%はピアベルデを通じたものである。BRISAでは、今後さらに高性能なセンサー機能の導入を目指して、研究・開発を行うとしている。
(中沢夏樹)

11. IT産業振興に政府が重要な役割 (フィンランド)

ヘルシンキ事務所

フィンランドでは、IT産業の振興において政府が重要な役割を担っている。具体的には、フィンランド技術開発センターが企業や大学の研究・開発事業への資金援助などを、フィンランド研究開発基金がベンチャーキャピタル投資事業および調査研究、教育、技術開発事業を行い、IT振興を図っている。

(1) IT産業振興に政府が重要な役割

今日、フィンランドはIT産業で多くの注目を浴びているが、これには、政府の工業・技術・教育政策が重要な役割を果たしてきた。特に90年代初頭、市場のニーズに基づく技術革新政策の重要性が認識され、乏しい研究・開発費の配分にもこのことが考慮された。そしてIT部門が同国の国際競争力のある戦略的産業として将来、育成の必要があると認定された。

その具体策として、フィンランド技術開発センター(TEKES)とフィンランド研究開発基金(SITRA)という2つの政府機関による産業助成や、より高度な教育整備が集中的に行われてきた。

ここではこれら2機関について紹介する。

(2) TEKESはIT産業助成を重視

TEKESは商工省傘下の組織で、技術開発によって工業、サービス業の生産性、競争力を向上させるため、企業や大学の研究・開発事業に対し資金援助を行っている。また、学際的・業際的に内外の協力者を発掘し、研究・開発のための国際的なネットワークを確立するためにも重要な役割を果たしている。

TEKESの助成先の中でIT産業の占める割合は大きい。99年の助成総額23億マルカ(1マ

ルカ=約17円)のうちIT分野への助成は26%である。化学技術15%、建築・木製品技術13%、バイオ技術11%、環境・エネルギー技術10%であったことから、政府がIT産業への助成に力を入れていることが見て取れる。具体的なTEKESの助成対象の例は次のとおり。

97年に始まり2000年完了予定の「情報通信で世界へ」というプログラムには、97の企業と22の研究グループや団体が参加している。このプログラムの目的は、フィンランドのIT企業やこの分野の研究者たちが共同で、戦略的に意味のある開発対象を見つけ具体化し、将来のIT市場へ向けて製品化することである。プログラムの予算総額は7億5,000万マルカで、TEKESの99年の助成額は1億600万マルカであった。また、99年にTEKESはIT分野では12のプログラムを遂行した。

現在、フィンランドのIT産業の活躍は目覚ましいが、今後もより先進的に発展していくために、基礎研究に力を入れることが望まれている。この意味でも、大学の研究施設も含めて助成するTEKESの役割は重要と考えられる。

(3) SITRAはVC投資を実施

SITRAは、どの省庁にも属さず、国会に報告義務を持つ独立した公的基金で、基金運用と企業への投資の利益によって運営されている。SITRAの活動は、ベンチャーキャピタル(VC)投資事業と、調査・研究・教育・技術開発事業という2つの柱に支えられている。

SITRAは、将来性のある新企業に株主として投資する。通常、SITRAは企業の株の10~40%を所有する少数株主である。投資額は50万~500万マルカで、企業が発展した数年後に経営者との事前合意に基づき保有株を売り、事業から離脱するという方法をとっている。98年にSITRAが新規に投資した企業は約48社であった。また、98年末現在でSITRAは102社の株主で、投資総額は3億

7,500万マルカである。102社を産業別にみると、エレクトロニクスを含むIT企業31社、医療関係22社、工業生産関係13社、バイオ技術関係11社などである。携帯電話で駐車料金を払うシステムを開発したペイウェイ社（Payway Oy）も、SITRAが株主となっている企業である。

また、国際的なVC基金に投資することにより利益を得ると同時に、SITRAやフィンランド企業の協力者を海外から発掘し、国際ネットワークを強化している。

SITRAのもう一つの事業の柱である調査・研究事業の目的は、フィンランド社会が今後直面するであろう変化を示し、国民の発展のための基礎情報と手本を示すことである。この研究は学術研究とは重複せず、調査・研究と、経済的・社会的な決定との橋渡しまで含む総合的なプロジェクトである。98年には「フィンランドの情報社会戦略の修正」、「教育における情報通信技術」、「グローバル化、社会福祉、雇用」、「情報集中企業ネットワーク」などの多くの研究プロジェクトが完了した。これらは外部の専門家や研究団体へ委託され、SITRAはこれらの調査・研究を管理し、その成果を社会の決定権を握る人たちなどに伝えることに主眼を置いて活動している。

教育事業では、変化し続ける社会環境の中で、政治家、監督官庁に十分な判断の基礎となる知識を与えるための教育を行う。

技術開発事業では、フィンランド社会と経済活動のモデルを開発したり、新しいビジネスを創造することが目的である。「北カレリア地方：情報通信技術により知的社会へ」というプロジェクトは、過疎と高失業率に悩む北カレリア地方を、情報通信技術を利用して新しい方向に導こうという事業である。

以上のように、同基金は2つの異なる事業形態で、産業としてのITと利用者側からみたITへアプローチし、その発展に一役買っている。（長田榮一）

12. IT社会へ産官学一体で取り組み （スウェーデン）

————— ストックホルム事務所 —————

スウェーデン政府は同国が社会のIT化において国際的にも優れた国になることを目指し、産・官・学一体となった取り組みを行っている。既に産業界ではIT化による新しい企業活動が出現している。将来、IT技術者が不足することは明らかであり、社会のIT化への障害要因となることが懸念されるが、同国の国際的企業はこの点でも既に策を講じている。

（1）高まるIT産業の比重

スウェーデンのIT産業の市場規模はここ数年、毎年約10%の成長を記録し急激に拡大している。2000年は約1,400億スウェーデン・クローネ（以下、クローネ、1クローネ＝約12円）、2001年には1,540億クローネとさらに10%増加することが見込まれている。99年の名目GDPは1兆9,700億クローネで、その10%弱がIT産業によるものである。IT産業の拡大は顕著であるため、同産業がGDPに占める割合は今後さらに高まるだろう。IT産業の中でもコンピュータ・ソフトウェアおよび通信機器部門の伸びが大きく、これらの市場規模の伸びは過去3年間でいずれも50%前後となっている。

現在、IT産業の労働人口は22万人でスウェーデンの全労働人口の5%強に当たるが、今後も確実に増加するとみられている。

（2）社会のIT化に注力

政府が求めている社会のIT化は産業部門でのIT化だけでなく、国民をIT技術を使った情報化社会に適應させようというものである。このため小学校からIT教育を行うことが一般化されている。2000年には小学校から

高校までのIT教育のために5億125万クローネの予算が割り当てられる。失業者のための職業訓練でもIT教育が一般的になっている。大学では、技術・自然科学部門の学生を2000年には2万4,000人、2001、2002年には各1万人増加させる措置がとられている。

また産学の交流は既に一般的で、各地に大学を中心としたサイエンスパークがある。ストックホルム近郊のシスタにあるIT産業の集積地にスウェーデン王立工科大学の一部が設置された。

このように産・官・学が一体となり、産業だけでなく社会全般のIT化が着々と進んでいる。

(3) IT技術者は不足

社会、企業のIT化が進むにつれて懸念されるのがIT技術者の不足である。国をあげてのIT化に対応すべく教育に注力してはいるが、今後必要とされるIT技術者を確保することは難しい。中央統計局の推計では、2005年にスウェーデンではシステムエンジニア8,600人、プログラマー1万人が不足するとされる。

この解決策となるのはIT技術者の移民を受け入れることであるが、その受け入れ先の国としてバルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）、ポーランドが対象にされようとしている。一方、ITを学ぶラトビアの大学生の間では、卒業後の就職先をスウェーデンをはじめとするEU各国に求める者が多い。ラトビアでは、技術者の流出により同国のIT産業の将来を懸念する声も出ている。

通信機器の国際的企業であるエリクソンでは現在、世界中から50人の技術者を募集している。同社の関連会社であるエリクソン・メディアコムでは、既に世界13カ国から400人の技術者が働いている。

世界各国がIT化に向け動き出している中で、今後IT技術者の奪い合いが起きることが予想される。

(4) 新たなビジネスの発生

スウェーデンでは、ITコンサルティング会社の増加が顕著である。典型的なITコンサルティング会社は、ITを使った企業の改革の要求、すなわちシステム化に応じる。企業内部の部門別にシステム化を進めるためのコンサルティング、例えば受発注業務のシステム化や内部決済システム構築のためのコンサルティングから、システム化を進めることによって根本的な企業のあり方を変えるような大規模なコンサルティングまでその業務範囲は広い。1,400人ももの従業員を抱えるITコンサルティング会社も登場した。このような企業の従業員は20代の若者が中心である。

(5) 進む企業の電子商取引

業務をIT化し成功した例を紹介する。

ÖLM社

スウェーデン中部の地方都市オレブロにあるオレブロ倉庫・組み立て会社（Örbro Lager Montage : ÖLM）は主に工業用の棚の組み立て、販売を手がける、従業員数わずか7人の小企業である。93年に親子3人で会社を立ち上げた家族企業であるため、営業力が弱くセールスマンも持たず、販売会社との取引もなかった。年間売上高は200万クローネ程度であった。

97年ごろ、息子の一人が同社の電子商取引のシステム構築に着手し、2000年1月にそのシステムが稼働した。その直後に売り上げが急増、同社では2000年の売上高は99年実績（450万クローネ）の倍以上の1,000万クローネになると見込んでいる。

同社のマーケティングは、同社のホームページ以外では行っていない。コストを増加させることなく、売り上げが増加する電子商取引のメリットが発揮されているようである。同社の電子商取引システムはそれほど複雑ではない。同社のホームページを見た顧客からインターネットで注文を受け、同社の下請け

企業へ発注するという簡単なものである。現在、同社の顧客のインターネット普及率は50%程度であるので、同社の電子商取引システムは最大限に活用されていない。しかし今後、インターネット普及率の上昇とともに、同社の売り上げも伸びると期待しているという。

今後は新規顧客の信用度をチェックするため、信用調査会社のデータベースを利用したシステム構築を考えているという。

現在、同社のホームページはスウェーデン語表記のみだが、スペイン、チェコ、フィンランドなどからも問い合わせが来ており、急ぎょ英語のホームページを作り始めたという。同社の売り上げの95%は国内、5%がノルウェーである。この業界のインターネットによる取引は全体の2%程度であることから、同社は今後の発展の可能性が大きいと期待している。

ABBロボティクス(ABB Robotics)

国際的企業のアセア・ブラウン・ポベリ(ABB)の子会社であるABBロボティクスは、ABBの発祥の地であるベスタロスにある。年間売上高は20億クローネで、産業用ロボットの製造では国際的な評価を得ている。

同社はサプライヤーウェブと呼ばれる納品業者との情報交換システムを開発した。これは部品購入の合理化を図るためにインターネットを利用したものである。同社へ部品を納入する業者は同社のホームページにアクセスし、自社の確認番号、認証番号を入力すると、ABBロボティクスからその会社に提供したい情報を入手できる。情報とは、毎週の発注数と予想、業者の納品実績、納入部品の品質に対する評価や、同社およびABB全体のニュースである。

このシステムの開発により部品納入業者との関係が一層密になるとともに、同社の業務の省力化に寄与したという。インターネットを利用した取引の本格化に備え、さらに新たなシステムの開発を考慮中という。(高井英治)

13. ニューエコノミー化を積極推進 (デンマーク)

————— コペンハーゲン事務所 —————

デンマークでもニューエコノミーについての議論が活発に行われており、政府はニューエコノミー化推進のためのさまざまなプログラムを実施している。

(1) ニューエコノミー化では米国に遅れ

デンマークでもニューエコノミーはメディアなどの話題となっている。地元経済紙ピュアセンは2000年3月、米国、ユーロ圏、デンマークでニューエコノミーに関する調査を行った。この調査は、安定した経済成長の基盤となる経済政策、自由競争の市場と国際化、起業家文化、ベンチャーキャピタル(VC)の有無、柔軟性のある労働力、効率的な金融市場、企業の効率性・柔軟性、投資がGDPに占める割合などの項目に関して行われた。これによると、ニューエコノミーという点でデンマークは米国に劣るが、ユーロ圏平均を上回る結果となった。ただし、上記項目のうち起業家文化、VC、効率的な金融市場の分野では、ユーロ圏平均を下回り、今後の改善が必要とされている。

この調査結果に対して、デンマーク第3の銀行であるBGバンク(BG Bank)のヴァルグレン部長は、「今回の調査でデンマークが良い成績を収めているのは、ミクロ経済に焦点を置いているためである。当行が行ったマクロ経済に焦点を当てた調査では、ニューエコノミーの傾向は顕著には出てこなかった」とコメントした。他方、第2の銀行であるユニバンク(Unibank)のペダーセン・チーフエコノミストは、「デンマークにおけるニューエコノミーは順調に成長しているといえる。ここ数年デンマークの生産性上昇率は低かったが、これは一時的な輸出の落ち込

みによる。現在輸出は順調に回復してきており、近い将来、生産性上昇率はユーロ諸国と同様の2.75%に達すると見込まれる」とコメントしている。

また、ピュアセンの推定によれば、IT産業だけでなく、医薬関連産業、メディア、研究・開発やノウハウに重点を置いた産業（風力発電機生産など）を含めると、同国民間部門のGDPの約10%を占める。全産業分野のベンチャー企業数の過去5年間の伸び率が10～15%であるのに対し、この分野では倍増している。ピュアセンのファレセン編集長は、「このようなデンマーク産業の動向をみると、デンマークはニューエコノミーに転換しつつあるといえる。デンマークには重工業が存在しないため、ニューエコノミーへの転換は容易だろう」とコメントした。

(2) 政府はニューエコノミーに積極対応

政府もニューエコノミーに対して、さまざまな施策を行っている。99年11月には、研究省が「デジタルデンマーク」と題したプログラムの実施を発表した。このプログラムでは、国民全員にIT関連の生涯教育の機会を与えること、電子商取引の発達を促すこと、公共機関での手続きのデジタル化を推進すること、オーレスン地域（コペンハーゲンとスウェーデン南部スコネ地方）と北ユトランドをIT分野の先進地域にすることなどを目標としている。

2000年7月にもヴァイス研究相が、ニューエコノミー時代に企業と政府をつなぐ橋となるeハウス（e-hus）の設立を発表した。eハウスは、特にeビジネスに関して企業・政治家などが集まり、意見交換を行う場となることを目的としている。詳細プランは夏休み後の9月ごろ発表される予定である。産業省も、ベンチャー産業育成に向けてさまざまなプログラムを行っている。

政府の支援策としては、ハイテク商品・ノウ

ハウ商品の研究・開発などにかかわる企業設立への補助金、中小企業への研究・開発資金の融資、高等教育機関の研究成果を集積し企業からのアクセスを容易にする研究センターの設置などがある。（片山一夫、猪木祥司）

14. IT関連の研究開発を積極支援（ノルウェー）

—— オスロ事務所 ——

政府はIT産業の発展に期待し、地域産業、教育、研究開発が一体となった地域コミュニティを形成する「ITセンター」の開発などに乗り出している。他方、IT産業の急成長に伴い人材不足の懸念も生じており、この面での政府の対応も注目される。

(1) IT産業の発展に期待

IT産業は、バイオテクノロジー、水産業とともに、政府が発展を期待している3つの産業部門の一つである。2000年度予算教書では、研究・開発（R&D）と教育分野が優先的割り当て部門の一つにあげられているが、この関連で情報・通信技術（ICT）開発と関連産業発展への傾注が明示されている。

IT産業への傾注は、人口が少なく、人手不足の問題を抱える同国産業界にとって、コスト削減、生産性向上、新製品開発速度の短縮、ニュービジネスの機会創出などに結びつくものとして評価され、積極的に取り組まれている。ただ、こうしたIT産業の発展がノルウェー経済のインフレなき持続的成長に大きく貢献し、ニューエコノミーの時代に入っているという見方は一般的ではなく、現在の世界経済はただインターネットの普及による「インターネットイゼーション」の時代と呼ぶべきものという声も産業界には多い。

(2) 政府も「ITセンター」の開発に乗り出す

政府は、2000年度予算の中で、地域開発と

雇用機会創出への取り組み強化も打ち出している。その方策の一つとして、知識集約型産業の育成支援方針が打ち出され、地域産業、教育、R&Dが一体となった地域コミュニティを形成する「ITセンター」の発展に力を入れるとしている。

政府が全国的に発展させることを目指すITセンターの先駆けとなるのが、オスロから約8キロに位置する旧オスロ国際空港（98年閉鎖）の跡地に建設が進められているITフォルネブ・テクノポート（IT Fornebu Technoport）である。

この建設計画は、旧オスロ国際空港の跡地利用として政府が2000年3月に承認したものである。第1段階として、教育研修施設用に1万平方メートル、R&D施設用に1万平方メートル、製造業、店舗、ホテル、住宅および文化施設用に19万平方メートルが割り当てられ、2006年の完成を目指している。

ITフォルネブは株式会社組織で、大手船主のフレッド・オルセン氏などが主要出資者であるが、政府も約5億クローネ（1クローネ＝約13円）出資する計画である。

このような民間部門への政府の関与に対し、ノルウェーが加盟している欧州自由貿易連合（EFTA）の監視機関（ESA）が、その出資の妥当性について現在調査を進めているが、現時点ではまだ結論は出ていない。政府としては、ITフォルネブ・テクノポートの成功が他地域のITセンターの発展・強化のモデルとなるよう、直接・間接的に支援を続けるものと考えられる。

（3）政府承認R&Dプロジェクトの50%以上がIT関連

産業および地域開発という点では、貿易産業省の所管下にあるノルウェー産業地域開発基金（SND）が中核的役割を果たしている。SNDは、基本融資、貸し付け保証、開発助成金、ベンチャーキャピタルへの融資、エク

イティー投資、コンサルティングなどを通じて、特に中小企業を中心とした企業を支援する政府関係機関である。

SNDの投融資策は、保険、金融、海運、石油・ガス開発、公的企業を例外として、IT関連部門を含むすべての産業・ビジネス分野を対象とし、外資系企業にも適用される。2000年度予算ではこれらの目的のために3億8,300万クローネが割り当てられている。

ノルウェーはEUに加盟していないが、EFTAの一員として欧州経済領域（EEA）に参加している関係上、同条約適用地域の基準に拘束されるため、ノルウェー独自にIT関連分野など特定の産業や企業を対象とした直接的な補助金などのインセンティブは設けていない（例外的に、EEA協定に基づき、造船業、海運業、新聞および映画産業への直接支援は認められている）。従って、政府補助金などは地域開発目的という観点からの支援に限られる。

しかし、IT産業発展に向けた政府の支援は、技術革新に対する助成という間接的なかたちで与えられている。それはR&Dプロジェクトに対する資金援助制度で、R&D部門を統括する政府機関のノルウェー・リサーチ・カウンシルを通じ、申請ベースで助成を受けることができる。2000年度予算では、全産業を対象としてR&D部門に7億4,000万クローネが割り当てられている。

SNDとリサーチ・カウンシルの予算を合計した11億2,300万クローネのうち、約10%の1億2,000万クローネがIT産業関連と推定されている。しかし、R&D部門に限ると、これまでの承認プロジェクトの半数以上がIT関連プロジェクトとされている。99年6月に政府が発表した研究・開発報告書の中でも、ソフトウェアとマイクロテクノロジー産業が、政府のR&D基金と支援が重点的に向けられるべき分野と指摘されており、それが裏付けられている。

(4) IT産業の急成長と人材不足への懸念

ノルウェーのIT関連産業部門で最大の業界団体である「ノルウェー情報通信技術協会」のホフ事務局長によれば、同国のIT関連部門の売り上げは、97年に前年比約15%、98年に10%増加し、98年の売上高は232億ドルと、同国の重要産業である石油・ガス部門のそれを上回った。2000年についても約10%増、特にソフトウェア部門は12.3%増と推定している。

同事務局長によれば、加盟企業（380社で中小企業中心）だけをみても、年間売上高は約106億ドル、2000年の売上高は40%増を見込んでいる。また、IT部門の労働者数は現在約10万人（全労働人口の4.3%）と推定しているが、2020年までには合計で80万人の新規雇用創出が期待できるとしている。

このようにIT産業は急拡大しているが、これに人材供給が追いついていけるのかが将来の不安材料である。労働人口が約232万人（98年）、高等教育を受ける国内の大学生は20～24歳でみると同年代の約6.6%の1万9,000人（97年末）しかいない。R&D部門に直接携わっている人材も約4万4,000人（同）にすぎない。国内の優秀な人材は、より高い可能性を求めてEU諸国や米国に留学し、帰国しないケースも多いという。

貿易産業省は、同省のIT産業に関する長期戦略の最も重要な部分は、ITの活用がノルウェー産業界の競争力の源泉の一つになるよう支援すること、との方針を明らかにしている。そのために大学を含む教育の場でITの修得機会を増やすこと、電子商取引の分野で新しい可能性を開拓するために官民の連携体制を構築すること、R&D分野の支援強化を図ることなどを計画に盛り込んでいる。政府もこうした人材育成策の強化に向けて、国内の大学に入学しやすくなるような教育改革に着手している。

（河原 寛）

15. 民間主導でIT推進（スイス）

———— チューリヒ事務所 ————

資源に乏しいスイスは、これまで高度な技術や独自のサービスを生かし、加工産業、金融業によって発展を遂げてきた。こうした同国にとってIT産業の持つ意味は大きく、スイス経済の将来のカギを握るとみる向きが多い。

(1) IT分野の発展に大きな期待

スイスのGDPに占めるIT分野の割合は1.7%で、米国はもちろん、ほかの欧州諸国と比べても低い水準にある。ただし、インターネット普及率は約30%と欧州では平均以上の水準にある。また、4カ国語を国語とするなど常に多様な文化に接しているスイスにとって、マルチメディアなどのソフト面や情報交換分野は、その実力を発揮しやすい分野とみられており、IT分野に対する期待は大きい。

なお、バーゼル経済研究所は、ニューエコノミー関連産業を、企業間電子商取引（B2B）および企業・消費者間電子商取引（B2C）に携わる企業をはじめとするIT関連企業と定義し、これらの企業については、今後10年間に、ほかの企業と比較して労働生産性が顕著に上昇するであろうとのレポートを今年5月に発表している。

(2) IT教育が課題

隣国のドイツでは、国内で不足しているIT専門家を海外に求める目的で、5月末にドイツ版グリーンカード（滞在・労働許可）法案を閣議決定した。その直後、スイス産業界の一部からも政府に対し、同種の法案を望む声が出たが、現在は同様の要望はほとんど聞かれない。これは、スイスの現状における課題は、量的な人材不足ではなく、質的な問題との見方が強いからである。

連邦統計局の調査では、スイス国内のIT

分野の労働人口は11万人で、人材不足の数は1万人とされている。しかし、スイス情報処理協会のターナー会長によれば、実際にはIT産業への就職応募者が求人を上回ることも多く、問題は、高度な専門家の不足であるとされる。従って、「ドイツのように外国に人材を求めても即戦力になるとは考えにくい。それよりも、既存のIT専門家の再教育や若年層の育成が必要」と政府に要望している。

また、チューリヒ大学情報科のツェンダー教授の調査によると、IT産業に従事する労働人口11万人は、20年前の8万人からほぼ横ばいである。また同教授は、スイスのIT関係労働者には20年以上のキャリアを持つ人材が多いが、最新の技術進歩にはついていけない傾向があると指摘する。

従来スイスの教育制度の中心は、高度な職業訓練教育に置かれており、他国に比べて先進的との考え方が強い。しかしIT分野については、職業訓練教育が技術革新に追いつかず、こうした熟年専門家の再教育や教育者の不足への対応が重要課題とみられている。このような状況を踏まえ、ようやく政府、議会でも、現在の職業訓練教育の中でIT教育をどのように位置付けるかが課題との認識が強まりつつある。

(3) IT振興は民間主導

スイスにとってIT産業の振興が重要であるという認識は強いが、政府による具体的な振興策はとられていない。これは、スイスの民間企業が政府の関与を嫌うという伝統による。

この点に関して、スイス経済連盟は、「経済界は政府の援助を望まない。民間企業は、援助により政府に束縛されたくないとの思いがある。政府の援助は、政府の意向で対象先が決定されるという危険を招く」と述べている。ただし、例えばインターネット上の著作権問題、電子商取引に必要な電子署名の法制化などは、政府が早急に取り組むべき課題としている。

これまでも政府は、個別業種や民間企業に対して特別に援助をすることはなかった。IT革命といわれ、EU諸国の政府が強力にIT分野の推進に注力している今、スイスが伝統的な手法でこの「革命」の波に乗り、発展することができるのかが注目されよう。

(フォン・レディング・タ美)

16. 産業・企業IT専門家の頭脳流出を懸念(ポーランド・ドイツ)

——— ワルシャワ事務所、欧州課 ———

ドイツのシュレーダー首相が、EU域外から最大2万人規模のIT関連の人材受け入れ案を発表したことが、ポーランドで大きな反響を呼んでいる。

(1) ドイツは中東欧などからIT関連技術者受け入れの方針

今年2月にハノーバーで行われたコンピュータ関連見本市「CeBIT」の開会式において、シュレーダー首相は、中東欧諸国を含むEU域外からのIT関連人材の受け入れについて規制を緩和すべきであると述べた。ドイツのリースター労働・社会相はこれに関連し、EU域外からのIT関連人材に対し、最大5年間有効の特別労働許可証を発行するという方針を発表した。具体的な受け入れ措置として、ハンガリー、チェコ、ポーランドを中心とした中東欧諸国から当面1万人、必要に応じて最大2万人の受け入れ、5月中の関連法改正案の策定の2点が決定されたほか、連邦雇用庁が外国人技術者と技術者を求める企業とのインターネット上でのマッチング・システムを構築することも予定されている。

ドイツでは高失業率が問題となっているが、情報産業分野では急成長に伴う人材不足の深刻化が指摘されている。人材不足が長引けばドイツは国際競争で取り残されることになるとして、業界団体や関連企業からは外国人技

術者に門戸を開放するよう政府に求める声が上がっており、連邦政府の受け入れプログラムもこれに対応したものである。一方、労働団体からは国内の人材育成こそ急務であり、特別のプログラムで域外から技術者を受け入れる必要はないと反発している。

(2) ポーランドで広がる頭脳流出懸念

これらの提案は、ポーランドでも大きな反響を呼んでいる。ビジネス・ジャーナル紙によると、クラクフ炭坑鉄鋼工科大学からは、「ポーランドからのIT分野での頭脳流出を招き、同国内の情報産業の発展を阻害する恐れがある」との見解が発表された。ポーランド情報技術商工会議所も同様の懸念を示している。同会議所は、ポーランド政府は技術者の輸出ではなくIT産業の成果の輸出を促進すべきであるとして、コンピュータ教育への一層の補助金の支出を要請している。

一方、ポーランドのIT産業は現時点ではほかの中東欧諸国に比べ特段に抜きん出ているとは考えられず、それほど多くの人材が流出するとは考えにくい、ドイツのIT関連人材受け入れも期間が限定されていることから、受け入れ期間終了後にドイツで高い技術を身につけた人材がポーランドに戻り、結果的には同国のIT産業振興に役立つのではないかとの指摘もある。これに対し同会議所のフリドリッヒ副会頭は、同国のIT産業への投資は急速に進んでおり、同国内でも既に人材不足の懸念が生じている、IT関連人材は世界的規模で移動する傾向が今後も拡大すると予想されるので、ドイツでの受け入れ期間終了後もそのまま給与水準が比較的低いポーランドに戻ってくるかは不明である、と反論している。

これらの反応を受け、労働省は情報技術商工会議所との間でポーランドからのIT関連人材の流出防止策を立案する会合を開く予定である。(佐野浩、梅津哲也)

17. 外資主導で盛んな研究・開発(ハンガリー)

————— ブダペスト事務所 —————

ハンガリーではIT産業振興への政府の実質的な取り組みは進んでいないが、産・学では外資を中心に活発な研究や生産が行われている。しかし、国内のIT関連人材は不足しており、企業、政府、教育機関の緊密な協力が求められている。人材流出に関してはあまり懸念されていない。

(1) 進まない政府の対応

アイルランドの情報通信産業の成功に注目する政府は、情報化社会の創造を経済政策の重要課題の一つととらえており、インフラ整備、電子取引の促進、個人のインターネット利用率上昇に取り組む考えである。その足固めとして、2000年6月に運輸・通信・水利省から通信部門を切り離し、首相府に取り込んだばかりである。

本格的な対策は今後実施される見込みだが、具体策は明らかにされておらず、IT製品・部品の関税自由化を目指すWTO情報技術合意(ITA)に参加していない(チェコ、ポーランドは参加)など、実施面では対応が遅れている。

(2) 活発な外資の活動

政府の対応が進まない一方、産・学では、研究分野、IT製造部門に多数の外資が参入、産学共同研究が盛んに行われている。

ハンガリーは、現代コンピュータの基礎を築いたフォン・ノイマンを生んだ国だけに、欧米では理数系の才能が高く評価されている。エリクソンやノキアは既に研究・開発センターを設置、インターネットや第三代携帯電話に関する研究・開発を進めている。

大学における外資との産学共同研究も盛ん

である。例えば、ブダペスト工科大学では、エリクソン（ATM技術、マルチメディア・システム、モバイル通信）、ノキア（ソフトウェア）、シーメンス（ネットワークデザイン、通信ソフトウェア）のほか、ドイツや米国、日本などの大手企業が共同研究を行っている。

製造分野では既進出企業が生産規模を拡大する一方、通信分野のセットメーカーを中心に新規進出が見られ、今後はセットメーカーをサポートする部品企業の進出が予想される。

ハードディスク・ドライブを生産するIBMは、99年から大型コンピュータ「Shark」の委託生産を始めた。また、ノキアやエリクソン、モトローラは携帯電話の生産計画を発表、既に一部企業は生産を開始した。サンヨーは携帯電話用バッテリーの生産を近く開始する予定である。工業用テープなどを製造する日昌は、IT関連企業とのビジネス拡大が期待できるとしている。

IT部門の生産、貿易額は拡大傾向にある。98年のコンピュータ関連品の生産額は4,857億フォリント（前年比61%増、1ドル＝約273フォリント）、うち98%が輸出された。また、通信機器などは3,914億フォリント（42%増）で83%が輸出された。

国内にはIT化の波に乗った企業が多数見られる。ソフトウェア開発分野では、建築設計用ソフトで世界的に評価の高いグラフィソフト（Graphisoft）が、日本や欧米など世界80カ国で事業を展開している。一方、アジアからの同産業への進出も見られる。インドの大手ソフトウェア開発企業、タタ・コンサルタンシー・サービス（Tata Consultancy Services）は2000年秋に、同社のクライアントの一つで、ハンガリーでライト製造、航空機エンジン整備、銀行などの分野でビジネス展開するGE向けに、ソフト開発、サービスをブダペストで行う計画である。ソフトウェア・エンジニアの雇用予定者数は200人。

ほかの多国籍企業への売り込みも行いたい考えである。

（3）人材不足は継続との予測

2000年5月、民間の情報通信関連教育会社であるカーネーション・インターネット・コンサルティング社（Carnation Internet Consulting）は、現在のネットワーク・スペシャリスト需要数4,301人に対し2,517人、2002年には需要数9,410人に対し4,219人となり、供給不足の構造は変わらないとの予測を明らかにした。同社は人材不足は世界的な傾向としながら、企業は、人材不足、的確な人材登用戦略、スタッフの賃金上昇への対応が求められるとし、企業と政府、そして教育機関の3者のより緊密な連携と協力が求められるとしている。

教育の現場では、初等から高等まで教育機関がイントラネットで結ばれるなど、IT教育の環境整備が進んでいるが、予算不足からパソコンなどIT関連機器の配備が遅れるなど、教育レベルの底上げは時間を要するとみられる。また、一般家庭でのパソコンやインターネットの普及は、ハードの価格、回線使用料がまだ高いことから、大きな伸びは期待できない状況にある。

人材の流出について投資貿易促進公社のIT専門家は、今後、若年層の流出が発生する可能性はあるが、それ以外の層は、家族との生活や、希望する業務に就くことが難しいとの理由から、国内にとどまるものとみている。一方、6月にハンガリーを訪問したドイツのリースター労働社会相は、ハンガリーのIT関連技術者のドイツへの短期受け入れは両国にとって良いことと発言したが、今後、西欧の人材不足を中・東欧地域で補うリクルートの動向などが注目されよう。

（本田雅英）

18. 国家情報化政策構想を採択(チェコ)

プラハ事務所

政府は、IT化による経済・産業の振興と情報格差(デジタル・デバイド)の解消を目的とした構想を採択している。他方、IT関連のベンチャービジネスの展開を妨げる要因も指摘されており、今後、こうした問題への取り組みが必要になるとみられる。

(1) 政府がIT化に取り組み

政府は99年、「国家情報化政策構想」を採択した。これは、IT化による経済・産業の振興とデジタル・デバイドの解消を目的としたものである。

この構想の内容は、次の9項目である。IT化に対応した法制の整備とEU制度との整合性の確保、企業のIT投資に対する財政支援、IT規格の整備とEU規格との適合性の確保、電気通信市場の自由化と規制緩和、情報保護に関するシステムと技術の確立、電子商取引の促進、学校でのIT教育の実施、研究・開発におけるITネットワークの拡大、公的情報サービスを提供するためのシステムづくり。

法制整備の一環として、2000年6月、「電子署名法」が成立し、同年10月から施行される予定である。同法は電子データのやり取りにおける当事者(署名者)の認証システムの確立と、データの真実性の確保を目的としている。このため、電子署名に関する公証局の創設および認定証明書発行、電子署名を作成するための暗号およびその解読に必要な公開キーの設定、電子署名の利用に対応するための民法・民事訴訟法・税法・行政手続き法などの改正、外国で発行された電子署名の認定証明書の取り扱いなどが規定されている。

また文部省は2000年3月、「教育における国家情報化政策構想」を発表している。同構

想では、教師のIT利用技術の習得、学校教育におけるIT教育の導入、学校間のインターネット接続、大学の学生全員に対する電子メールアドレスの提供、講義や研究プロジェクトのインターネットでの公開およびITの応用などが盛り込まれている。

(2) 関連技術者の獲得競争は過熱気味

チェコでもIT関連技術者の獲得競争は過熱気味で、企業は専門教育を受けた学生の卒業を待ちかねているという状況である。カレル大学の情報処理学部長によれば、同学部の卒業生については大学側からの就職あっせんの必要が全くないとのことである。

ドイツでは2000年8月から、外国からのIT人材の流入促進を目的とした制度が施行されているが、チェコのIT業界関係者の多くは、ドイツへの人材流出は生じないとみている。チェコ労働省によれば、99年にドイツに流れたIT技術者はごく少数であった。チェコ人は地元を離れたがらない傾向が強く、国内ですら同様である。人材が流出しない要因としてこのような考え方が作用しているともいわれている。

(3) IT促進を図る上での課題も

チェコのIT企業からは、同国におけるビジネス環境の問題も指摘されている。特にチェコの証券取引所に対する信頼感が低いため、資金調達が円滑に進まない点があげられている。また、株式の売買に関する規制や企業の買収・合併などに関する司法手続きの非効率性も障害となっている。そのほか、優秀な人材を集めるにあたり最も大きな誘因となるストック・オプションの供与について上限が設定されているため、IT関連のベンチャービジネスの展開が妨げられているという指摘もある。

IT産業の振興とIT技術者の国内での吸収・拡大を図る上で、早晩このような制度面の

障害の除去・改善を迫られることになる。
(畠山 悟)

19. 法整備、外資との産学交流により IT産業が進展(ルーマニア)

————— ブカレスト事務所 —————

ルーマニアでは7月にITパークの設置を含む工業団地法が施行されるなど、IT関連の法整備が進んでいる。また、欧米企業と大学がルーマニアのIT専門家を起用した事業を進めており、IT産業の進展に大きな役割を果たしている。

(1) 少ないインターネット利用者数

ルーマニアのインターネット接続サービスを行う業者(プロバイダー)数は2000年6月時点で100社である。プロバイダーに登録されているインターネット利用者数は99年末で5万2,000人、2000年7月時点では約10万人に増加したが、まだ人口の約0.45%にとどまっている。

大学ではコンピュータがすでに普及しているが、マルガ教育相は、高校におけるコンピュータ台数は200人に1台で、2000年末までにすべての高校でインターネットにアクセスできるようにすると宣言している。

ルーマニアでは、経済成長およびEU加盟に向けて情報産業の進展が重視されているが、資金不足、電話回線の質が低いこと、インターネット接続料が高いことなどが障害となっている。

(2) IT関連の法整備が進展

工業団地法 134 / 2000が7月17日、大統領の署名を経て発布された。同法は、IT関連産業の集積を目的としたITパークの設置も盛り込まれている。同パークへの進出企業は輸入関税、付加価値税(19%)、再投資利益税(10%)の免税および地方税の減税など

の優遇措置を受けられる。条件は設立後3年以内に300人の雇用を創出することなどである。対象地域は全国となっており、首都ブカレストでは北部に土地2万平方メートル、投資額1,000万ドルで工業団地の設置が計画されている。そのほか、ティミショアラ、クライオバ、トゥルグジウなどの都市が対象となる予定である。政府は工業団地法の施行により、約20億ドルの外国投資を見込んでいる。

在ルーマニア米国大使館では米国企業を対象にセミナーを開催し、ITパークの利用を盛んに呼びかけた。参加した企業のうち、ゼロックス社、マイクロソフト社、コンパック社、オラクル社などが関心を示したと伝えられている。

また、電子認証と電子商取引にかかる法案が現在国会に上程されており、今後はオンライン決済にかかる法案も上程される予定である。いずれも秋以降に施行されるとみられている。

(3) 欧米企業、大学の活動が頭脳流出の歯止め

ルーマニアでは毎年、ITの専門能力を備えた大学・大学院の新卒者が5,000人出ている。そのうち30~40%が欧米で働き口を見つけている。こうした頭脳流出の歯止めに必要な役割を果たすとみられるのが、在ルーマニア欧米企業によるルーマニア人IT専門家の雇用拡大である。駐ルーマニア米国大使によれば、経済改革・民営化の進展、EU加盟交渉開始により、米国企業はルーマニアを欧州向けの新しい輸出基地として考えている。この背景には、人件費の安さ、ITの専門能力を備えた技術者が豊富にあるとみられている。

具体例をあげると、米モトローラ社が5月にソフトウェア開発センターを開設、年内にはオンライン・オークションサービスの「オークションウォッチ(Auction Watch)」

がルーマニア支店を開設するほか、ソフトウィン・ルーマニア社（Softwin Romania、ソフトウェア）と米レコグノス社（Recognos、ソフトウェア）はインターネット上で一般およびIT関連企業の製品を紹介し、顧客発掘を支援するバーチャルプロジェクト市場を立ち上げることになっている。ルーマニアでパソコン販売などを行っている仏アルカテル社、独シーメンス社なども、ルーマニア人のIT専門家の雇用を始めている。

産学交流では、ルーマニアに進出している米ソレクトロン社（Solelectron、電子機器メーカー）は、投資優遇措置を受けた条件として、ティミショアラ技術大学との技術交流および地元職業あっせん所と協力し、電子工学関係のエンジニア、IT専門家の雇用に努めることになっている。同様に独コンチネンタル社（Continental、タイヤメーカー）もティミショアラ工科大学と契約し、タイヤ製造にかかる技術指導、IT専門家の雇用を予定している。またインターナショナル・マ

シンツール・システム社（International Machine Tool System）は、ブカレスト工科大学にリサーチセンターを開設する予定である。

大学教育でも新しいプロジェクトが動き出している。米国が資金と機材を提供し、ルーマニアの大学教授がコンピュータ科学のオンライン教育を行うものである。米国とルーマニアの大学生が受講し、双方の長所を生かしIT専門家を多数輩出することを目的としている。

なお7月13日には、米国国際開発庁（USAID）の代表者がルーマニアを訪問し、米国のインターネットによる経済発展イニシアティブ（IED：Internet for Economic Development）への参加を呼びかけた。IEDは市場経済移行国の経済発展、情報へのアクセス、生活レベルの向上、自由思想の普及を目的としている。

（佐藤勝英）

競争力強化に努める産業界(欧州)

欧州企業は、他企業に対する合併・買収(M&A)や資本参加などを通し、事業再構築に積極的に取り組み、競争力の強化に努めている。

この中で、欧州医薬品業界をみると、新技術・新薬開発の規模やマーケティング・ネットワークを拡充する必要に迫られてきたことなどから、M&Aを進展させていることがうかがえる。また、欧州自動車業界をみると、EU域外では、アジアメーカーへの資本参加を進め、アジア市場でのシェア拡大を目指す一方、域内では、ルノーが商用車部門をボルボに売却するなど、選択と集中の経営を進めていることがうかがえる。

本レポートでは、欧州医薬品業界および自動車業界の戦略、市場動向などを報告する。

再編進む医薬品業界

ロンドン・センター

1. 日米市場に比べ低い欧州市場の伸び

英国のIMSヘルス社の調査によると、99年、世界の医薬品市場の規模(販売額)は前年比10.7%増の3,372億ドルとなり2ケタ成長を遂げた。同社では、本市場は今後毎年約8%の成長を続け、2004年には5,060億ドルの規模になると予測している。

99年の好調な成長の要因として、特に米国と日本の市場規模が拡大したことがあげられる。米国は前年比17%増の1,301億ドルで、世界の医薬品市場の39%を占める市場となった。また、日本は23%増の535億ドルで世界の医薬品市場の16%を占め、米国に次いで第2位の市場となった。

第3~7位までは、ドイツ、フランス、イタリア、英国、スペインと欧州諸国が占め、この5カ国のシェア合計は19%となったが、伸び率はいずれも米国、日本と比べ低かった。

そのほか、中国およびカナダがそれぞれ12%増、11%増と大きく成長した一方で、ブラジルが国内の経済情勢悪化のために26%減と大きく落ち込んだことが特徴的である(表1)。

99年4月~2000年3月の医薬品主要12市場(米国、日本、ドイツ、フランス、イタリア、英国、スペイン、カナダ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、オーストラリア)における種類別販売動向をみると、循環器官用薬が前年比9%増の414億ドル、次いで代謝性医薬品が8%増の329億ドル、中枢神経系用薬が13%増の321億ドルとなっているが、著しく成長しているのは19%増を記録した骨格筋弛緩(しかん)剤であった(表2)。

医薬品企業がシェアを伸ばしていくためには、さまざまな市場へアプローチしていくことが肝要であり、そのためには各市場に適合した商品とマーケティング・ネットワークが不可欠である。例えば、アストラゼネカ

表1 国別医薬品販売動向（99年）

（単位：10億ドル、％）

順位	国名	販売額	世界での販売額のシェア	前年比
1	米国	130.1	39	17
2	日本	53.5	16	23
3	ドイツ	18.5	5	1
4	フランス	17.8	5	0
5	イタリア	11.3	3	3
6	英国	11.0	3	8
7	スペイン	6.6	2	6
8	ブラジル	6.3	2	26
9	中国	6.2	2	12
10	カナダ	5.5	2	11

（出所）IMF Health Report

表2 種類別医薬品販売動向（99年4月～2000年3月）

（単位：100万ドル、％）

順位	医薬品	販売額	前年同期比
1	Cardiovascular（循環器官用薬）	41,433	9
2	Alimentary / metabolism（代謝性医薬品）	32,884	8
3	Central nervous system（中枢神経系用薬）	32,135	13
4	Anti-infectives（抗菌薬）	21,522	4
5	Respiratory（呼吸器官用薬）	19,471	9
6	Genito-urinary（泌尿器生殖器官用薬）	11,840	11
7	Musculo-skeletal（骨格筋弛緩剤）	11,646	19
8	Cytostatics（細胞増殖抑制剤）	8,004	11
9	Dermatologicals（外皮用薬）	7,842	4
10	Blood agents（血液製剤）	6,615	12

（出所）Scrip World Pharmaceutical News ,7 June 2000

（英）は2000年上半期、米国で前年同期比16％増、日本で8％増、欧州で4％増の売り上げを達成、全体で10％増の売り上げとなった。

そのほか、有望市場での売り上げ拡大のために証券取引所に上場する企業もみられる。例えば、ファルマシア・コーポレーション（Pharmacia Corporation、米）は2000年4月3日にニューヨークおよびストックホルムの証取に上場、またBASF（独）も同年6月7日、ニューヨーク証取に上場し米国市場でのシェア拡大への意気込みを強めている。

2. 企業合併により業界の集約化が進展

医薬品業界の産業構造は、技術革新と競争、加速する企業合併により急速に変化し続けている。

フィナンシャル・タイムズ紙の2000年1月4日時点の株式発行総額によるランキングでは、メルク（米）が1,521億ドルで第1位、かつ同社は98年度の医薬品販売額でも第1位となっている。第2～第4位は、ジョンソン・アンド・ジョンソン、ファイザーなど米国

企業が続く。それらに次ぐ第5～第9位では、
 グラクソ・ウェルカム（英）などの欧州企業
 ロシュ（スイス）、ノバルティス（スイス）
 が続く（表5）。

表3 企業別医薬品販売動向（98年度）

（単位：100万ドル、％）

順位	企業名	企業名（英）	販売額	シェア
1	メルク（米）	Merck & Co.	15,296.5	5.1
2	アベンティス（仏・独）	Aventis	13,608.1	4.5
3	グラクソ・ウェルカム（英）	Glaxo Wellcome	13,230.5	4.4
4	アストラゼネカ（英）	AstraZeneca	12,754.0	4.2
5	ブリストル・マイヤーズ・スクイブ（米）	Bristol-Myers Squibb	12,573.0	4.2
6	ファイザー（米）	Phizer	12,230.0	4.1
7	ノバルティス（スイス）	Novartis	11,174.8	3.7
8	ロシュ（スイス）	Roche	9,921.5	3.3
9	アメリカン・ホーム・プロダクツ（米）	American Home Products	8,901.8	3.0
10	リリー（米）	Lilly	8,590.4	2.9

（注）各企業の会計年度による。
 （出所）Scrip's 1000 Pharmaceutical Company League Tablesよりジェトロ作成

表4 企業別研究開発費支出動向（98年度）

順位	企業名（英文企業名）	研究開発予算 （100万ドル）	研究開発 製品数	総販売額に占める 研究開発費（％）
1	アストラゼネカ（英） （AstraZeneca）	2,183.0	*73	17.1
2	グラクソ・ウェルカム（英） （Glaxo Wellcome）	1,927.5	92	14.6
3	ロシュ（スイス） （Roche）	1,893.1	122	19.1
4	メルク米 （Merck & Co.）	1,821.1	89	11.9
5	ノバルティス（スイス） （Novartis）	1,801.3	89	16.1
6	ブリストル・マイヤーズ・スクイブ（米） （Bristol-Myers Squibb）	1,559.0	68	12.4
7	ヘキスト・マルオン・ルセル（独） （Hoechst Marion Roussel）	1,426.2	84	18.3
8	ジョンソン & ジョンソン（米） （Johnson & Johnson）	1,400.0	73	16.4
9	スミスクライン・ビーチャム（英） （Smith Kline Beecham）	1,394.0	114	18.1
10	アメリカン・ホーム・プロダクツ（米） （American Home Products）	1,389.9	93	15.6

（注）*ゼネカ社の数値は含まず。各企業の会計年度による。
 （出所）Scrip's 1999 Pharmaceutical Company League Tables

表5 株式発行総額（2000年1月4日時点）にみる世界の医薬品企業ランキング

（単位：100万ドル、カッコ内％）

順位	企業名（英文企業名）	株式発行総額	売り上げ （前年比）	税引前利益 （前年比）	純利益 （前年比）
1	メルク（米） （Merck & Co.）	152,080	26,898 （13.8）	8,296 （25.8）	5,248 （13.7）
2	ジョンソン & ジョンソン（米） （Jonson & Jonson）	123,444	23,657 （4.5）	4,269 （6.7）	3,059 （7.4）
3	ファイザー（米） （Pfizer）	118,801	13,544 （8.3）	2,594 （16.0）	1,950 （11.9）
4	ブリストル・マイヤーズ・スクイブ（米） （Bristol-Myers Squibb）	118,030	18,284 （9.5）	4,268 （4.8）	3,141 （2.0）
5	ロシュ（スイス） （Roche）	108,390	15,855 （31.4）	3,493 （n a.）	2,824 （n a.）
6	ノバルティス（スイス） （Novartis）	104,559	20,381 （1.7）	5,124 （15.5）	3,898 （16.4）
7	グラクソ・ウェルカム（英） （Glaxo Wellcome）	100,725	13,068 （0.0）	4,372 （0.6）	3,005 （0.8）
8	アストラゼネカ（英） （AstraZeneca）	71,276	9,132 （7.2）	1,732 （2.3）	1,183 （1.1）
9	スミスクライン・ビーチャム（英） （SmithKline Beecham）	69,639	13,230 （3.7）	1,477 （44.1）	1,074 （39.9）
10	リリー（米） （Lilly）	69,968	9,237 （8.4）	2,665 （422.3）	2,096 （n a.）
11	ワーナー・ランバート（米） （Warner Lambert）	68,156	10,214 （24.9）	1,766 （43.2）	1,254 （44.2）
12	アムゲン（米） （Amgen）	59,494	3,340 （22.9）	1,566 （27.9）	1,096 （27.0）
13	シェリング・プラウ（米） （Schering Plough）	55,890	9,176 （13.6）	2,795 （20.2）	2,110 （20.2）
14	アメリカン・ホーム・プロダクツ（米） （American Home Products）	52,103	13,463 （5.2）	3,586 （27.4）	2,474 （21.1）
15	アベンティス（仏・独） （Aventis）	44,774	13,655 （3.5）	1,174 （n a.）	811 （n a.）
16	武田製薬（日）	40,034	8,177 （0.3）	1,763 （47.8）	888 （12.4）
17	ゲネンテック（米） （Genentech）	32,653	1,332 （25.4）	1,341 （n a.）	1,145 （n a.）
18	サノフィ・シンスラボ（仏） （Sanofi-Synthlabo）	28,425	6,035 （2.7）	1,016 （117.1）	691 （113.9）
20	イミュネックス（米） （Immunex）	14,784	542 （122.5）	57 （1,683.6）	44 （4,395.3）
21	山之内製薬（日）	11,801	4,097 （11.3）	841 （12.2）	465 （688）

（出所）FT500（2000年5月4日付）よりジェトロ作成

しかし、これに最近の合併事例を加えた場合、ワーナー・ランバート（米）とファイザー（新会社名はファイザー）の両社の株式発行総額合計が1,870億ドルで第1位となる。また、グラクソ・ウェルカムとスミスクライン・ビーチャム（英）の合併（新会社名はグラクソ・スミスクライン、2000年1月発表。同年5月、欧州委が承認）が達成されれば、両社の株式発行総額合計は1,704億ドルで第2位となる。

IMSヘルス社では、医薬品産業における企業合併の動きは今後も進展するとみている。80年代に約80社存在していた世界の主要医薬品企業は、現在では約35社に集約されており、同社は今後10年間に約12社まで減少すると予測している。

医薬品業界における企業合併を誘発する原因として、英国の業界紙スクリップ（Scrip）発行者のブラウン博士は、「最近の事例からみると、企業合併を促す要因は、特許切れ、研究開発の低迷、新薬販売の伸び悩みによるものである」と語っている。伝統的な傾向として、医薬品業界におけるマーケット・シェアを拡大するために、企業は特許切れ薬品の代替となる新薬を開発し市場に投入しなければならず、それを達成できない企業が、激化する競争に打ち勝つために合併を考えてきたといえる。

ただしグラクソ・スミスクラインの場合、確かに、主力商品であるザンタック（Zantac、潰瘍 かいよう 治療薬）の特許切れに伴い、同社の医薬品販売は伸び悩み、マーケット・シェアは99年初頭まで減少傾向にあったが、合併しなければならぬほど低迷していたわけではない。同社の合併はまだ完了していないが、ガルニエ取締役は、「これまでの傾向として、医薬品企業は相互の弱い部分を補完するために合併してきたが、当社の場合には、相互の強い部分をより高めるために合併する」と述べている。なお、両社の

合併が達成されれば、シェアは約7%になると見込まれている。

アストラゼネカの例をみると、2000年3月、同社は合併後の販売実績が前年比17%増、シェアが4.1%から4.3%へ増加したと発表した。しかしエコノミスト誌では、必ずしもすべての企業合併がシェアや収益性を伸ばすことに成功しているわけではないと指摘する。すなわち、時として販売に関する企業理念の不一致からかえってシェアを縮小しているケースもみられる。また、メルクやファイザー（合併前）のように、これまで合併することなしにシェアを拡大してきた企業も存在している。

最近の合併は、企業の研究開発における構造的問題（規模、研究分野、予算など）を避けるためでもあると指摘する向きがある。前述のブラウン博士は、合併により企業規模を拡大することの背景には、研究開発規模を拡大するとともに、将来の過当競争の波から逃れることを到達点としているものもあるのではないかとコメントしている。

3. 年々拡大する研究開発費

技術革新を積極的に図っていかねばならない医薬品産業にとって、研究開発規模を拡大することは近年極めて重要なことであり、M&Aなどを通じて、販売量の増加、シェアの拡大を図ることが望まれている。

グラクソ・スミスクラインの合併の理由の一つには、病原を解明するに足る十分な知識と発達した技術を持ち合わせた企業をつくり上げることがあるといわれ、そのために費やす新会社の研究開発費は約39億ドルに上るといわれている。

IMSヘルス社では、「研究開発に年間30億~40億ドルを費やす企業は今後、医薬品市場における新たな分野を開拓し、生き残りを図っていくことができるであろう」としている。

各企業の98年度の研究開発費動向をみると、欧州企業が上位を占める。アストラゼネカが22億ドルを計上、グラクソウェルカム、ロシュがそれぞれ19億ドルと続いている（表4）。研究開発費上位10社で上位100社のその63.4%を占め、また医薬品販売高の65.4%を占めていることから、研究開発と販売には強い相関関係があることがうかがえる。従って、研究開発に優れた企業が同業界で優れたポジションに立つことができるといえる。

4. 販売およびマーケティング・ネットワークも重要

新薬開発を図る一方で、企業にとって収益性向上のためには、新薬のマーケティングも重要な要素となる。特に、新薬の特許切れま

での間にいかに収益を高めることができるかが重要となる。そこで、できる限り広範な市場で、長期間にわたり新薬を販売すること、すなわち新薬承認後できるだけ早く消費者の手元に届くように浸透させることが重要になるため、新薬を市場に投入する際の販促費も大きなウエートを占めてくることになる。これらのことから、前述のとおり、主要市場、特に現在では米国市場に焦点を当てていくことが重要である。例えば、アベンティス（仏・独）は医薬品販売においては上位5社内にランキングされるものの、米国でのシェアは約3%と低い。今後同社では、米国市場のシェアを高めることを目的に、米国での販売要員を現在の3,400人から4,000人に増員することを計画している。

（ブリア・キーナン）

選択と集中の経営進める自動車業界

ミュンヘン事務所

1. 主要企業の動向

(1) ルノー、ボルボ

99年5月、日産自動車に36.8%の資本参加を行ったフランスのルノーは、自己資本の29%に相当する23億ユーロの負債を抱えることとなった。99年の決算は3億ユーロの利益減少となり、その影響が現れている。ルノーと日産は欧州市場では両社のディーラー網を統合することになっている。ドイツではルノーは600のディーラーを、日産は700のディーラーを抱える。ルノーの方針では小規模なディーラーを大きなディーラーの傘下に編入し、ディーラー数を2002年までに250社に整理することになっている。規模の大きな主力ディーラーだけが独立ディーラーとして残るが、ディーラー数は減っても販売店の立地数は現在と変わることはない。これにより

ディーラー1社あたりルノー車を年間1,200台、日産車を600台販売することになる。

日産への資本参加によりルノーは初めてアジアおよび北米市場への本格的な進出が可能となったが、韓国では外資としては初めて韓国自動車産業に参入することが2000年4月に決まった。経営が破綻したサムスン自動車の釜山工場などの資産を5億6,000万ドルでルノーが買い取り、さらにルノーが70.1%を出資する合弁会社を韓国に設立、これに三星（サムスン）グループが19.9%、債権団が10%を資本参加する。ルノーは今後4年間にさらに3億ドルをこの合弁会社に投資してサムスン・ブランドの「SM5」（日産セフィーロをベースとした乗用車）の生産を続行することを決定した。2004年には年間15万台の生産と新会社の黒字化を達成し、2005年からは日産の車台を活用した新型車の生産を開始、中

期的には年産24万台体制を目指している。生産された乗用車は当初は韓国国内だけで販売する予定である。

商用車部門では、ルノーはドイツのトラック・メーカー、MANやフィアットのトラック子会社、イベコなどとの資本提携を画策していたが、2000年4月25日、ルノーのトラック子会社（仏RVIと米Mack）をスウェーデンのボルボに譲渡し、その代金としてボルボの株式の15%（約16億3,000万ユーロ相当）を受け取って筆頭株主となることを発表した。ルノーは今後、乗用車だけに経営資源を集中することになる。ルノー・トラック部門の買収により、ボルボの年間トラック生産台数は16万5,000台、売り上げ145億ユーロとなり、同社はダイムラークライスラーに次ぐ世界第2のトラック・メーカーとなる。この規模の拡大で年間4億ユーロの経費節減になると試算されている。この取引にはルノーが22.5%の資本参加をしている日産ディーゼル、およびルノーとイベコの合併のバス・メーカー、イリスバスは含まれていない。

ボルボは99年に乗用車部門をフォードに売却した後は商用車部門の経営に専念している。同年8月には同じスウェーデンの中堅トラック・メーカー、スカニアの買収契約をまとめていた。しかし同買収でスウェーデンにおけるボルボのトラックのシェアが93%にまで高まることを欧州委員会は懸念、2000年3月に欧州委員会のマリオ・モンティ委員（競争担当）がこの買収を否認したためにボルボはスカニア買収を断念せざるを得ない状況となっていた。その直後の3月末に、増資で資金調達したフォルクスワーゲン（以下、VW）が26億ユーロでインヴェスター社が所有する18.7%のスカニア株を買い取った。同買収でVWは株主総会での議決権の34%を持つことになった。インヴェスターの所有するスカニアの議決権は15.3%に減少したが、ボルボはスカニアの議決権の30.6%をまだ保持してい

る。ボルボがスカニアより規模の大きいルノーのトラック部門を編入することにより、年間5万台以上を生産する欧州トラック・メーカーはダイムラークライスラー、ボルボ＝ルノー、MAN、イベコ（フィアット）の4グループに集約された。

（2）ダイムラークライスラー

2000年3月、ダイムラークライスラー（以下、ダイムラー）は三菱自動車に33.4%の資本参加を行うことを発表した。三菱自動車を傘下に納めることにより、ダイムラーグループの年間自動車販売台数は99年ベースで480万台となり、社員総数は46万7,000人、売り上げは1,500億ユーロとなる。今後の目標販売台数は600万台で、GMやフォードの規模に達するのにも間近となった。また小型乗用車の製造技術および燃費改善・排ガス浄化技術を手に入れ、同時にアジア市場への足がかりも築いた。赤字続きの「スマート」など、ダイムラーの抱える小型車の技術問題解決に三菱の技術と経験が役立つことも期待されている。さらに6月にダイムラーは、4億3,000万ドルで韓国の現代自動車にも10%の資本参加を行うことを発表した。現代自動車には三菱自動車も1.8%の出資を行っている。中国で年産30万台の乗用車工場建設を進めている現代自動車への資本参加で、ダイムラーは韓国市場だけでなく中国市場への足がかりも得ることになる。

先進国の自動車市場が飽和状態となっているのに比べ、アジアはこれから自動車需要の拡大が期待できる市場である。特にまだモータリゼーションが進んでいない中国、インド、タイが注目されている。しかしダイムラーのアジアでのシェアは僅かに4%である。このシェアを25%にまで上げるのが同社シュレンプ最高経営責任者（CEO）の目標であった。同社の得意な大型車のみではアジア市場の攻略は不可能であることを認識している。アジ

最大の自動車市場である日本で三菱自動車へ、アジア第二のマーケットである韓国で現代自動車に資本参加することにより、アジア市場で重要な車種を手に入れることができる。特に比較的所得水準の低い国々では小型車の需要が多く、またバスやトラックなどの商用車に対する需要も大きい。三菱や現代は小型車生産のノウハウを豊富に持っている。また、韓国商用車市場で90%のシェアを持つ現代自動車は、アジア市場進出に欠かせないトラック生産の重要なカギとなる。現代との合意では商用車工場（年間生産能力8万～10万台）を分離して、ダイムラーと現代が折半出資で設立する合弁会社に移管することになっている。ダイムラーはこの合弁会社にトラック・エンジン技術を供与して低コストのエンジン生産を行うことも検討している。

（3）フィアット

イタリアのフィアットと米ゼネラル・モーターズ（GM、以下GM）は99年11月から提携交渉を行っていたが、2000年3月に株式持ち合いで合意、GMによるフィアットの自動車部門、フィアット・アウト株の20%を取得、フィアットによるGM株の5.6%取得を7月に完了させた。これによりフィアット・アウトはGMにとって富士重工と同比率の20%の資本参加となったが、さらにフィアット・アウトとGMとの間で折半出資の合弁会社2社の設立が合意された。うち1社はフィアット本社があるトリノに設立され、エンジンやその他の主要部品の開発と製造を行う。ここにフィアットは社員1万4,000人を移籍させ、GM側は欧州の子会社（オペル、サーブ、ヴォックスホール）の社員を中心に1万3,000人を派遣する。もう一つの合弁会社はドイツに設立される部品共同調達会社で、ここにはフィアットが800人、GM側は1,400人を転籍させることになっている。

この移籍をめぐって1,200人が転籍するこ

とになったオペルのボッフム工場に6月にストライキが起こったが、経営陣は移籍社員にもオペルでの給与水準や社会保障条件を保障することで労働側を納得させている。オペルは同社からの移籍は合計で4,000人と発表しているが、内情に詳しい筋では5,000人との推定もある。一方、カイザースラウテルンにあるエンジン工場の拡張は計画どおりに進めており、同じ敷地内に建設中の新工場でも2001年にアルミ・エンジンの製造が開始される。オペルはこうした投資計画に変更はないことを強調して従業員の動揺を静めることに努めている。

GMはサーブにも今後5年間に34億ドルを投資して生産車種を現在の2種類から5種類以上に増やし、年間15万台の現在の生産能力を倍増する計画を6月末に発表している。

一方フィアットでは三菱自動車とのSUV（スポーツ・ユーティリティー・ビークル）の共同生産の計画を破棄し、オペルとの共同開発に切り替えることになった。フィアットのGMとの資本提携、ダイムラーによる三菱自動車への資本参加がこの背景にある。この方針変更により予定されていた2001年末のSUV生産開始は少なくとも1年以上遅れることになった。

2. 業界を取り巻く制度の変化

（1）乗用車流通経路の変化

欧州裁判所は2000年7月6日、98年1月に欧州委員会が下したVWに対する罰金命令をほぼ認める第一審判決を下した。この罰金命令は93年から96年にかけてVWが、同社のイタリア販売代理店に対してドイツとオーストリアの消費者への販売を行わないよう繰り返し圧力をかけていたことがEU競争法に抵触するという理由のものであった。1億200万ユーロという高額な罰金を不服として、VWは98年4月に欧州裁判所に訴えていた。欧州裁判所の判決では独禁法違反が追認されたか

たちとなったものの、罰金の金額は9,000万ユーロに引き下げられた。欧州委は、EU域内の消費者がどこの国からでも自由に安価な商品を購入する権利はEU共通市場の重要な原則であるとしている。自動車メーカーは独占禁止法例外規定（グループ・エグゼンプション）によって各国での独占販売網の構築を認められている。しかしどの国のどの販売店から購入するか選択の自由は消費者に与えられるべきとの判断がなされた。欧州裁判所の判決により、今後欧州委の審査はさらに厳しくなると予想される。欧州委はVWだけでなく、同様な罰金命令をダイムラーにも出そうとしている。同社は85年から96年にかけてベルギー、オランダ、スペインで同様な違法行為を行ったとされ、審査はすでに終了している。またオペル、ルノー、プジョーに対しても同様な疑惑で審査が進められている。VWに対してはさらにドイツ国内でも値引き販売を阻止しようと販売店に圧力をかけたという容疑が掛けられている。グループ・エグゼンプションは2002年で期限切れとなるが、VWが同措置を悪用したと判断されたためにグループ・エグゼンプションが延長されない可能性がさらに高くなった。

欧州自動車工業会（ACEA）の調査によると、西欧全域に6万6,000のメインディーラーと5万5,000のサブディーラーがあり、その6割は年間販売量が150台以下の小規模な業者である。年間1,000台以上を売る大規模業者は3%に過ぎない。最もディーラー網が発達しているのはベルギーやスイスでドイツはその半分程度、フランスやイタリアはさ

らにその半分で、最も疎らな国は北欧諸国である。人口当たりではスイスが最多で英国が最少であった。自動車メーカーはいずれもグループ・エグゼンプションの存続を主張している。ほとんどの代理店契約は、契約破棄に関する猶予期間を2年間と定めているが、これは販売店のショールームに高額な投資が必要とされるためである。そのためグループ・エグゼンプションが廃止される場合でも猶予期間が必要であるとの意見が多い。

グループ・エグゼンプションが撤廃されると、契約販売店以外の店でも自動車の販売が可能となる。既に百貨店、ホームセンター、通信販売業者などが自動車販売への関心を示している。ドイツでは百貨店大手のカールシュタットや通信販売のオットーだけでなく、スーパーマーケットのマルクトカウフやコーヒー立ち飲みチェーンのチボーまでが自動車販売への進出に積極的姿勢を見せている。食品スーパーがパソコンを販売している現在では、百貨店やスーパーが車を販売しても不思議ではない。またパソコン同様にインターネットによる車の販売も一部で試みられている。従来の代理店制度の存在理由としては、車種ごとの技術に関する知識や整備・修理の技術が必要であることが挙げられていた。しかし車に関する知識は雑誌などで消費者に行き渡っている。車の品質は出荷時のメーカーによって保証され、定期的な点検も整備業者や車検制度によって十分に機能している。高額な投資を必要とするショールームや試乗会を各地の代理店で行う必要があるのか疑問を投げかける声も少なくない。

表1 欧州の販売代理店のマージン率

(単位：%)

	VW	メルセデス	BMW	ルノー	トヨタ (2001年より)
基本マージン	13.4	12.2	13.0	12.5~17.5	13.9
最高マージン	19.1	15.8	19.4	18.3~22.3	20.8

出所：ヴィルトシャフツボッヒェ2000年5月25日号

(2) 域内で依然存在する価格差

欧州各国での乗用車の価格は、同じメーカーの同じ車種でも著しく異なって設定されている。この主な原因は自動車税や付加価値税の税率の違いにある。デンマークやギリシャのように自動車の本体価格の1～2倍の税率が掛かる国では、本体価格は低く設定されている。逆にドイツや英国のように税率の低い国では価格は高く設定されている。自動車の場合はその販売店の立地する国ではなく、購買者が登録する国で自動車税や付加価値税が課税されるため、ドイツや英国のように価格の高い国の消費者は、価格の安いデンマークやフィンランドで購入して自国で登録すれば、購入価格を15%から30%ほど節約することができる。国境を越えた車の小売販売がどの程度行われているかは調査されていないが、価格差が15%を超えると国外での車の購入が増えることが経験的に判っている。90年代に安い価格で知られていたイタリアやスペインでは、その後の価格差の縮小により外国人消費者による車の購入は現在ではほとんど行われていない。しかし英国では税金の安さのみならず、ポンド高の影響もあって車の価格が近年特に高くなっている。このため大陸諸国での車の購入が増えていると考えられている。英国と異なり大陸諸国では通常、左ハンドルの車が販売されているが、ACEAによると自動車メーカーが大陸諸国向けに出荷する右ハンドルの車の台数は過去2年間で300%増加している。

3. 欧州市場の動向

(1) 西欧市場

欧州自動車工業会(ACEA)の統計によると、西欧18カ国における2000年上半期の乗用車新規登録台数は、5～7%で増えていた前年までと比べて増勢が衰えている。2000年上半期は前年同期比1.6%増の824万台にとどまった。

ドイツ、デンマーク、ポルトガルの3国では前年同期比で登録台数が減少している。しかしいずれも高いレベルからの落ち込みであった。EU自動車市場の4分の1を占める欧州最大のマーケットであるドイツで11%の落ち込みとなったのは、2000年に入ってからドイツ車の新しいモデルの投入が少なかったことが挙げられる。99年はドイツで380万台(前年比1.8%増)の乗用車が新規登録され、91～92年の記録的な新規登録台数(416万台および393万台)に近づきつつあった。国内の景気は拡大しているが、これは主に輸出によって支えられており、国民の間に特に消費ブームが起こっているわけではない。デンマークでは、前年同期比で21%と大幅に減少した。これは2000年1月からの自動車税増税が影響したものである。同国では99年も前年比11.6%減であったが、その前年の98年は過去最高記録の16万2,500台で、これは90年当時の登録数の倍に相当する。ポルトガルの場合も99年は27万台を超えて92年(27万7,000台)に次ぐ過去2番目の登録数を記録したが、同年10月からの利上げにより好調だった新車の売れ行きが落ち、2000年上半期は6%の減少と

表2 EU各国の自動車税

(単位：%、付加価値税を含む)

ベルギー	ドイツ	デンマーク	スペイン	フランス	ギリシャ	アイルランド	イタリア	ルクセンブルク	オランダ	オーストリア	ポルトガル	フィンランド	スウェーデン	英国
23	16	218	28	19.6	94	61	20	15	50	34	66	90	25	17.5

注：2000cc車購入時の課税率
出所：ACEA

なったものである。しかしドイツと異なりポルトガルのEU市場におけるシェアは2%以下で、さらにデンマークは1%にも満たない。

上記の3国以外では2000年に入ってからも好調な売れ行きが続いている。欧州第2、第3のマーケットであるイタリアと英国では、いずれも97年以来、毎年210万～240万台の高いレベルの新規登録数が続いており、2000年上半期も前年同期比2%台の安定成長となった。欧州第4のマーケットであるフランスでは97年に90年代最低の170万台に落ち込んだが、98年(13.5%)、99年(10.5%)と二ケタ台の市場回復が続いており、2000年上半期も17.4%で年間の二ケタ成長持続は確実である。ただし、90年に記録した230万台に届くかどうかは疑わしい。二ケタ成長が3年続いて99年は過去最高の140万台となったスペインでも、2000年上半期は5.6%増とやや減速

した。ただし、増加傾向は依然、続いている。スペインは欧州第5の自動車市場であり、独・伊・英・仏・スペインの5カ国でEU市場の8割以上を占める。

これまで小さかった市場の拡大も著しい。二ケタ成長が5年続いたギリシアでは99年は前年比45.3%拡大し26万台を超えた。2000年上半期も前年同期比15.4%増と急速な拡大が続いてスウェーデンやポルトガルの規模を凌駕した。アイルランドでも7年の長期にわたって売れ行きが伸びており、2000年上半期は44%増で18万台弱となり、スイスやオーストリアの規模を上回っている。しかし原油価格の上昇やユーロの下落によってガソリン価格が上昇、今後の欧州自動車市場に悪影響を与えるとみられており、2000年のEU全体の乗用車新規登録数は1%増、2001年は横這いになると予測されている。

表3 世界各国の自動車市場の規模(新規登録台数)

(単位: 1,000台)

	98年		99年		2000(予測)		2001(予測)		年平均(%)
		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)	
ドイツ	3,736	6	3,802	2	3,550	7	3,700	4	1.5
フランス	1,944	14	2,148	11	2,250	5	2,250	0	2.0
英国	2,247	4	2,198	2	2,180	1	2,200	1	1.5
イタリア	2,379	1	2,349	1	2,360	0	2,250	5	2.5
EU全体	13,943	7	14,649	5	14,575	1	14,530	0	2.0
米国	15,547	3	16,893	9	17,500	4	16,500	6	1.0
乗用車	8,142	2	8,698	7	8,700	2	8,200	6	1.5
軽商用車	7,405	8	8,195	11	8,800	7	8,300	6	4.0
日本	4,093	9	4,154	1	4,250	2	4,350	2	2.5

出所: VDA, IWK

表4 西欧主要国における新車登録台数

(単位: 台数、%)

	99年1～6月	2000年1～6月	伸び率
ドイツ	2,037,526	1,813,761	11.0
イタリア	1,365,325	1,400,700	2.6
英国	1,191,329	1,216,444	17.4
フランス	960,385	1,127,711	5.6
スペイン	722,211	762,366	2.1

出所: ACEAデータサービス

表5 西欧18カ国におけるメーカー別新車登録台数

(単位：台数、%)

	登録台数		シェア	
	99年(1～6月)	2000年(同)	99年(同)	2000年(同)
VWグループ	1 537 935	1 502 289	19.0	18.2
フォルクスワーゲン	959 036	886 461	11.8	10.8
アウディ	266 779	267 795	3.3	3.2
セアト	217 579	238 401	2.7	2.9
シュコダ	94 541	109 632	1.2	1.3
PSAグループ	936 166	1 056 485	11.5	12.8
プジョー	562 811	630 961	6.9	7.7
シトロエン	373 355	425 524	4.6	5.2
GMグループ	935 716	912 316	11.5	11.1
オペル	887 216	862 605	10.9	10.5
サブ	41 977	44 061	0.5	0.5
その他	6 523	5 650	0.1	0.1
フォードグループ	929 676	849 365	11.5	10.3
フォード	788 590	706 253	9.7	8.6
ジャガー	14 280	19 794	0.2	0.2
ボルボ	126 806	123 318	1.6	1.5
ルノー	860 028	880 552	10.6	10.7
フィアットグループ	837 175	874 638	10.3	10.6
フィアット	648 021	667 375	8.0	8.1
ランチア	83 024	105 573	1.0	1.3
アルファ・ロメオ	104 598	99 453	1.3	1.2
その他	1 532	2 237	0.0	0.0
ダイムラークライスラー	439 128	468 200	5.4	5.7
メルセデス	364 581	371 035	4.5	4.5
スマート	25 159	47 832	0.3	0.6
クライスラー	49 388	49 333	0.6	0.6
BMW	259 921	271 446	3.2	3.3
ローバー	115 482	127 939	1.4	1.6
日本車	937 254	947 251	11.6	11.5
日産	241 627	299 519	3.0	3.6
トヨタ	213 293	217 602	2.6	2.6
マツダ	125 773	110 054	1.6	1.3
ホンダ	112 146	105 531	1.4	1.3
三菱	102 469	94 743	1.3	1.1
その他	141 946	119 802	1.8	1.5
韓国車	245 874	286 800	3.0	3.5
現代	118 311	132 497	1.5	1.6
大宇	101 715	108 184	1.3	1.3
その他	25 848	46 119	0.3	0.6
総計(その他含む)	8 107 565	8 239 927	100.0	100.0

出所：ACEAデータサービス

メーカー別ではシェアを上昇させていたルノーが2000年上半期も続伸し、同社のシェアは10.7%となった。PSAも引き続きシェアを上げて12.8%になっている。ダイムラーとBMWもシェアをわずかに上昇させた。しかしシェア1位のVWグループでは、セアトとシュコダは伸びているもののVWとアウデイのシェアは頭打ちになっている。日本勢では前年同様にトヨタだけがシェアを伸ばした。GMとフォードは引き続きシェアを落としているが、フィアットではシェア回復の兆しが見えている。躍進が著しいのが韓国車で、現代と大宇を中心にシェアは3.5%となり、特にギリシアでは13%のシェアを獲得している。

(2) 中・東欧市場

旧ソ連圏を除く中・東欧9カ国およびトルコの乗用車新規登録台数は99年、前年比5.2%増の147万8,195台であった。しかしその動向は国によって異なる。最大市場のポーランドでは、金融自由化による貸し出しブームにより消費の拡大につながり、市場は19%拡大して61万3,157台となった。ポーランド市場はオランダの規模を上回ってスペインに次ぐ欧州第6の市場となった（ロシアを除く）。一方、トルコでは、金融政策の引き締めとロシア金融危機の影響、地震の被害などが重なり、10%減の28万3,978台であった。チェコは3.6%増の14万5,989台、ハンガリーは24.9%増の12万9,852台であったが、ルーマニアでは15.8%減少、再び10万台を切っている。クロアチア、スロベニア、スロバキアの3国ではいずれも5万台から8万台で推移してい

る。ブルガリアとマケドニアは年間1万台以下であった。同じ国でも年によって動向はまちまちで、トルコでは97年は43.9%の大幅拡大、98年と99年は市場縮小、チェコでも97年は10.7%のニケタ拡大、翌年は17.8%減のニケタ縮小であった。こうした状況は旧ソ連圏でも同様である。ロシアでは97年は26.4%の拡大、98年は17.6%減に縮小、99年は再び16.4%の拡大であった。しかし旧ソ連圏での新規登録は必ずしも新車登録ではない。西側から輸入された中古車も新規登録車として統計に計上される。旧ソ連圏での経済危機は、西側からの中古車輸入を減らし、地元メーカーの製品販売を助ける方向に働いている。しかし設備投資や新車開発に必要な資金が入手できないため、ヴォルガ自動車工場（VAZ）やゴーリキ自動車工場（GAZ）などのロシアのメーカーは長期的には苦しい立場に追い込まれている。シュコダやルノーは2000年中にもロシアでの生産を開始する予定であるが、フィアットはGAZとの合併会社での製造開始を2002年に延期した。

スタンダード・アンド・プアーズの2000年の自動車市場予測によると、ポーランドで減少する一方、トルコやルーマニアではプラスに転じ、チェコやハンガリーでもニケタ拡大が続くと予測されている。中・東欧10カ国全体では99年と同じく5.2%の成長となる。旧ソ連地域ではロシアが横ばい、ニケタ拡大が続いていたウクライナでは逆にニケタ台の縮小となり、旧ソ連地域全体では0.3%減、中・東欧、ロシア圏全体では2.9%増の予測となっている。

表6 中・東欧、旧ソ連圏の乗用車新規登録台数の推移

(単：台数、%)

	98年		99年		2000年(予測)		2001年(予測)	
	台数	伸び率	台数	伸び率	台数	伸び率	台数	伸び率
中・東欧	1,404,679	3.6	1,478,195	5.2	1,554,436	5.2	1,719,211	10.6
うちポーランド	515,256	7.8	613,157	19.0	575,368	6.2	635,004	10.4
トルコ	315,584	8.5	283,978	10.0	346,818	22.1	376,116	8.4
チェコ	140,957	17.8	145,989	3.6	172,460	18.1	209,590	21.5
ハンガリー	103,973	30.2	129,852	24.9	147,353	13.5	160,182	8.7
ルーマニア	114,792	22.3	96,632	15.8	102,012	5.6	110,523	8.3
スロベニア	69,329	12.7	78,142	12.7	72,748	6.9	76,759	5.5
スロバキア	69,041	11.2	56,447	18.2	59,436	5.3	64,142	7.9
クロアチア	57,505	13.8	55,687	3.2	57,358	3.0	60,799	6.0
ブルガリア	9,742	46.8	9,412	3.4	11,005	16.9	14,638	33.0
マセドニア	8,500	18.5	8,899	4.7	9,878	11.0	11,458	16.0
旧ソ連	903,113	14.2	1,047,126	15.9	1,043,819	0.3	1,075,182	3.0
うちロシア	791,538	17.6	921,673	16.4	927,481	0.6	952,361	2.7
ウクライナ	45,927	86.2	62,390	35.8	48,676	22.0	46,784	3.9
ウズベキスタン	37,632	4.7	38,468	2.2	39,878	3.7	43,498	9.1
エストニア	10,445	6.0	8,906	14.7	10,222	14.8	12,676	24.0
ラトビア	6,147	36.9	7,170	16.6	7,672	7.0	8,823	15.0
リトアニア	6,594	14.5	4,832	26.7	5,847	21.0	6,921	18.4
ベラルーシ	4,830	3.3	3,687	23.7	4,043	9.7	4,119	1.9

出所：スタンダード・アンド・プアーズ

ブランド物バッグは税込みで ほぼ同一価格（ユーロ圏・英国）

海外調査部欧州課

ユーロ圏と英国に所在するジェトロ各事務所は2000年7月に、ユーロによる価格比較調査を実施した。同調査の目的は、ユーロ導入後予想された各国小売価格の収れんがどの程度起こっているかみることである。本調査は今回で5回目を数え、これまでの調査対象品目から税率差の高い品目を除くなど大幅に品目を入れ替えた。どの品目についても比較的高価格のフィンランドを除くと、価格差は各国平均価格から大体15%前後に収まった。また、ブランド物のバッグは税込みでほぼ同一金額であった。

1. ハンバーガーの価格帯の分散は縮小

今回の調査は、前回（99年12月13～16日実施）の調査から約7ヵ月ぶりとなる2000年7月3～7日に、ユーロ圏11カ国と英国のジェトロ事務所が所在主要都市（注）を対象に実施した。これまでの調査品目から、税率による価格差の大きいもの（タバコ、香水、ガソリン）や、調査対象国で同一品目を見つけるのが難しいもの（パソコン、飲料水）などは調査対象から除外した。また、自動車については欧州委員会が6ヵ月ごとに詳細な調査を行っていることから、これも除いた。これらの代わりに、今回から試験的な意味も含めてカメラ、ウォークマン、ルイ・ヴィトンのバッグ、航空貨などを対象品目に加えた。

調査の結果、各国の価格はどの品目も一部の例外を除けば、ユーロ圏11カ国の平均価格から15%前後に収まっている。また、継続調

査品目であるハンバーガー、コーラについて、第2回（99年6月）と前回（99年12月）の約半年ごとの調査結果から、各国平均価格からの分散具合をみるために、標準偏差を算出してみると、ハンバーガーは0.336（第2回）、0.312（前回）、0.307（今回）、コーラは同0.251、0.180、0.189であった。このことから、特にハンバーガーについて価格帯の分散が縮まる傾向がみられたといえる。

2. 比較的高価格であったフィンランド

また、品目によっては22%と調査対象国の中で最も付加価値税（VAT）率が高いフィンランドでの価格が、ハンバーガー、コーラ、カメラ（キャノンEOS300）、カラーテレビ（フィリップス21インチ、チューナー付き）の4品目で最も高かった。一方、欧州委員会の春季経済予測で消費者物価上昇率2.5%（99年）を記録し、インフレ懸念を抱えるア

イルランドでは、フィルム、コンパクトカメラ（キャノンIXUS）、ルイ・ヴィトンのポストンバックの3品目で最も高い金額となった。

調査品目別にみると、ユーロ圏11カ国におけるルイ・ヴィトンのバックの価格が付加価値税込みでほぼ同一金額となっており、ユーロ圏外の英国においてもほとんど価格差がないことから、ルイ・ヴィトン社の統一価格による販売戦略がうかがえる。また、サービス価格調査の試みとして、各国調査対象都市から東京成田までの航空賃について比較した（日本で発券した場合、成田から調査対象都市への片道正規航空賃は同一価格）、航空運

賃は最も低いイタリアとアイルランドを除けばほぼ近い価格帯であった。しかし、参考価格として実施したユーロ圏外の英国の航空賃がユーロ圏平均の半額以下となったのは特徴的であった。

（注）調査対象都市：デュッセルドルフ（ドイツ）、パリ（フランス）、ミラノ（イタリア）、アムステルダム（オランダ）、ブリュッセル（ベルギー）、ルクセンブルク（ルクセンブルク）、マドリード（スペイン）、リスボン（ポルトガル）、ダブリン（アイルランド）、ウィーン（オーストリア）、ヘルシンキ（フィンランド）、およびロンドン（英国）

（田中 晋）

第5回小売価格調査（実施期間7月3日～7日）

（単位：ユーロ）

	ハンパーガー	コカコーラ	フィルム	カメラ	コンパクトカメラ	カラーテレビ	ソニー・ウォークマン	ルイ・ヴィトンのバック		航空賃
アイルランド	2.48	0.53	6.08	482.08	311.07	319.97	50.78	457.11	990.40	2068.40
イタリア	2.32	0.42	4.13	433.41	263.05	376.60	54.57	449.32	996.76	1941.36
オーストリア	2.54	0.43	4.29	420.78	260.90	362.64	50.43	450.58	988.35	2505.03
オランダ	2.54	0.37	3.63	362.57	242.77	362.57	58.54	-	-	2756.08
スペイン	2.25	0.29	3.08	374.23	263.90	348.02	58.04	456.77	991.67	2313.90
ドイツ	2.55	0.44	4.08	397.41	248.74	319.05	54.83	449.94	997.02	2523.74
フィンランド	3.36	1.02	4.28	498.89	284.66	415.59	-	-	-	2270.83
フランス	2.82	0.67	4.83	363.21	291.18	302.76	60.19	442.10	968.05	2581.72
ベルギー	2.85	0.46	4.53	445.88	247.73	445.95	61.85	448.69	986.72	2695.10
ポルトガル	2.44	0.42	2.44	432.36	289.30	296.73	54.82	448.92	997.60	2366.80
ルクセンブルク	2.95	0.40	3.92	370.60	222.67	416.63	-	448.69	986.62	2695.10
英国（参考）	3.02	0.56	6.92	443.90	309.46	338.57	47.60	444.44	976.19	1114.44

（注）基本対象商品

マクドナルド・ビッグマック（持ち帰りの場合）、コカコーラ330cc。コダック、カラーフィルム24枚撮り、ASA100。キャノン、一眼レフEOS300。キャノンIXUS。フィリップス21インチ、チューナー付き、ステレオ。ソニー・ウォークマンWM-EX500。ルイ・ヴィトン、Keepall（ポストンバック、60×26cm）（M41422）、Raspail（ショルダーバック、M51372）。7月10日調査都市発東京行、直行便。ただし、アイルランドはブリュッセル経由、ドイツはデュッセルドルフ発フランクフルト経由、ルクセンブルクはフランクフルト経由。フィンランドのみ7月11日発。空港税は含まない。

掲載価格はVATなど諸税を含む店頭価格。本調査はスーパーマーケット、専門店、量販店など複数店舗で実施し、平均価格を算出。英国の価格は99年7月7日付、1ユーロ=0.63ポンドで換算。

EU

EUROPEAN UNION

8 月

- 1 日▶対ユーゴスラビア経済制裁の一部解除を決定。ミロシェビッチ政権に関与していない242社を選定し、投資規制や銀行口座の凍結を解除。
- 3 日▶欧州委、米マイクロソフトに対し独占禁止法違反の疑いで警告書を送付。パソコン用基本ソフト（OS）市場での9割を超える圧倒的なシェアをテコに、サーバー市場で独占的地位を狙っている疑いがあるというもの。
- 10日▶欧州委、EU域内ガス事業の競争促進に向けたEU域内ガス自由化指令に対し、フランス、ドイツ、ルクセンブルクの3カ国が国内法化への整備を怠ったとして、欧州司法裁判所への提訴手続きを準備。
- 21日▶欧州委、航空市場の競争促進のため、航空各社に割り当てている発着枠の売買を認め、入札制度を創設する方針を決定、2001年にも導入予定。欧州の主要空港は地元航空大手の支配で新規参入が進まず、新しい共通政策が必要と判断。
- 31日▶ECB、最も重要な政策金利の0.25%の利上げを決定し、4.5%に。
- 5 日▶石油価格上昇に対応した緊急対策として、石油関連税の税率引き下げなどを検討することを決定。減税によるガソリンなどの小売価格の引き下げのほか、EU域内のガソリンスタンド業界の競争促進策などを検討。
 - ▶欧州委、プリティッシュ・テレコム（BT）と英ボーダフォン・グループが日本テレコムと組んで日本で手掛ける次世代携帯電話事業を認可する旨発表。
- 6 日▶欧州委、原油急騰に伴う対策会議を開催。原油相場の安定を目指し、OPECに大幅な増産を求めることを決定。
- 8 日▶EU「賢人委員会」、対オーストリア制裁問題で、制裁解除を勧告する報告書を発表。
 - ▶ユーロ参加国蔵相で構成する「ユーロ評議会」開催。ユーロ安への強い懸念を示した声明を発表。
- 9 ~ 10日▶非公式蔵相理事会開催。原油高について協議し、産油国に対する大幅増産要請をすることで合意。2002年1月からのユーロ紙幣・硬貨の事前交換など各国の対応策についても議論。
- 12日▶EU 14カ国（オーストリア除く）、2000年2月に発動したオーストリアに対する外交制裁を無条件で解除したと発表。
- 13日▶第28回日本・EUトロイカ外相協議開催。日本・EUの関係強化や国連改革、国際情勢などをめぐって意見交換。協議には河野外相、議長国のヴェドリヌ外相のほか、次期議長国のリンド・

9 月

- 2 ~ 3 日▶仏東部のエビアンで非公式外相会議を開催。中東和平交渉の合意を促すため経済面での支援強化を合意。

スウェーデン外相、ソラナEU理事会事務総長らが出席。

- 14日▶欧州投資銀行（EIB）、EU加盟を目指す中・東欧、バルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）向けの融資枠を拡大する旨発表。特に鉄道路線、浄水施設のプロジェクトへの融資を強化。
- 20～21日▶緊急運輸相理事会を開催。原油価格高騰に伴う運送業者の抗議行動への対応策について協議。各国の税率が大きく異なる燃料税など石油関連税制の調和については、議長国のフランスが各国税率をそろえるよう求めたのに対し、英独などが慎重な姿勢を示し、議論は決裂。
- 21日▶ユーゴスラビアの大統領選挙が公正に行われるかどうかを監視するため、加盟15カ国の国会議員20人で構成する専門チームを派遣することを決定。

英国

UNITED KINGDOM

8 月

- 1日▶貿易産業省、国内の新車価格の引き下げを促すための命令を発表。
- 3日▶中銀、金融政策委員会で、主要政策金利（短期買いオペ金利）を年6.0%に据え置くことを決定。
- 9日▶パークレイズ銀行、ウーリッチ銀行を買収する方向で交渉中の旨を明らかに。
- 17日▶ブリティッシュ・テレコム（BT）、独通信会社フィアーク・インターコムに対する出資比率を45%から90%に引き上げる旨を発表。
- 18日▶酒類メーカーのディアジオ、仏酒類大手のペルノ・リカールと共同で、仏ビベンディの傘下に入るシーグラム（カナダ）の洋酒部門買収を提案した旨発表。
- 29日▶スウェーデンの取引所運営会社OMグ

ループ、ロンドン証券所への敵対的買収提案を正式に発表。

- ▶鉱山・非鉄金属大手のピリトン、米アルミ大手のアルコアから、両社の豪州アルミ合弁会社ウォースレイを買収することで合意した旨を発表。

9 月

- 4日▶モーラム官房長官、政界引退の意向を表明。
- 5日▶野党の保守党、次期総選挙をにらんだ予備公約を発表。
- 7日▶中銀、金融政策委員会で、主要政策金利（短期買いオペ金利）を年6.0%に据え置くことを決定。
- 11日▶グラクソ・ウェルカムとスミスクライン・ビーチャム、9月25日に予定していた合併の延期を発表。
- ▶ブレア首相、2005年までに、すべての行政サービスをオンライン化する構想を明らかに。
- ▶BP、中国石油化工総公司へ出資する旨を発表。
- 12日▶ロンドン証券所、ドイツ取引所との合併計画の撤回を発表。
- ▶統計局、8月の基調インフレ率を年率1.9%と発表。75年1月の統計開始以来の最低水準に。
- ▶野村インターナショナル、ミレニウム・ドームの買収計画撤廃を発表。
- 13日▶統計局、8月の失業率を3.6%と発表。75年10月以来の低水準に。
- 17日▶ブリティッシュ・テレコム（BT）、米AT&Tとの関係拡大のための交渉を行っている旨を明らかに。
- 18日▶ブレア首相、ロシアのカシヤノフ首相とロンドンで会談。
- 19日▶ガーディアン紙、世論調査結果を発表。労働党の支持率は34%に低下。保守党支持率は38%と逆転。

- 20日▶中銀、9月の金融政策委員会議事録を公表。賛成5、反対4で金利据え置きを決定したことが明らかに。
- 21日▶ブリティッシュ・エアウェイズ（BA）KLMオランダ航空との合併交渉打ち切りを発表。
- 24～28日▶労働党、党大会開催。

フランス

FRANCE

8 月

- 10日▶雇用・連帯省、一部のグリコール・エーテルの工業的使用を制限する内容の政令（デクレ）を10月までに公布する旨公表。
- 11日▶INSEE、7月の消費者物価は前月比で0.2%減、前年同月比で1.7%増と発表。
- 18日▶次世代携帯電話（UMTS規格）の事業割当てについて、競争入札でなく資格審査形式を採用し、同詳細を官報に掲載。
- ▶雇用・連帯省発表統計によれば、時短法の施行により実質労働時間は減少し、人手不足も深刻化する一方で、給与水準が頭打ちになっていることが判明。
- 22日▶ユヴァルト貿易担当閣外相、2000年上半期の貿易黒字を323億フラン（前期比40.8%減）と発表。
- ▶経済・財政・産業省、国の経済競争力が大幅に強化されたとする統計を発表。
- 23日▶公務員省、2001年度（暦年）予算枠内で1万7,000口の公務員ポストを新設する方針である旨公表。
- 24日▶ジョスパン内閣、夏期休暇明けの初閣議を招集。今後の政策運営につき協議。
- 25日▶三菱電気、フランスをはじめとする国外での携帯電話端末の生産台数を150%引き上げるため、200億円を投資すると発表。

- 28日▶シラク大統領、EU議長国として外交指針を示す演説の中で、「欧州憲法」の制定を再度提唱。
- 29日▶政府、シュベヌマン内相の辞任を正式に発表。後任にダニエル・ヴァイヤン議会担当相を任命。
- 31日▶ファビウス経済・財政・産業相、2001年から3年間で総額120億フランの規模となる大型減税案を公表。過去50年で最大。

9 月

- 1日▶アコール・グループ（ホテル、企業サービス）日本でのホテル第1号となるソフィテル・ジャポンを東京にオープン。
- 4日▶エール・フランス、ジュネーブ・ニース間の運航を停止。これまで毎日2便運航。
- 7日▶電力市場自由化に伴い創設された電力市場規制委員会の圧力により、仏電力公社（EDF）自由化促進のための主に送電系統に関する新措置を発表。
- ▶INSEE、第2四半期のGDPを前期比0.7%と発表。従来の予測値1.0%を下回った。
- 9日▶電気通信規制局（ART）が決定した第三世代携帯電話事業権割当に関する政令を公布。全国レベルでの2事業権を、ファースト・マーク・フランス（スエズ・リヨネーズ・デ・ゾー、グループ・アルノー、ラリー・カジノ、BNP・パリバ、グループ・ロチルドからなるコンソーシアム）とフォルテル（UPC、マリアンヌ・ウェンデル、NRJからなるコンソーシアム）に付与。
- 11日▶ジョスパン首相、リヨンでの国連地球温暖化防止条約第6回締約国会議準備会合で、フランスは年末までに省エネ計画に着手すると発表。

- 13日▶雇用・連帯相、社会的弱者の救済策に関する総括を閣議に提出。
- 14日▶ルノー、「ラグーナ」のニューモデルである「ラグーナ」のセダン、並びにステーション・ワゴン・バージョンを発表。
- 19日▶仏企業運動（MEDEF）のセイエール会長、政府に対し週35時間労働制の適用にモラトリアムを設けるよう要請。
▶欧州司法裁判所、仏企業の訴えに単を発する接待費の付加価値税（VAT）還付の禁止について、仏政府の主張を退け、還付に応じるよう判決。
- 20日▶政府、2001年度（暦年）予算案を閣議決定。歳出は1兆6,900億フランと、名目で前年度比1.5%増、インフレを考慮した実質で0.3%増加。
- 24日▶大統領任期を7年から5年に短縮する国民投票、賛成多数で可決。

ドイツ

GERMANY

8 月

- 1日▶アウクスブルク地方裁判所、キリスト教民主同盟（CDU）の不正献金疑惑に関して賄賂などの罪で起訴された武器輸出業者シュライパー被告への裁判開始を決定。
▶独版「グリーンカード制度」開始。EU域外からのIT関連技術者に最大2万人まで特別就労ビザを発給。
- 11日▶政府と各州政府、極右勢力による外国人襲撃事件の増加を受け、極右政党の非合法化を検討する委員会を開催。
- 14日▶コール前首相、闇献金疑惑を受け、10月3日にドレスデンで開催される統一10周年記念式典に参加しない意向を表明。
- 16日▶政府、極右対策に向こう3年間で7,500万マルクの予算措置を講じるこ

とを閣議決定。

- 23日▶第2次世界大戦中、毒ガスなどを生産したIGファルベンの清算法人、強制労働者に補償をすることを明らかに。今後、独自の財団を50万マルクで設立。
▶東部ドイツを歴訪中のシュレーダー首相、テューリンゲン州の強制収容所跡で犠牲者に献花。人種主義を批判。
- 28日▶CDUの裏金疑惑を調査する連邦議会の特別委員会、ショイブレ前党首、パウマイスター元会計担当を証人喚問。
- 29日▶国内カトリック教会の最高機関であるドイツ司教会議、ナチス時代にユダヤ人らを強制労働に従事させたことに対し、補償金を拠出すると発表。被害者に直接支払う計画。
▶裏金疑惑を調査する特別委員会、28日に引き続き、両氏を証人喚問。献金を受けた経緯などは食い違ったままで、疑惑の解明にはつながらず。
- 30日▶ハレ上級地方裁判所、モザンブーク人に対する殺人罪に問われた極右のドイツ人に終身刑、少年2人に禁固9年の判決。
- 31日▶連邦会計監査院、ハノーバー国際博覧会の財政状況を調査する意向を示す。万博終了時の赤字額は11~12億ユーロに達する見通し。

9 月

- 4日▶フィッシャー外相、EU拡大について国民投票を行う可能性を否定。
- 12日▶フィッシャー外相、トリポリを訪れ、リビアに対し謝意を表す。リビアがフィリピンでの人質交渉に参加することで、フィリピン・ホロ島でイスラム過激派に監禁されていたドイツ人が解放されたことを受けて。
- 14日▶連邦内務省、極右団体「ブラッド・アンド・オナー」のドイツ支部とその青

年組織を非合法化したと発表。

- 16日▶世界最大のビール祭り「オクトーバーフェスト」、ミュンヘンで開幕。
- 18日▶シュレーダー首相、2001年末までに国内全学校にパソコンを配備するとした情報技術（IT）の利用促進策を発表。同政策には、国立図書館でのパソコン無料利用や行政サービスのネット提供も含む。
- 21日▶連邦大蔵省、9月の月例報告で2000年の実質GDP成長率を2.75%から約3%に上方修正。
- 22日▶連邦環境省、98年5月から中断していた使用済み核燃料のフランス輸送を年内に再開することを表明。
 - ▶シュレーダー首相、独訪問中のアマート首相と会談。EU拡大が両国にとって最重要課題のひとつであるとの認識で一致。
- 25日▶シュレーダー首相、ロシアでプーチン大統領とユーゴスラビア大統領選などにつき会談。
- 26日▶トラックやバスの運転手ら、油価高騰に抗議しベルリンでデモ。
- 28日▶ベルリンの連邦参議院議事堂、完成。同院の本会議は今後、ベルリンで開催。

イタリア

ITALY

8月

- 8日▶ディーニ外相、リビアのトリポリでカダフィ大佐と会談。両国の政治、経済関係の強化を確認。
- 14日▶アマート首相、ローマでイスラエルのベンアミ外相代行と会談。中東和平努力への支持を続けると表明。
- 19日▶世界青少年週間の祈りの集会、ローマで開催。200万人超の若者が参加。
- 22日▶ミラノの財務警察、アニメキャラクター「ポケモン」関連グッズの偽物を

生産、輸入、販売していた業者24人を告発。

- 24日▶次世代携帯電話入札への参加申請、締切り。8企業・グループが申請文書を提出。
- 31日▶ローマのフランчесコ・ルッテリ市長、与党・中道左派連合の次期首相候補に出馬することを表明。

9月

- 13日▶中道左派連合、10月14日の連合大会にて次期首相候補を発表することで合意。
- 15日▶政府、燃料費高騰に対するストを回避するため、トラック運転手組合と燃料税引き下げなどで合意。
- 24日▶警察当局、密入国を企てトルコ籍の貨物船に乗っていた527人を収容。大半がクルド人。
- 25日▶アマート首相、中道左派連合の次期首相候補にルッテリ・ローマ市長を推すと表明。
- 27日▶ディーニ外相、公式訪問中の白南淳・朝鮮民主主義人民共和国外相と会談。両国間の投資促進・保護、経済協力、科学協力の3協定に調印。
- 29日▶2001年度（暦年）予算法案、閣議決定。所得税、法人税減税など、28兆リラにのぼる大幅な減税を予定。アマート首相、減税分は景気拡大に伴う税収増、脱税摘発の強化などで賄える、と説明。2000年の実質GDP成長率を2.8%、2001年を2.9%と予測。

オランダ

NETHERLANDS

8月

- 30日▶通信会社KPN、2000年前半期の最終損益が1,900万ユーロの赤字に転落。次世代携帯電話事業の高額での免許落札が負担。政府、年内の同社株の売り

出しの中止を決定。

9 月

- 12日▶議会下院、同性愛の結婚を認める法案を可決。2001年早々にも施行の見通し。
20日▶欧州委、オペル・オランダがオランダ以外のEU加盟国からの新車販売を拒否したとして同社に4,300万ユーロの罰金を決定。

ベルギー

BELGIUM

8 月

- 2日▶日産自動車、追浜工場、九州工場、丸山工場内の樹脂燃料タンクの生産設備をベルギーの化学品メーカー、ソルベイ社の日本法人に譲渡すると発表。

デンマーク

DENMARK

8 月

- 22日▶中銀、主要政策金利（貸出金利）を0.2ポイント引き上げ、4.9%にすることを決定。23日から実施。
28日▶経済省、経済見通しを発表。実質GDP成長率見通しは、2000年、2001年とも1.8%。
29日▶中銀、主要政策金利を0.2ポイント引き上げ、5.1%にすることを決定。30日から実施。
▶大蔵省、2001年度予算案発表。126億クローネの黒字（GDP比2.8%）の見込み。

9 月

- 2日▶中銀、主要政策金利を0.1ポイント引き下げ、5.0%にすることを決定。6日から実施。
26日▶中銀、主要政策金利を0.1ポイント引き上げ、5.1%にすることを決定。27

日から実施。

- 28日▶国民投票で通貨統合参加を否決。参加賛成46.9%、反対53.1%。
29日▶中銀、主要政策金利を0.5ポイント引き上げ、5.6%にすることを決定。即日実施。

アイルランド

IRELAND

8 月

- 15日▶中央統計局、7月の消費者物価上昇率を6.2%と発表。過去15年間で最高の水準を高進。

スペイン

SPAIN

8 月

- 18日▶電話業界最大手のテレフォニカ、ドイツ携帯電話市場に参入。落札価格は84億ユーロ。

9 月

- 11~14日▶国王夫妻、ポルトガルを公式訪問。
19日▶原油高への抗議で、農業団体や漁業団体が34都市で大規模なデモを実施。石油精製所などへの交通を遮断するほか、港湾を封鎖。
23日▶政府、2001年度予算案を採択。「赤字ゼロ」を目指す画期的なもの。

ポルトガル

PORTUGAL

8 月

- 7日▶中央銀行の発表によると、2000年1~4月の対ポルトガル外国直接投資受け入れ額は1兆689億2,800万エスクード（前年同期比47%増）。うち製造業への投資が61.3%、主要な投資国は、ドイツ、英国、フランス。
14日▶国家統計院（INE）によると、燃料価

格、交通料金の値上げにより、7月の消費者物価上昇率は前年同月比3.2%増に。

22日▶INE、6月の工業生産を前年同期比2.1%の減少と発表。最も減少したのは製造業で、うち耐久消費財が7.2%減、投資財が6.9%減。

19日▶INEによると、2000年1～5月の貿易は前年同期比で、輸出が9.9%増となったのに対し、輸入が18.1%もの増加、貿易赤字は33.6%増に。

9 月

12日▶グテーレス首相、内閣を一部改造。財務経済省を財務省と経済省に分割、モウラ財務経済大臣を財務大臣に、ポルトガル電力のソーサ会長を経済大臣に起用。

ギリシャ

GREECE

8 月

28日▶林野火災が深刻化。アルバニア国境から南部にかけて15万ヘクタールを焼失。

9 月

3日▶カンボジア船籍の貨物船、ギリシャ沖約40キロの海上で沈没。乗組員が1人死亡したほか、多量の石油が流出。

5日▶中銀、金利の引き下げを発表。主要政策金利の短期買いオペ金利を0.75ポイント下げ7.5%に。2001年1月のユーロ導入に向け、ユーロ圏との金利収れんを図る措置。

7日▶パパンドレウ外相、ベオグラードでミロシェビッチ大統領と会談。24日にユーゴで行われる大統領選、議会選挙が公正に行われるよう要請。

26日▶国内のフェリー、エーゲ海のパロス島沖で座礁し沈没。死者は60人以上。

27日▶司法当局、沈没したフェリーの船長らを拘束。業務上過失致死などで取り調べ。

オーストリア

AUSTRIA

8 月

21日▶ウィーン西約90キロのペヒラルンで、観光バスとトラックが衝突。夏休み旅行中の生徒8人が死亡。

31日▶オーストリア国営テレコム、次世代携帯電話事業免許の入札を11月6～10日に実施すると発表。最低価格は7億3,760万ユーロ。

9 月

8日▶シュッセル首相、EU「賢人委員会」の報告を受け、制裁の即時解除を要求。

12日▶シュッセル首相、EUの外交制裁の解除に対し、歓迎の意を表明。

13日▶自由党のハイダー前党首、「EUの外交制裁は何の効果ももたらさなかった」と批判。

スウェーデン

SWEDEN

8 月

24日▶米国フォード傘下のボルボ・カーズ、同社製乗用車「S80」の前輪サスペンションに問題があるとして11万6,000台のリコールを発表。

9 月

5日▶欧州委、ボルボによる仏ルノーのトラック部門子会社RVI買収を承認。

12日▶エリクソン、米国マイクロソフトと携帯型インターネット端末の技術開発や販売の協力などを目的とした合併会社の発足を発表。本社はストックホルム。

19日▶政府、2001年度予算案を発表。好調な

スウェーデン経済を背景に労働環境の改善、教育、福祉、環境に重点。

- 28日▶ステンレス大手アベスタ・シェフィールド、フィンランドの金属大手オウトクンプのステンレス部門と合併することで合意したと発表。世界第2位のステンレスメーカー誕生へ。社名は「アベスタポラリト」。

フィンランド

FINLAND

8 月

- 8日▶ノキア、デジタル加入者線（DSL）のサービスなどの強化を目的とし米インターネット関連技術会社、ディスカバリー・コムを買収することで合意したと発表。
- 11日▶ハロネン大統領、アラファトパレスチナ解放機構議長とヘルシンキで会談。
- 26日▶未婚の母として知られるハロネン大統領、長年のパートナーのペンティ・アラヤルビ氏（政府系研究所主任研究員）と結婚。

9 月

- 5日▶ニューヨークで開催した国連ミレニアム総会（第55回総会）の議長にホルケリ元首相が選出。
- 13日▶トランスペアレンシー・インターナショナル、世界各国の汚職ランキングを発表。フィンランドが汚職と縁の薄い国の第一位に。

スイス

SWITZERLAND

8 月

- 8日▶国連の対シエラレオネ共和国経済制裁に伴い、ダイヤモンドの輸入を禁止。
- 30日▶クレディ・スイス、米証券会社ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレットを買収した旨発表。

9 月

- 22日▶ユーロ相場支援への協調介入に不参加を表明。
- 24日▶外国人制限案、エネルギー課税案など問う国民投票実施。いずれも否決。

ノルウェー

NORWAY

8 月

- 9日▶対中銀預金金利と対市中銀行翌日物貸出金利を0.5ポイント引き上げ、それぞれ、6.75%、8.75%とすることを決定。10日から実施。
- 29日▶日本・ノルウェーの産業協力に向け、官民合同会合を開催。

9 月

- 20日▶対中銀預金金利と対市中銀行翌日物貸出金利を0.25ポイント引き上げ、それぞれ、7%、9%とすることを決定。21日から実施。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1994年	4.4	2.3	9.3	2.7	1.8	12.4	2.3	2.7	9.6	2.2	3.9	11.1
95年	2.8	2.9	8.0	2.1	1.8	11.8	1.7	1.7	9.4	2.9	5.4	11.6
96年	2.6	3.0	7.2	1.5	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	1.1	4.0	11.6
97年	3.5	2.8	5.5	2.0	1.2	12.5	1.5	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7
98年	2.6	2.6	4.7	3.2	0.7	11.9	2.2	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8
99年	2.1	2.3	4.3	2.9	0.5	11.2	1.5	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4
1999年 1～3月	1.6	2.5	4.5	*0.4	-	-	0.8	-	-	1.1	1.3	11.9
4～6月	1.7	2.3	4.4	*0.8	-	-	1.3	-	-	1.1	1.6	11.7
7～9月	2.3	2.2	4.2	*1.0	-	-	1.5	-	-	1.3	1.7	11.1
10～12月	2.8	2.2	4.1	*0.8	-	-	2.3	-	-	2.2	2.1	11.1
2000年 1～3月	3.0	2.1	4.0	*0.7	-	-	3.4	-	-	3.0	2.4	11.4
4～6月	3.1	2.1	3.8	*0.7	-	-	3.1	-	-	2.6	2.6	10.8
1999年 7月	-	2.2	4.2	-	0.4	11.2	-	0.6	10.3	-	1.7	-
8月	-	2.1	4.2	-	0.5	11.3	-	0.7	10.3	-	1.7	-
9月	-	2.1	4.2	-	0.7	11.1	-	0.7	10.1	-	1.8	-
10月	-	2.2	4.1	-	0.8	11.0	-	0.8	9.9	-	2.0	-
11月	-	2.2	4.1	-	0.9	10.8	-	1.0	10.0	-	2.0	-
12月	-	2.2	4.0	-	1.3	10.6	-	1.2	10.3	-	2.1	-
2000年 1月	-	2.1	4.0	-	1.6	10.5	-	1.6	11.0	-	2.2	-
2月	-	2.2	4.0	-	1.4	10.2	-	1.8	10.9	-	2.4	-
3月	-	2.0	3.9	-	1.5	10.0	-	1.9	10.6	-	2.5	-
4月	-	1.9	3.8	-	1.3	9.9	-	1.5	9.8	-	2.3	-
5月	-	2.0	3.8	-	1.5	9.8	-	1.4	9.3	-	2.5	-
6月	-	2.2	3.8	-	1.7	9.6	-	1.9	9.1	-	2.7	-
7月	-	2.2	3.7	-	1.7	9.7	-	1.9	9.3	-	2.6	-
8月	-	-	-	-	1.8	9.6	-	1.8	9.3	-	2.6	-

	スペイン			ポルトガル			ギリシャ			オランダ		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1994年	2.3	4.7	24.2	0.8	5.2	6.9	1.5	10.9	9.6	3.2	2.7	7.5
95年	2.7	4.7	22.9	1.9	4.2	7.3	2.0	8.9	10.0	2.3	2.0	7.0
96年	2.3	3.6	22.2	3.0	3.1	7.3	2.6	8.2	9.8	3.1	1.4	6.6
97年	3.8	2.0	20.8	3.6	2.2	6.7	3.2	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5
98年	4.0	1.8	18.8	3.9	2.8	5.0	3.5	4.8	9.9	4.1	2.0	4.1
99年	3.7	2.3	15.9	3.0	2.5	4.4	3.5	2.6	11.7	3.9	2.2	3.2
1999年 1～3月	3.6	1.8	17.0	2.8	2.8	4.8	-	-	-	3.0	2.2	3.7
4～6月	3.7	2.3	15.6	2.8	2.5	4.5	-	-	-	3.1	2.2	3.1
7～9月	3.8	2.4	15.4	3.2	2.0	4.2	-	-	-	3.6	2.3	3.1
10～12月	3.9	2.7	15.4	3.2	2.0	4.1	-	-	-	4.6	2.1	2.9
2000年 1～3月	4.1	2.9	15.0	-	1.8	4.4	-	-	-	4.7	2.0	3.0
4～6月	-	3.2	14.0	-	2.5	3.8	-	-	-	4.1	-	-
1999年 7月	-	2.2	-	-	2.1	-	-	2.1	-	-	2.1	3.1
8月	-	2.4	-	-	1.9	-	-	2.0	-	-	2.6	3.1
9月	-	2.5	-	-	2.0	-	-	2.0	-	-	2.2	3.0
10月	-	2.5	-	-	2.0	-	-	2.2	-	-	2.1	3.0
11月	-	2.7	-	-	2.0	-	-	2.6	-	-	2.2	2.7
12月	-	2.9	-	-	2.0	-	-	2.7	-	-	2.2	2.9
2000年 1月	-	2.9	-	-	2.1	-	-	2.6	-	-	2.0	2.9
2月	-	3.0	-	-	1.8	-	-	2.9	-	-	2.0	3.1
3月	-	2.9	-	-	1.5	-	-	3.1	-	-	1.9	2.9
4月	-	3.0	-	-	2.1	-	-	2.6	-	-	1.9	2.8
5月	-	3.1	-	-	2.6	-	-	2.9	-	-	2.4	2.4
6月	-	3.4	-	-	2.9	-	-	2.7	-	-	2.7	2.4
7月	-	3.6	-	-	3.2	-	-	2.6	-	-	2.8	-
8月	-	3.6	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-	-

1) GDP成長率は前年比および前年同期比 *は前期比 〃は推定値
 2) 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比
 3) ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、99年より半期(1月～6月、7月～12月)平均値
 資料：各国統計による。ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

ベルギー			ルクセンブルク			デンマーク			アイルランド			オーストリア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.4	2.4	13.9	9.1	2.2	2.6	5.5	n.a.	7.2	5.5	2.4	14.1	2.4	3.0	6.5
2.3	1.5	14.1	4.1	1.9	2.9	2.8	n.a.	7.2	8.3	2.5	12.1	1.7	2.2	6.6
0.9	2.1	13.8	5.3	1.4	3.3	2.5	2.0	6.8	7.7	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0
3.2	1.6	13.3	7.5	1.4	3.7	3.1	1.9	5.6	10.7	1.5	9.8	1.2	1.3	7.1
2.9	1.0	12.6	7.5	1.0	3.3	2.5	1.3	5.2	8.9	2.4	7.4	2.9	0.9	7.2
2.5	1.1	11.7	-	1.0	3.1	1.7	2.1	5.2	9.8	1.6	5.6	2.1	0.6	6.7
-	-	-	-	-	-	0.7	1.4	5.4	8.8	-	6.0	1.0	0.5	8.5
-	-	-	-	-	-	2.3	1.7	5.4	8.1	-	5.7	1.4	0.4	6.2
-	-	-	-	-	-	1.3	2.3	5.2	11.0	-	5.5	2.5	0.5	5.3
-	-	-	-	-	-	2.4	2.8	4.9	-	-	5.1	3.3	1.0	6.6
-	-	-	-	-	-	1.7	2.9	4.9	-	-	-	3.9	1.6	7.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.1	5.3
-	0.7	12.0	-	0.2	2.9	-	2.0	5.2	-	1.2	5.6	-	0.4	5.3
-	0.9	12.7	-	1.3	2.9	-	2.4	5.2	-	1.4	5.5	-	0.5	5.3
-	1.2	12.2	-	1.7	3.1	-	2.4	5.1	-	1.5	5.4	-	0.5	5.4
-	1.3	11.8	-	1.9	3.1	-	2.6	5.0	-	1.5	5.2	-	0.8	5.8
-	1.5	11.3	-	1.9	3.1	-	2.7	4.9	-	2.1	5.1	-	0.8	6.6
-	1.9	11.3	-	2.4	3.1	-	3.1	4.9	-	3.4	5.0	-	1.4	7.3
-	1.8	11.3	-	3.2	3.3	-	2.8	5.0	-	4.0	4.9	-	1.2	8.4
-	2.0	11.0	-	2.7	3.2	-	2.8	4.9	-	4.3	4.9	-	1.7	8.0
-	2.3	10.6	-	2.8	3.1	-	3.0	4.8	-	4.6	4.8	-	1.9	6.6
-	2.0	10.6	-	2.7	2.9	-	2.9	4.7	-	4.9	4.7	-	1.9	5.9
-	2.2	10.1	-	2.6	2.8	-	2.8	4.8	-	5.2	4.6	-	1.8	5.3
-	2.8	10.1	-	3.3	2.7	-	-	-	-	5.5	4.5	-	2.7	4.7
-	2.8	11.2	-	3.4	2.7	-	-	-	-	6.2	4.4	-	2.8	4.5
-	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	6.2	-	-	2.7	4.6

スウェーデン			フィンランド			スイス			ノルウェー			アイスランド		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
3.3	2.2	8.0	4.5	1.1	16.6	1.0	0.9	4.7	5.7	1.4	5.4	2.0	1.7	4.7
3.9	2.5	7.7	4.0	1.0	15.4	0.8	1.8	4.2	3.7	2.4	4.9	3.2	1.7	5.0
1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.0	0.8	4.7	4.8	1.3	4.9	4.9	2.3	4.4
1.8	0.5	8.0	5.6	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2	3.5	2.6	4.1	4.5	1.8	3.9
2.9	0.1	6.5	4.9	1.4	11.4	2.1	0.0	3.9	2.0	2.2	3.2	5.0	1.9	2.8
3.8	0.4	5.6	3.5	1.2	10.2	1.7	0.8	2.7	0.8	2.3	3.2	4.4	3.4	1.9
4.5	0.1	5.7	2.7	0.7	10.9	1.0	0.3	3.3	0.8	2.3	3.1	-	1.4	2.4
4.1	0.2	5.4	3.4	1.2	11.7	1.1	0.3	2.7	0.9	2.5	3.3	-	1.9	2.3
4.1	0.7	6.0	2.8	1.1	8.9	1.6	0.6	2.4	0.7	2.3	3.2	-	4.1	1.9
3.8	1.1	5.2	3.5	1.7	9.3	3.1	1.1	2.3	0.9	2.0	3.4	-	5.3	1.6
3.9	0.8	5.4	5.2	2.7	11.0	3.9	1.6	-	1.0	2.9	3.9	-	5.8	1.8
-	0.8	4.4	-	3.0	11.1	3.8	-	-	2.6	2.9	3.3	-	5.5	1.4
-	0.2	6.4	-	1.2	8.6	-	0.7	2.5	-	1.9	3.3	-	3.2	-
-	0.7	6.1	-	1.1	9.0	-	0.9	2.4	-	1.9	3.3	-	4.1	-
-	1.0	5.5	-	1.1	9.1	-	1.2	2.3	-	2.1	3.1	-	4.9	-
-	0.9	5.2	-	1.3	9.5	-	1.2	2.3	-	2.5	3.2	-	5.3	-
-	0.9	5.2	-	1.6	9.4	-	1.3	2.4	-	2.8	3.3	-	5.0	-
-	1.3	5.3	-	2.0	9.1	-	1.7	2.5	-	2.8	3.7	-	5.6	-
-	0.5	5.7	-	2.2	10.6	-	1.6	2.6	-	2.9	3.6	-	5.8	-
-	0.9	5.4	-	2.7	11.3	-	1.6	2.4	-	3.2	3.8	-	5.6	-
-	1.0	5.1	-	3.1	11.2	-	1.5	2.3	-	2.5	4.0	-	5.9	-
-	0.9	4.7	-	2.7	11.0	-	1.4	2.1	-	2.6	3.6	-	5.0	-
-	1.0	4.1	-	2.9	11.9	-	1.6	1.9	-	2.8	3.4	-	5.9	-
-	0.8	5.1	-	3.5	10.3	-	1.9	1.8	-	3.3	3.2	-	5.5	-
-	0.8	5.2	-	3.7	7.8	-	2.0	1.8	-	3.3	3.3	-	5.6	-
-	-	-	-	-	-	-	1.3	1.8	-	3.2	-	-	-	-

注1：97年1月からのオーストリアの消費者物価上昇率は、調整品目・方法をEU基準に合わせるとともに96年=100としたCPIに基づく新統計。

注2：アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀からCentral Statistics Office統計値に変更。

注3：デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。

2000年10月2日現在

国名	通貨	略号	交換レート	備考
ユーロ圏11カ国	ユーロ	EUR	96.96	
フランス	仏フラン	F.F.R.	14.78	6.55957
ドイツ	独マルク	D.M.	49.58	1.95583
イタリア	伊リラ	LIT.	5.01注2	1.93627
オランダ	オランダ・ギルダー	D.G.L.	44.00	2.20371
ベルギー	ベルギー・フラン	B.F.R.	240.35注2	40.3399
スペイン	スペイン・ペセタ	S.PESETA	58.27注2	166.386
ポルトガル	ポルトガル・エスクード	P.ESC	0.49	200.482
アイルランド	アイルランド・ポンド	IRELAND £	123.11	0.787564
オーストリア	オーストリア・シリング	A.SCH.	7.05	13.7603
フィンランド	フィンランド・マルカ	MARKKA	16.31	5.94573
英国	英ポンド	STG.£	163.53	
デンマーク	デンマーク・クローネ	D.K.R.	13.10	
ギリシャ	ドラクマ	DR.	0.28	
スイス	スイス・フラン	S.F.R.	63.56	
スウェーデン	スウェーデン・クローネ	S.K.R.	11.60	
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	N.K.R.	12.23	
アイスランド	アイスランド・クローネ	I.K.R.	1.31	

注：1) 交換レートは、現地通貨当たりの円貨額（売り相場）を表示。

ユーロ圏11カ国の備考欄は、1 EURに対する各国通貨の交換レート。

2) イタリア、ベルギー、スペインはそれぞれ100LIT、100B.F.R.、100S.PESETA当たりの円貨額。

出所：東京三菱銀行EXCHANGE QUOTATIONS (Opening)、ただしギリシャ、アイスランドはFINANCIAL TIMES ホームページ“FT.com”による10月2日現在のレート。

JETRO ユーロトレンド

2000年10月号 (NO.43) 2000年10月15日発行

発行所 日本貿易振興会 海外経済情報センター海外調査部
〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。